

# 決算特別委員会議事順序

令和5年10月11日(水)  
午前9時30分  
大会議室

開 会

1 諸 報 告

2 付託議案審査

(1) 部局別審査 (農林水産部)

質 疑

(2) 部局別審査 (環境部)

質 疑

3 議 事 打 切 り

4 日 程 通 告

閉 会

## 報告第2号 令和4年度決算について

## I 財務諸表

## 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	1,668,235,053	1,735,743,384	△ 67,508,331
未収金	987,429,287	1,143,406,833	△ 155,977,546
有価証券	1,303,650,939	478,481,331	825,169,608
前払費用	1,095,840	1,372,974	△ 277,134
未成工事支出金	112,940,500	57,260,000	55,680,500
流動資産合計	4,073,351,619	3,416,264,522	657,087,097
2 固定資産			
(1) 特定資産			
森林整備関連資産	9,730,000	9,730,000	0
事業積立資産	20,860,000	20,860,000	0
農業後継者育成事業積立資産	654,011,513	756,595,104	△ 102,583,591
退職給付引当資産	274,354,584	274,893,808	△ 539,224
減価償却積立資産	65,431,127	76,661,412	△ 11,230,285
資金運用積立資産	1,223,296,902	1,223,296,902	0
森林損害対策積立資産	200,000,000	200,000,000	0
緑化基金積立資産	466,535,267	0	466,535,267
次世代施設園芸モデル団地事業資産	16	16	0
特定資産合計	2,914,219,409	2,562,037,242	352,182,167
(2) その他の固定資産			
建物	18,220,321	20,441,550	△ 2,221,229
構築物	2	2	0
車両運搬具	5,604,134	7,203,007	△ 1,598,873
機械	4	4	0
工具器具備品	1,035,377	2,163,692	△ 1,128,315
土地	47,527,950	47,527,950	0
森林	66,820,697,440	66,846,809,024	△ 26,111,584
電話加入権	1,401,000	1,401,000	0
差入保証金	367,500	257,500	110,000
長期立替金	29,360,066	29,043,763	316,303
農作業受託貸付金	2,100,000	4,200,000	△ 2,100,000
就農支援資金貸付金	0	130,000	△ 130,000
出資金	360,000	350,000	10,000
投資有価証券	3,401,000,000	4,339,000,000	△ 938,000,000
その他の固定資産合計	70,327,673,794	71,298,527,492	△ 970,853,698
固定資産合計	73,241,893,203	73,860,564,734	△ 618,671,531
資産合計	77,315,244,822	77,276,829,256	38,415,566

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りがもたらした多額の金利負担について

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	173,047,143	377,674,080	△ 204,626,937
未払費用	201,669,408	202,504,336	△ 834,928
未成工事受入金	46,822,392	7,838,920	38,983,472
前受金	8,174,500	8,279,700	△ 105,200
預り金	34,731,983	34,168,085	563,898
次期返済長期借入金	221,236,094	214,204,030	7,032,064
賞与引当金	50,998,818	50,258,781	740,037
流動負債合計	736,680,338	894,927,932	△ 158,247,594
2 固定負債			
預り保証金	1,400,000	1,400,000	0
県借入金	2,346,600,000	2,346,730,000	△ 130,000
公庫借入金	28,595,647,923	28,823,924,924	△ 228,277,001
市中金融機関等借入金	41,600,000,000	41,602,100,000	△ 2,100,000
借入金未払利息	1,264,118,858	1,264,118,858	0
退職給付引当金	274,354,584	274,893,808	△ 539,224
森林整備関連 事業預り金	790,000	790,000	0
固定負債合計	74,082,911,365	74,313,957,590	△ 231,046,225
負債合計	74,819,591,703	75,208,885,522	△ 389,293,819
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
出資金及び出捐金	469,046,300	537,943,349	△ 68,897,049
寄付金	214,765,213	248,451,755	△ 33,686,542
緑化基金	466,535,267	0	466,535,267
補助金	16	16	0
指定正味財産合計	1,150,346,796	786,395,120	363,951,676
(うち特定資産への充当額)	(1,150,346,796)	(786,395,120)	(363,951,676)
2 一般正味財産	1,345,306,323	1,281,548,614	63,757,709
(うち特定資産への充当額)	(787,228,029)	(798,458,314)	(△11,230,285)
正味財産合計	2,495,653,119	2,067,943,734	427,709,385
負債及び正味財産合計	77,315,244,822	77,276,829,256	38,415,566

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りがもたらした多額の金利負担について

貸借対照表内訳表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等 会 計	法人会計	内部取引 消 去	合 計
I 資産の部					
1 流動資産					
現金預金	1,436,950,260	215,411,746	15,873,047		1,668,235,053
未収金	1,180,608,177	1,286,156	12,708,907	△ 207,173,953	987,429,287
有価証券	1,303,650,939				1,303,650,939
前払費用	1,095,840				1,095,840
未成工事支出金	112,940,500				112,940,500
流動資産合計	4,035,245,716	216,697,902	28,581,954	△ 207,173,953	4,073,351,619
2 固定資産					
(1) 特定資産					
森林整備関連 事業積立資産	9,730,000				9,730,000
農地保有合理化 事業積立資産	20,860,000				20,860,000
農業後継者育成 事業積立資産	654,011,513				654,011,513
退職給付引当資産	274,354,584				274,354,584
減価償却積立資産	65,431,127				65,431,127
資金運用積立資産	1,223,296,902				1,223,296,902
森林損害対策 積立資産	200,000,000				200,000,000
緑化基金積立資産	455,501,267	11,034,000			466,535,267
次世代施設園芸モデル 団地事業資産		16			16
特定資産合計	2,903,185,393	11,034,016	0	0	2,914,219,409
(2) その他の固定資産					
建築物	18,220,321				18,220,321
構築物	2				2
車両運搬具	5,604,134				5,604,134
機械	4				4
工具器具備品	1,035,377				1,035,377
土地	47,527,950				47,527,950
森林	66,820,697,440				66,820,697,440
電話加入権	1,401,000				1,401,000
差入保証金	167,500		200,000		367,500
長期立替金	29,360,066				29,360,066
農作業受託貸付金	2,100,000				2,100,000
出資金	350,000		10,000		360,000
投資有価証券	3,401,000,000				3,401,000,000
その他の固定資産合計	70,327,463,794	0	210,000	0	70,327,673,794
固定資産合計	73,230,649,187	11,034,016	210,000	0	73,241,893,203
資産合計	77,265,894,903	227,731,918	28,791,954	△ 207,173,953	77,315,244,822

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りがもたらした多額の金利負担について

(単位：円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等 会 計	法人会計	内部取引 消 去	合 計
II 負債の部					
1 流動負債					
未払金	370,146,427	1,660,760	8,413,909	△ 207,173,953	173,047,143
未払費用	201,669,408				201,669,408
未成工事受入金	46,822,392				46,822,392
前受金	7,934,500	240,000			8,174,500
預り金	34,353,139		378,844		34,731,983
次期返済長期借入金	221,236,094				221,236,094
賞与引当金	48,297,215		2,701,603		50,998,818
流動負債合計	930,459,175	1,900,760	11,494,356	△ 207,173,953	736,680,338
2 固定負債					
預り保証金		1,400,000			1,400,000
県借入金	2,346,600,000				2,346,600,000
公庫借入金	28,595,647,923				28,595,647,923
市中金融機関等借入金	41,600,000,000				41,600,000,000
借入金未払利息	1,264,118,858				1,264,118,858
退職給付引当金	274,354,584				274,354,584
森林整備関連 事業預り金	790,000				790,000
固定負債合計	74,081,511,365	1,400,000	0	0	74,082,911,365
負債合計	75,011,970,540	3,300,760	11,494,356	△ 207,173,953	74,819,591,703
III 正味財産の部					
1 指定正味財産					
出資金及び出捐金	469,046,300				469,046,300
寄付金	214,765,213				214,765,213
緑化基金	455,501,267	11,034,000			466,535,267
補助金		16			16
指定正味財産合計	1,139,312,780	11,034,016	0	0	1,150,346,796
(うち特定資産への充当額)	(1,139,312,780)	(11,034,016)	(0)		(1,150,346,796)
2 一般正味財産					
(うち特定資産への充当額)	1,114,611,583	213,397,142	17,297,598	0	1,345,306,323
	(787,228,029)	(0)	(0)		(787,228,029)
正味財産合計	2,253,924,363	224,431,158	17,297,598	0	2,495,653,119
負債及び正味財産合計	77,265,894,903	227,731,918	28,791,954	△ 207,173,953	77,315,244,822

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りがもたらした多額の金利負担について

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入金	0	10,000	△10,000
受取入金	0	10,000	△10,000
特定資産運用益	2,139,203	2,750,781	△611,578
特定資産受取利息	2,139,203	2,750,781	△611,578
受取会費	20,041,000	20,241,000	△200,000
受取会費	20,041,000	20,241,000	△200,000
事業収益	2,114,399,286	1,915,848,401	198,550,885
農村地域づくり・農業の担い手育成事業収益	41,034,919	28,817,000	12,217,919
ひょうごの棚田保全・活性化事業収益	1,384,000	1,384,000	0
農村地域づくり・農業の担い手育成事業受講料収益	965,000	930,000	35,000
農地中間管理事業収益	53,502,705	48,104,073	5,398,632
特用地売事業等収益	15,547,400	11,401,000	4,146,400
特用地貸事業等収益	6,090	0	6,090
特例事業等収益	548,074	355,010	193,064
農業委員会支援事業収益	8,162,000	9,673,950	△1,511,950
施設利用料金収益	4,849,810	4,627,009	222,801
楽農生活推進事業収益	38,866,520	42,938,765	△4,072,245
楽農生活推進事業収益	10,186,750	9,783,100	403,650
主伐収益	278,241,086	262,034,621	16,206,465
利用間伐収益	30,448,073	16,487,325	13,960,748
立木補償金収益	770,180	11,733,797	△10,963,617
緑化事業収益	1,436,604,548	1,280,273,374	156,331,174
県有林等管理事業収益	52,096,669	46,024,736	6,071,933
三木山森林公園収益	125,721,577	122,255,790	3,465,787
施設活動収益	9,524,585	7,474,451	2,050,134
次世代施設園芸モデル団地事業収益	5,939,300	11,550,400	△5,611,100
受取補助金等	1,307,748,861	1,408,584,345	△100,835,484
受取農村地域づくり・農業の担い手育成事業補助金	46,517,000	56,248,525	△9,731,525
受取農地中間管理事業補助金	123,759,813	120,837,494	2,922,319
受取農業委員会支援事業補助金	25,087,000	25,161,000	△74,000
受取楽農生活推進事業補助金	17,405,000	18,409,000	△1,004,000
受取燃料高騰対策事業補助金	3,762,000	0	3,762,000
受取造林補助金	391,761,394	359,973,576	31,787,818
受取利子補給金	438,273,290	508,633,204	△70,359,914
受取緑化基金交付金	6,506,000	63,790,330	△57,284,330
受取緑化基金振替額	13,531,811	0	13,531,811
受取公社運営費補助金	196,080,553	207,858,676	△11,778,123
受取森林整備補助金	45,065,000	47,672,540	△2,607,540
受取寄付金	102,583,591	111,495,306	△8,911,715
受取農業後継者育成事業額	102,583,591	111,495,306	△8,911,715
雑収益	8,211,955	12,570,603	△4,358,648
受取利息	5,120,985	5,306,786	△185,801
雑収益	3,090,970	7,263,817	△4,172,847
経常収益計	3,555,123,896	3,471,500,436	83,623,460

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りがもたらした多額の金利負担について

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
(2) 経 常 費 用			
事 業 費	3,566,090,803	3,470,814,398	95,276,405
給 料 手 当	445,106,455	472,684,877	△27,578,422
賃 金	165,132,049	156,295,202	8,836,847
退 職 給 付 費 用	22,649,780	20,728,712	1,921,068
福 利 厚 生 費	116,719,237	117,883,748	△1,164,511
旅 費 交 通 費	25,866,775	22,086,597	3,780,178
通 信 運 搬 費	7,169,163	7,571,230	△402,067
減 価 償 却 費	6,987,572	13,873,802	△6,886,230
什 器 備 品 費	0	1,387,715	△1,387,715
消 耗 品 費	28,337,612	31,662,523	△3,324,911
修 繕 料	19,453,503	17,359,376	2,094,127
印 刷 製 本 費	7,998,584	7,615,977	382,607
燃 料 費	4,782,159	4,701,376	80,783
光 熱 水 料 費	26,005,527	21,332,241	4,673,286
賃 借 料	106,404,814	105,294,953	1,109,861
保 険 料	2,873,093	2,362,484	510,609
諸 謝 金	21,594,571	22,387,182	△792,611
租 税 公 課	50,918,200	46,904,360	4,013,840
支 払 負 担 金	23,433,769	62,627,277	△39,193,508
支 払 助 成 金	102,963,844	123,338,871	△20,375,027
支 払 利 息	437,438,362	453,001,927	△15,563,565
委 託 料	99,333,193	109,907,420	△10,574,227
工 事 請 負 費	1,605,297,434	1,435,471,269	169,826,165
用 地 費	15,547,400	11,401,000	4,146,400
売 上 原 価	147,582,174	134,385,950	13,196,224
分 収 交 付 金	41,900,247	39,896,530	2,003,717
雑 費	34,595,286	28,651,799	5,943,487
管 理 費	47,205,579	46,101,645	1,103,934
給 料 手 当	27,695,618	26,834,342	861,276
賃 金	1,905,644	1,771,960	133,684
福 利 厚 生 費	5,804,597	5,130,001	674,596
旅 費 交 通 費	795,852	524,796	271,056
通 信 運 搬 費	392,579	503,615	△111,036
消 耗 品 費	1,340,398	1,585,937	△245,539
印 刷 製 本 費	379,101	549,934	△170,833
燃 料 費	6,162	7,974	△1,812
光 熱 水 料 費	83,413	84,222	△809
賃 借 料	1,362,360	1,441,374	△79,014
諸 謝 金	4,458,085	4,500,500	△42,415
租 税 公 課	23,510	58,300	△34,790
支 払 負 担 金	1,275,600	1,265,600	10,000
委 託 料	693,000	748,000	△55,000
雑 費	989,660	1,095,090	△105,430
経 常 費 用 計	3,613,296,382	3,516,916,043	96,380,339
評 価 損 益 等 調 整 前 当 期 経 常 増 減 額	△58,172,486	△45,415,607	△12,756,879
森 林 振 替 額	121,470,590	98,155,331	23,315,259
評 価 損 益 等 計	121,470,590	98,155,331	23,315,259
当 期 経 常 増 減 額	63,298,104	52,739,724	10,558,380

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りがもたらした多額の金利負担について

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	459,607	0	459,607
車両運搬具売却益	459,607	0	459,607
経常外収益計	459,607	0	459,607
(2) 経常外費用			
除却損失	2	0	2
工具器具備品除却損	2	0	2
経常外費用計	2	0	2
森林振替額	0	0	0
当期経常外増減額	459,605	0	459,605
当期一般正味財産額増減額	63,757,709	52,739,724	11,017,985
一般正味財産期首残高	1,281,548,614	1,228,808,890	52,739,724
一般正味財産期末残高	1,345,306,323	1,281,548,614	63,757,709
II 指定正味財産の部			
受取緑化基金	480,067,078	0	480,067,078
一般正味財産への振替額	△116,115,402	△111,495,306	△4,620,096
当期指定正味財産額増減額	363,951,676	△111,495,306	475,446,982
指定正味財産期首残高	786,395,120	897,890,426	△111,495,306
指定正味財産期末残高	1,150,346,796	786,395,120	363,951,676
III 正味財産期末残高	2,495,653,119	2,067,943,734	427,709,385

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りもたらした多額の金利負担について

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りもたらした多額の金利負担について

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

科 目	公益目的事業会計						小計
	1 農村地域づくり・農業の担い手育成事業	2 農地の有効活用推進事業	3 農業委員会支援事業	4 「楽農生活」推進事業	5 森林の育成・整備に関する事業	6 兵庫県立三木山森林公園管理運営事業	
I 一般正味財産の部							
1 経常増減の部							
(1) 経常収益							
① 特定資産運用益	1,165,369	29,204	600	0	944,030	0	2,139,203
特定資産受取利息	1,165,369	29,204	600		944,030		2,139,203
② 受取会費	0	0	20,041,000	0	0	0	20,041,000
受取会費			20,041,000				20,041,000
③ 事業収益	43,383,919	69,604,269	8,162,000	49,130,530	1,773,160,556	130,313,927	2,073,755,201
農村地域づくり・農業の担い手育成事業収益	41,034,919						41,034,919
ひょうごの棚田保全・活性化事業収益	1,384,000						1,384,000
農村地域づくり・農業の担い手育成事業受講料収益	965,000						965,000
農地中間管理事業用地貸付事業収益等		53,502,705					53,502,705
用地例売事業収益等		15,547,400					15,547,400
用地例貸付事業収益等		6,090					6,090
手数料収益		548,074					548,074
農業委員会支援事業収益			8,162,000				8,162,000
施設利用料金収益				77,260		4,073,750	4,151,010
楽農生活推進事業受講料収益				38,866,520			38,866,520
楽農生活推進事業受取				10,186,750			10,186,750
主間伐収益					278,241,086		278,241,086
利用間伐収益					30,448,073		30,448,073
立木補償金収益					770,180		770,180
緑化事業収益					1,411,604,548		1,411,604,548
県有林等管理事業収益					52,096,669		52,096,669
三木山森林公園管理事業収益						125,721,577	125,721,577
施設活動収益						518,600	518,600
次世代施設園芸モデル団地事業施設貸付収益							0
④ 受取補助金等	62,208,788	172,447,288	60,283,000	58,979,867	928,235,495	1,636,000	1,283,790,438
受取農村地域づくり・農業の担い手育成事業補助金	46,517,000						46,517,000
受取農地中間管理事業補助金		123,759,813					123,759,813
受取農業委員会支援金			25,087,000				25,087,000
受取楽農生活推進事業補助金				17,405,000			17,405,000
受取燃料高騰対策事業補助金				2,126,000		1,636,000	3,762,000
受取造林補助金					391,761,394		391,761,394
受取利子補給金					438,273,290		438,273,290
受取緑化基金交付金					5,280,000		5,280,000
受取緑化基金振替額					13,531,811		13,531,811
受取公社運営費補助金	15,691,788	48,687,475	35,196,000	39,448,867	34,324,000		173,348,130
受取森林整備補助金					45,065,000		45,065,000
⑤ 受取寄付金	102,583,591	0	0	0	0	0	102,583,591
受取農業後継者育成事業寄付金振替額	102,583,591						102,583,591
⑥ 雑収益	667,843	1,955	55,008	250,000	5,405,063	975,500	7,355,369
受取利息	40,943	1,955	8		5,078,079		5,120,985
雑収益	626,900		55,000	250,000	326,984	975,500	2,234,384
経常収益計	210,009,510	242,082,716	88,541,608	108,360,397	2,707,745,144	132,925,427	3,489,664,802

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りがもたらした多額の金利負担について

(単位：円)

収益事業等会計				法人会計	内部取引 控除	合計	科 目
1 施設利用者等 への利便提供事 業	2 次世代施設園 芸モデル団地事 業	3 緑化推進助成 事業	小計				
							I 一般正味財産の部
							1 経常増減の部
							(1) 経常収益
0	0	0	0	0	0	2,139,203	① 特定資産運用益
			0			2,139,203	特定資産受取利息
0	0	0	0	0	0	20,041,000	② 受取会費
			0			20,041,000	受取会費
9,704,785	5,939,300	0	15,644,085	25,000,000	0	2,114,399,286	③ 事業収益
			0			41,034,919	農村地域づくり・農業の担い手 育成事業の田保全・益
			0			1,384,000	よごの棚田保全・益
			0			965,000	活性化事業の担い手
			0			53,502,705	農村地域づくり・農業の担い手 育成事業の講料取
			0			15,547,400	農地中間管理事業収益等
			0			6,090	農地例貸事業収益等
			0			548,074	農地例貸事業収益等
			0			8,162,000	農業委員会支援事業収益
698,800			698,800			4,849,810	施設利用料金収益
			0			38,866,520	農業生活推進益
			0			10,186,750	農業生活推進事業益
			0			278,241,086	受講料取
			0			30,448,073	主伐取
			0			770,180	利用間伐取
			0			1,436,604,548	立木補償金取
			0	25,000,000		52,096,669	緑化事業取
			0			125,721,577	県有林等管理事業取
			0			9,524,585	三木山森林公園取
9,005,985			9,005,985			5,939,300	施設活動取
	5,939,300		5,939,300				次世代施設園芸モデル団地 事業施設貸付取
0	0	1,226,000	1,226,000	22,732,423	0	1,307,748,861	④ 受取補助金等
			0			46,517,000	受取農村地域づくり・ 農業の担い手育成事業補助 金
			0			123,759,813	受取農地中間管理 補助金
			0			25,087,000	受取農業委員会支 援金
			0			17,405,000	受取農業生活推 進金
			0			3,762,000	受取燃料高騰対策事業補助 金
			0			391,761,394	受取造林補助金
			0			438,273,290	受取利子補給金
		1,226,000	1,226,000			6,506,000	受取緑化基金交付金
			0			13,531,811	受取緑化基金振替額
			0	22,732,423		196,080,553	受取公社運営費補助金
			0			45,065,000	受取森林整備補助金
0	0	0	0	0	0	102,583,591	⑤ 受取寄付金
			0			102,583,591	受取農業後継者育成事業 寄付金振替額
370,586	0	0	370,586	486,000	0	8,211,955	⑥ 雑収益
			0			5,120,985	受取利息
370,586			370,586	486,000		3,090,970	雑収益
10,075,371	5,939,300	1,226,000	17,240,671	48,218,423	0	3,555,123,896	経常収益計

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りがもたらした多額の金利負担について

科 目	公益目的事業会計						小計
	1 農村地域づくり・農業の担い手育成事業	2 農地の有効活用推進事業	3 農業委員会支援事業	4 「楽農生活」推進事業	5 森林の育成・整備に関する事業	6 兵庫県立三木山森林公園管理運営事業	
(2) 経常費用							
① 事業費	211,947,453	242,007,322	85,989,312	108,775,121	2,768,063,327	134,966,669	3,551,749,204
給料手当	28,500,373	78,063,343	31,217,010	19,468,365	239,981,561	47,875,803	445,106,455
賃借金	20,157,948	19,876,209	12,702,634	26,419,348	80,178,419	3,686,511	163,021,069
退職給付費用			2,854,283		19,795,497		22,649,780
福利厚生費	11,381,386	17,477,263	6,704,139	13,777,453	58,828,385	8,412,575	116,581,201
旅費交通費	6,164,285	2,288,042	3,896,928	967,744	11,807,870	698,506	25,823,375
通信運搬費	783,371	375,257	1,153,758	1,515,308	2,423,130	918,339	7,169,163
減価償却費	138,508		149,461		6,699,603		6,987,572
消耗品費	2,948,654	653,162	2,611,564	6,914,888	8,518,814	5,642,307	27,289,389
修繕料			72,050	13,953,736	3,518,975	1,908,742	19,453,503
印刷製本費	2,313,243	442,530	3,299,544	1,073,937	41,030	731,500	7,901,784
燃料費		650,173		569,224	3,284,343	278,419	4,782,159
光熱水料費	208,532	145,972	145,972	5,696,935	2,401,385	14,025,531	22,624,327
賃借料	6,332,746	60,634,812	7,664,343	5,603,037	19,885,150	1,495,166	101,615,254
保険料	274,323	431,240	34,690	223,586	1,344,612	284,642	2,593,093
諸謝金	11,015,071	1,493,882	2,616,902	1,589,295	1,634,833	3,244,588	21,594,571
租税公課	2,185,134	202,950	332,017	577,204	41,159,705	5,402,430	49,859,440
支払負担金	90,000	310,000	2,501,258	60,000	19,206,511	64,000	22,231,769
支払助成金	102,394,584		569,260				102,963,844
支払利息					437,438,362		437,438,362
委託料	16,532,299	40,452,117	5,599,701	10,139,601	8,201,427	18,294,048	99,219,193
工事請負費用		0			1,583,626,952	21,670,482	1,605,297,434
用地費		15,547,400					15,547,400
売上原価					147,582,174		147,582,174
分収交付金					41,900,247		41,900,247
雑費	526,996	2,962,970	1,863,798	225,460	28,604,342	333,080	34,516,646
② 管理費	0	0	0	0	0	0	0
給料手当							0
賃借金							0
福利厚生費							0
旅費交通費							0
通信運搬費							0
消耗品費							0
印刷製本費							0
燃料費							0
光熱水料費							0
賃借料							0
諸謝金							0
租税公課							0
支払負担金							0
委託料							0
雑費							0
経常費用計	211,947,453	242,007,322	85,989,312	108,775,121	2,768,063,327	134,966,669	3,551,749,204
評価損益等調整前当期経常増減額	△1,937,943	75,394	2,552,296	△414,724	△60,318,183	△2,041,242	△62,084,402
森林振替額					121,470,590		121,470,590
評価損益等計	0	0	0	0	121,470,590	0	121,470,590
当期経常増減額	△1,937,943	75,394	2,552,296	△414,724	61,152,407	△2,041,242	59,386,188

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りがもたらした多額の金利負担について

(単位：円)

収益事業等会計				法人会計	内部取引 控除	合計	科 目
1 施設利用者等 への利便提供事 業	2 次世代施設園 芸モデル団地事 業	3 緑化推進助成 事業	小計				
							(2) 経 常 費 用
7,731,364	5,384,235	1,226,000	14,341,599	0	0	3,566,090,803	① 事業費
			0			445,106,455	給 料 手 当
2,110,980			2,110,980			165,132,049	賃 金
			0			22,649,780	退 職 給 付 費 用
138,036			138,036			116,719,237	福 利 厚 生 費
43,400			43,400			25,866,775	旅 費 交 通 費
			0			7,169,163	通 信 運 搬 費
			0			6,987,572	減 価 償 却 費
1,048,223			1,048,223			28,337,612	消 耗 品 費
			0			19,453,503	修 繕 料 費
96,800			96,800			7,998,584	印 刷 製 本 費
			0			4,782,159	燃 料 費
3,381,200			3,381,200			26,005,527	光 熱 水 料 費
	4,765,560	24,000	4,789,560			106,404,814	賃 借 料 費
	280,000		280,000			2,873,093	保 険 料 費
			0			21,594,571	諸 謝 金
720,745	338,015		1,058,760			50,918,200	租 税 公 課
		1,202,000	1,202,000			23,433,769	支 払 負 担 金
			0			102,963,844	支 払 助 成 金
			0			437,438,362	支 払 利 息
114,000			114,000			99,333,193	委 託 料 費
			0			1,605,297,434	工 事 請 負 費
			0			15,547,400	用 地 費
			0			147,582,174	売 上 原 価
			0			41,900,247	分 収 交 付 金
77,980	660		78,640			34,595,286	雑 費
0	0	0	0	47,205,579	0	47,205,579	② 管理費
			0	27,695,618		27,695,618	給 料 手 当
			0	1,905,644		1,905,644	賃 金
			0	5,804,597		5,804,597	福 利 厚 生 費
			0	795,852		795,852	旅 費 交 通 費
			0	392,579		392,579	通 信 運 搬 費
			0	1,340,398		1,340,398	消 耗 品 費
			0	379,101		379,101	印 刷 製 本 費
			0	6,162		6,162	燃 料 費
			0	83,413		83,413	光 熱 水 料 費
			0	1,362,360		1,362,360	賃 借 料 費
			0	4,458,085		4,458,085	諸 謝 金
			0	23,510		23,510	租 税 公 課
			0	1,275,600		1,275,600	支 払 負 担 金
			0	693,000		693,000	委 託 料 費
			0	989,660		989,660	雑 費
7,731,364	5,384,235	1,226,000	14,341,599	47,205,579	0	3,613,296,382	経 常 費 用 計
2,344,007	555,065	0	2,899,072	1,012,844	0	△58,172,486	評 価 損 益 等 調 整 前 当 期 経 常 増 減 額
			0			121,470,590	森 林 振 替 額
0	0	0	0	0	0	121,470,590	評 価 損 益 等 計
2,344,007	555,065	0	2,899,072	1,012,844	0	63,298,104	当 期 経 常 増 減 額

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りがもたらした多額の金利負担について

科 目	公益目的事業会計						小計
	1 農村地域づくり・農業の担い手育成事業	2 農地の有効活用推進事業	3 農業委員会支援事業	4 「楽農生活」推進事業	5 森林の育成・整備に関する事業	6 兵庫県立三木山森林公園管理運営事業	
2 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
① 固定資産売却益	0	0	0	0	459,607	0	459,607
車両運搬具売却益					459,607		459,607
経常外収益計	0	0	0	0	459,607	0	459,607
(2) 経常外費用							
① 除却損失	0	0	0	0	2	0	2
工具器具備品除却損					2		2
経常外費用計	0	0	0	0	2	0	2
森林振替額					0		0
当期経常外増減額	0	0	0	0	459,605	0	459,605
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△1,937,943	75,394	2,552,296	△414,724	61,612,012	△2,041,242	59,845,793
他会計振替額				181,118	0	2,067,845	2,248,963
当期一般正味財産額増減額	△1,937,943	75,394	2,552,296	△233,606	61,612,012	26,603	62,094,756
一般正味財産額期首残高	121,438	△1,149,736	2,681,495	△3,316,136	1,057,749,550	△3,569,784	1,052,516,827
一般正味財産額期末残高	△1,816,505	△1,074,342	5,233,791	△3,549,742	1,119,361,562	△3,543,181	1,114,611,583
II 指定正味財産の部							
① 受取緑化基金	0	0	0	0	469,033,078	0	469,033,078
受取緑化基金					469,033,078		469,033,078
② 一般正味財産への振替額	△102,583,591	0	0	0	△13,531,811	0	△116,115,402
一般正味財産への振替額	△102,583,591				△13,531,811		△116,115,402
当期指定正味財産額増減額	△102,583,591	0	0	0	455,501,267	0	352,917,676
指定正味財産期首残高	756,595,104	20,860,000	0	0	8,940,000	0	786,395,104
指定正味財産期末残高	654,011,513	20,860,000	0	0	464,441,267	0	1,139,312,780
III 正味財産期末残高	652,195,008	19,785,658	5,233,791	△3,549,742	1,583,802,829	△3,543,181	2,253,924,363

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りがもたらした多額の金利負担について

(単位:円)

収益事業等会計				法人会計	内部取引 控除	合計	科 目
1 施設利用者等 への利便提供事 業	2 次世代施設園 芸モデル団地事 業	3 緑化推進助成 事業	小計				
							2 経常外増減の部
							(1) 経常外収益
0	0	0	0	0	0	459,607	① 固定資産売却益
			0			459,607	車両運搬具売却益
0	0	0	0	0	0	459,607	経常外収益計
							(2) 経常外費用
0	0	0	0	0	0	2	① 除却損失
			0			2	工具器具備品除却損
0	0	0	0	0	0	2	経常外費用計
			0			0	森林振替額
0	0	0	0	0	0	459,605	当期経常外増減額
2,344,007	555,065	0	2,899,072	1,012,844	0	63,757,709	他会計振替前当期一般正味財産増減額
△2,248,963			△2,248,963			0	他会計振替額
95,044	555,065	0	650,109	1,012,844	0	63,757,709	当期一般正味財産増減額
203,112,734	9,634,299	0	212,747,033	16,284,754	0	1,281,548,614	一般正味財産期首残高
203,207,778	10,189,364	0	213,397,142	17,297,598	0	1,345,306,323	一般正味財産期末残高
							II 指定正味財産の部
0	0	11,034,000	11,034,000	0	0	480,067,078	① 受取緑化基金
		11,034,000	11,034,000			480,067,078	受取緑化基金
0	0	0	0	0	0	△116,115,402	② 一般正味財産への振替額
			0			△116,115,402	一般正味財産への振替額
0	0	11,034,000	11,034,000	0	0	363,951,676	当期指定正味財産増減額
0	16	0	16	0	0	786,395,120	指定正味財産期首残高
0	16	11,034,000	11,034,016	0	0	1,150,346,796	指定正味財産期末残高
							III 正味財産期末残高
203,207,778	10,189,380	11,034,000	224,431,158	17,297,598	0	2,495,653,119	

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りがもたらした多額の金利負担について

キャッシュ・フロー計算書 (間接法)

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期一般正味財産増減額	63,757,709	52,739,724	11,017,985
2 キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費	6,987,572	13,873,802	△ 6,886,230
引当金の増減額	200,813	9,447,534	△ 9,246,721
固定資産の増減額	0	△ 115,497	115,497
固定資産売却益	△ 459,607	0	△ 459,607
固定資産除却損	2	0	2
有価証券の増減額	△ 825,169,608	418,414,695	△ 1,243,584,303
未収金の増減額	155,977,546	△ 343,391,790	499,369,336
前払費用の増減額	277,134	1,141,191	△ 864,057
未成工事支出金の増減額	△ 55,680,500	△ 48,333,380	△ 7,347,120
森林の増減額	26,111,584	36,230,619	△ 10,119,035
長期立替金の振替額	△ 316,303	△ 316,307	4
未払金の増減額	△ 204,626,937	40,176,950	△ 244,803,887
未払費用の増減額	△ 834,928	△ 54,719,217	53,884,289
未成工事受入金の増減額	38,983,472	5,153,807	33,829,665
前受金の増減額	△ 105,200	△ 159,750	54,550
預り金の増減額	563,898	8,863,983	△ 8,300,085
指定正味財産からの振替額	△ 116,115,402	△ 111,495,306	△ 4,620,096
小 計	△ 974,206,464	△ 25,228,666	△ 948,977,798
3 指定正味財産増加収入			
補助金等収入	480,067,078	0	480,067,078
指定正味財産増加収入計	480,067,078	0	480,067,078
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 430,381,677	27,511,058	△ 457,892,735
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 投資活動収入			
特定資産取崩収入	150,048,656	124,369,579	25,679,077
固定資産売却収入	459,610	0	459,610
敷金・保証金戻り収入	90,000	682,565	△ 592,565
貸付金償還収入	2,230,000	2,510,000	△ 280,000
投資有価証券取崩収入	938,000,000	0	938,000,000
投資活動収入計	1,090,828,266	127,562,144	963,266,122
2 投資活動支出			
特定資産取得支出	502,230,823	21,694,125	480,536,698
固定資産取得支出	2,039,160	0	2,039,160
敷金・保証金支出	210,000	0	210,000
投資活動支出計	504,479,983	21,694,125	482,785,858
投資活動によるキャッシュ・フロー	586,348,283	105,868,019	480,480,264
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 財務活動収入			
借入金収入	29,547,400	37,501,000	△ 7,953,600
財務活動収入計	29,547,400	37,501,000	△ 7,953,600
2 財務活動支出			
借入金返済支出	253,022,337	3,535,358,197	△ 3,282,335,860
財務活動支出計	253,022,337	3,535,358,197	△ 3,282,335,860
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 223,474,937	△ 3,497,857,197	3,274,382,260
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 67,508,331	△ 3,364,478,120	3,296,969,789
V 現金及び現金同等物の期首残高	1,735,743,384	5,100,221,504	△ 3,364,478,120
VI 現金及び現金同等物の期末残高	1,668,235,053	1,735,743,384	△ 67,508,331

## 財務諸表に対する注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は取得原価法を採用している。

#### (2) 資産の評価基準及び評価方法

##### ・森林

取得原価に基づく個別原価法を採用している。

(新植費、保育費、借入金支払利息、人件費等から造林補助金等を控除した額)

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ・建物、構築物、車両運搬具、機械、工具器具備品

定額法による減価償却を実施している。

##### ・ソフトウェア

定額法による減価償却を実施している。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ・賞与引当金

役職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

##### ・退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における見込額に基づき、自己都合要支給額を基礎に計上している。

費用収益の対応により農業委員会支援事業従事者は勸奨・定年要支給加算部分等も含めて計上している。

#### (5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物を含めている。

#### (6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りがもたらした多額の金利負担について

2 特定資産の増減額及び残高

特定資産の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
森林整備関連 事業積立資産	9,730,000	0	0	9,730,000
農地保有合理化 事業積立資産	20,860,000	0	0	20,860,000
農業後継者育成 事業積立資産	756,595,104	0	102,583,591	654,011,513
退職給付引当資産	274,893,808	17,685,371	18,224,595	274,354,584
減価償却積立資産	76,661,412	4,478,374	15,708,659	65,431,127
資金運用積立資産	1,223,296,902	0	0	1,223,296,902
森林損害対策 積立資産	200,000,000	0	0	200,000,000
緑化基金積立資産	0	480,067,078	13,531,811	466,535,267
次世代施設園芸モデル 団地事業資産	16	0	0	16
合 計	2,562,037,242	502,230,823	150,048,656	2,914,219,409

3 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
森林整備関連 事業積立資産	9,730,000	(8,940,000)	(0)	(790,000)
農地保有合理化 事業積立資産	20,860,000	(20,860,000)	(0)	(0)
農業後継者育成 事業積立資産	654,011,513	(654,011,513)	(0)	(0)
退職給付引当資産	274,354,584	(0)	(0)	(274,354,584)
減価償却積立資産	65,431,127	(0)	(65,431,127)	(0)
資金運用積立資産	1,223,296,902	(0)	(521,796,902)	(701,500,000)
森林損害対策 積立資産	200,000,000	(0)	(200,000,000)	(0)
緑化基金積立資産	466,535,267	(466,535,267)	(0)	(0)
次世代施設園芸モデル 団地事業資産	16	(16)	(0)	(0)
合 計	2,914,219,409	(1,150,346,796)	(787,228,029)	(976,644,584)

4 担保に供している資産

三井住友銀行 定期預金 50,000,000円は、当座貸越契約の担保に供している。

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りがもたらした多額の金利負担について

5 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高
特定資産			
次世代施設園芸モデル 団地事業資産	16	0	16
その他固定資産			
建 物	243,873,860	225,653,539	18,220,321
構 築 物	2,918,565	2,918,563	2
車 両 運 搬 具	52,470,135	46,866,001	5,604,134
機 械	4,710,000	4,709,996	4
工 具 器 具 備 品	15,726,752	14,691,375	1,035,377
計	319,699,312	294,839,474	24,859,838
合 計	319,699,328	294,839,474	24,859,854

次世代施設園芸モデル団地事業資産について、国庫補助金等の受入に伴い、圧縮記帳を実施した1,897,421,024円を取得価格から控除した。

6 森林勘定の増減額及びその残高

森林勘定の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
分収造林事業	62,483,718,926	117,605,913	134,132,281	62,467,192,558
県営分収育林事業	4,363,090,098	3,864,677	13,449,893	4,353,504,882
合 計	66,846,809,024	121,470,590	147,582,174	66,820,697,440

7 森林からの控除額

1 重要な会計方針(2)に記載する森林からの控除額は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	分収造林事業	県営分収育林事業	合 計
造林補助金等	18,915,557,138	797,747,167	19,713,304,305
森林整備交付金	1,073,683,469	4,299,360	1,077,982,829
利子補給金	5,977,663,897	130,461,819	6,108,125,716
公社運営費補助金	97,272,639	-	97,272,639
森林整備補助金	-	1,162,576,729	1,162,576,729
合 計	26,064,177,143	2,095,085,075	28,159,262,218

分収造林事業の経済林に係る兵庫県からの利子補給金累計 1,187,709,191 円

8 資産の評価に関する事項

(1) 販売用資産の評価に関する事項

該当なし

(2) 事業資産の減損損失に関する事項

分収造林事業に係る借入金のうち日本政策金融公庫借入金について、令和2年度及び3年度に民間金融機関の低利資金への借り換えを行うため、同公庫への繰上償還要件である不経済林の施業除地化に取り組み、令和2年度から4年度に土地所有者との間で除地協定を締結した面積は1,742haである。

なお、除地協定区域には伐期齢に達していない森林資産等が混在しているため、専門家と協議し、一般に公正妥当と認められる減損額の算出方法を確立する。

(3) 森林資産情報に関する事項 (試算)

① 分収造林事業

ア 森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額

(単位：百万円)

森林資産	当期末貸借対照表価額	回収能力見込額
標準伐期齢未満	49,880	—
標準伐期齢以上	12,587	8,269
合計	62,467	—

(注1) 標準伐期齢は、スギ80年、ヒノキ45年として算定

(注2) 森林資産区分の貸借対照表価額は、それぞれの対象森林面積の割合で算定

(注3) 標準伐期齢未満資産の回収能力見込額は、伐採できない生育途中の森林であることから算定から除外

(注4) 標準伐期齢以上の回収能力見込額は、直近5か年の主伐収益実績平均額に基づき算定

イ 森林資産とその公益的機能評価額

(単位：億円/年)

公益的機能	評価額	
	兵庫県の森林全体	ひょうご農林機構
大気保全機能	1,486	54
水源涵養機能	3,787	139
土砂流出・崩壊防止機能	6,948	254
保健休養機能	996	36
野生鳥獣保護機能	849	31
合計	14,066	514

(注1) 兵庫県の森林全体の評価額(「ひょうごの森林・林業」(平成29年)より)は、「平成13年度日本学術会議答申」評価方法により算定

(注2) 農林機構の評価額は、兵庫県の評価額を面積按分して算定

参考：算定に使用した森林面積等 兵庫県の林野面積 529,971ha  
農林機構の森林資産面積 19,395ha

ウ 経営改善対策等の情報

経済性や公益性を考慮した3つの森林区分(経済林・環境林・自然林)に応じ、次の取り組みを進める。

- (1)経済林での主伐・利用間伐の事業量の拡大と低コスト化や有利販売等により収益の拡大を図る。
- (2)建材用に向かない林地残材等を木質バイオマス燃料材へ有効活用し、収益の拡大を図る。
- (3)間伐等により適正に管理した経済林や環境林で発行するJ-クレジットの販売に取り組む。
- (4)収益が見込めない自然林は、必要最小限の保育により手のかからない高齢林に転換する。

② 県営分収育林事業

ア 森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額

(単位：百万円)

森林資産	当期末貸借対照表価額	回収能力見込額
標準伐期齢未満	4,354	—
標準伐期齢以上	0	—
合計	4,354	—

(注1)スギ・ヒノキの標準伐期齢を100年としていることから、貸借対照表価額は全て標準伐期齢未満として算定

(注2)回収能力見込額は、全て標準伐期齢未満の伐採できない生育途中の森林であることから算定から除外

イ 森林資産とその公益的機能評価額

(単位：億円/年)

公益的機能	評価額	
	兵庫県の森林全体	ひょうご農林機構
大気保全機能	1,486	7
水源涵養機能	3,787	17
土砂流出・崩壊防止機能	6,948	31
保健休養機能	996	4
野生鳥獣保護機能	849	4
合計	14,066	63

(注1)兵庫県の森林全体の評価額(「ひょうごの森林・林業」(平成29年)より)は、「平成13年度日本学術会議答申」評価方法により算定

(注2)農林機構の評価額は、兵庫県の評価額を面積按分して算定

〔参考：算定に使用した森林面積等 兵庫県の林野面積 529,971ha〕  
農林機構の森林資産面積 2,360ha

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
1(1)先送りがもたらした多額の金利負担について

9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価、評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価、評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
兵庫県住宅供給公社債			
令和2年度第41回	1,792,000,000	1,792,000,000	—
令和2年度第42回	3,401,000,000	3,401,000,000	—
令和3年度第45回	667,000,000	667,000,000	—
令和3年度第46回	21,000,000	21,000,000	—
令和4年度第48回	385,000,000	385,000,000	—
令和4年度第49回	242,000,000	242,000,000	—
令和4年度第50回	298,000,000	298,000,000	—
合 計	6,806,000,000	6,806,000,000	—

10 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
農村地域づくり・農業の担い手育成事業補助金	兵庫県	0	46,517,000	46,517,000	0	
農地中間管理事業補助金	兵庫県	0	123,759,813	123,759,813	0	
農業委員会活動支援事業補助金	兵庫県	0	25,087,000	25,087,000	0	
楽農生活推進事業補助金	兵庫県	0	17,405,000	17,405,000	0	
燃料高騰対策事業補助金	兵庫県	0	3,762,000	3,762,000	0	
造林補助金等	兵庫県等	0	391,761,394	391,761,394	0	
利子補給金	兵庫県	0	438,273,290	438,273,290	0	
公社運営費補助金	兵庫県	0	196,080,553	196,080,553	0	
森林整備補助金	兵庫県	0	45,065,000	45,065,000	0	
緑化基金造成費補助金	兵庫県	0	480,067,078	13,531,811	466,535,267	緑化基金
交付金						
緑化基金交付金	兵庫県等	0	6,506,000	6,506,000	0	
合 計		0	1,774,284,128	1,307,748,861	466,535,267	

11 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

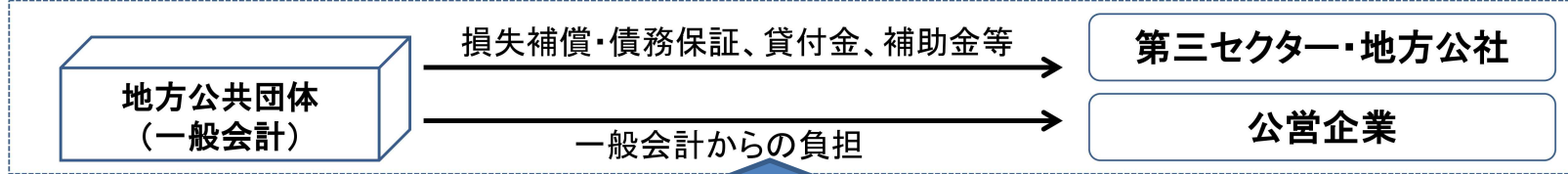
内 容	金 額 (円)
経常収益への振替額	
農業後継者育成事業における令和4年度事業資金	102,583,591
緑化基金による森林の整備造成等事業における令和4年度事業資金	13,531,811
合 計	116,115,402

**資料 2**

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

## 第三セクター等改革推進債の概要

● 地方公共団体(一般会計)にとって第三セクター等の経営悪化は財政運営上の大きな負担・リスク



● 第三セクター等の整理・再生を行った場合、以下の経費(A)を地方公共団体が一時に負担しなければならない。

- 第三セクター・地方公社の損失補償・債務保証や貸付金(当該年度に償還されなくなるもの)の整理
  - 地方公営企業の債務や職員の退職金、施設・設備の原状回復等に要する経費
- (A)

➡ 地方公共団体は一時に多額の負担に対応できず、第三セクター等の整理・再生を行うことができない。

地方財政法を改正し(第33条の5の7)第三セクター等改革推進債を創設、上記(A)の経費を特例的に地方債の対象とする。

➡ 地方公共団体は負担の平準化(基本10年)が可能となり、第三セクター等の整理・再生が可能となる。

### <第三セクター等改革推進債の概要>

- 上記(A)の経費を対象とする特別の地方債(充当率100%・償還は10年以内を基本とする)
- 平成21年度から平成25年度までの特例措置(経過措置対象団体は平成28年度まで起債可能(平成26年4月1日施行))

### <第三セクター等改革推進債の実績(平成21年度～平成28年度)>

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度 (経過措置)		平成28年度 (経過措置)		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
都道府県・政定都市	2	228	9	937	7	508	6	674	13	2,455	3	510	2	475	1	62	43	5,849
市町村	10	156	22	646	16	414	32	1,151	79	2,367	3	105	5	72	4	66	171	4,977
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	92	4,822	6	616	7	547	5	128	214	10,826

## 第三セクター等改革推進債の概要（地方財政法附則第33条の5の7）

### 1. 対象経費

#### ● 第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

##### ◇ 第三セクター（及び地方住宅供給公社）

⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

- ① 法的整理・・・破産手続、特別清算手続、再生手続及び更生手続
- ② 私的整理・・・一般に公表された債務処理のための準則等が該当

##### ◇ 土地開発公社及び地方道路公社

⇒ 公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等を行っている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

##### ◇ 公営企業

⇒ 公営企業の廃止（特別会計の廃止）を行う場合に必要となる以下に掲げる経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 地方債の繰上償還、一時借入金の償還に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費
- ・ 公営企業型独法の設立に際して必要となる資金その他財産のうえんに要する経費
- ・ 国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

### 2. 対象期間

- 平成21年度～25年度（経過措置対象団体は平成28年度まで（平成26年4月1日施行））

### 3. 発行手続

- 議会の議決 → 総務大臣又は都道府県知事の許可

### 4. 充当率

- 100%

### 5. 償還年限

- 10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができる。

### 6. 財源措置

- 平成25年度までの起債分は支払利息の一部について、必要に応じて特別交付税措置を講じる。（経過措置分については、公営企業の廃止に係わる起債分の支払利息の一部）

## 第三セクター等改革推進債の償還期間に係る考え方

平成28年度地方債同意等基準運用要綱(平成28年4月1日付け総務副大臣通知)

【別紙1】 一般事業(第三セクター等改革推進債) (抜粋)

- 3 第三セクター等改革推進債に係る償還年限は、第三セクター等改革推進債の対象となる事業の性質、第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、当該地方公共団体の財政規模等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができるものとすること。

平成28年度地方債同意等基準(平成28年総務省告示第147号)

第二 協議団体に係る同意基準      一 一般的同意基準

3 償還年限等に関する事項(抜粋)

償還年限については、それぞれの事業に係る公的資金の償還年限との均衡や次に掲げる事項に留意するとともに、公的資金の償還年限が最長30年であることに照らし、原則として、償還年限は30年以内とすることが適当であるものとする。

## 第三セクター等改革推進債の許可状況

### (1) 団体区分別実績(平成21年度～平成28年度許可額)

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度 (経過措置)		平成27年度 (経過措置)		平成28年度 (経過措置)		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
都道府県・政定都市	2	228	9	937	7	508	6	674	13	2,455	3	510	2	475	1	62	43	5,849
市町村	10	156	22	646	16	414	32	1,151	79	2,367	3	105	5	72	4	66	171	4,977
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	92	4,822	6	616	7	547	5	128	214	10,826

### (2) 手法別実績(平成21年度～平成28年度許可額)

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度 (経過措置)		平成27年度 (経過措置)		平成28年度 (経過措置)		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
解散・廃止・破産	6	126	23	1,223	12	477	29	1,190	73	3,839	2	50	6	486	4	110	155	7,501
特別清算・清算計画	1	18	3	102	2	115	5	148	4	40	0	0	0	0	0	0	15	423
廃止(独法化等)	4	76	3	89	7	249	1	44	4	95	0	0	0	0	0	0	19	553
再生・更生・特定調停	1	164	0	0	1	52	2	268	5	448	1	180	1	61	0	0	11	1,173
事業再生ADR	0	0	1	125	1	29	0	0	0	0	3	386	0	0	0	0	5	540
一部廃止	0	0	1	44	0	0	1	175	6	400	0	0	0	0	1	17	9	636
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	92	4,822	6	616	7	547	5	128	214	10,826

※ 「解散・廃止・破産」は会社の解散、公営企業の廃止、三セク等の破産により事業を終了させるものであり、破産・清算した三セク等の事業・資産等の売却・譲渡や、廃止・解散した公営企業・会社の資産等を地方公共団体や別法人が引き継ぐものも含む。

※ 「廃止(独法化等)」は、公営企業について、別法人に事業を引き継がせることを前提として廃止したものであり、病院18件、交通(バス)1件である。【参考 病院事業を引き継いだ者の内訳: 地方独立行政法人 33,561.1百万円・9件、一部事務組合・広域連合 7,746.0百万円・6件、民間(医療法人) 6,566.0百万円・2件、一般会計(診療所化) 1,737.9百万円・1件。バス事業を引き継いだ者は民間事業者である。】

※ 「一部廃止」は、土地開発公社の業務の一部のみを廃止したものである。

## 第三セクター等改革推進債の許可状況

### (3) 対象法人区別実績(平成21年度～平成28年度許可額)

(単位:件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度 (経過措置)		平成27年度 (経過措置)		平成28年度 (経過措置)		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
公営企業	10	203	7	123	9	500	3	68	5	126	0	0	1	414	0	0	35	1,434
うち病院	5	108	3	89	6	192	1	44	4	95	0	0	0	0	0	0	19	528
うち土地	5	94	4	34	1	238	1	17	1	31	0	0	0	0	0	0	12	414
公社	0	0	17	1,126	8	159	29	1,607	77	4,193	2	50	4	71	3	61	140	7,267
うち土地開発公社	0	0	16	746	6	130	27	1,339	75	3,824	2	50	4	71	3	61	133	6,220
うち地方道路公社	0	0	0	0	2	29	0	0	2	369	0	0	0	0	0	0	4	399
うち住宅供給公社	0	0	1	381	0	0	2	268	0	0	0	0	0	0	0	0	3	649
三セク等	2	182	7	334	6	263	6	149	10	503	4	566	2	62	2	67	39	2,125
うち農林分野	0	0	2	99	1	52	0	0	5	456	1	180	1	61	1	62	11	910
うち住宅分野	0	0	2	96	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	125
うち観光分野	1	18	1	2	2	66	1	2	1	2	0	0	0	0	1	5	7	94
うち不動産分野	1	164	0	0	1	109	3	29	1	15	0	0	0	0	0	0	6	316
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	92	4,822	6	616	7	547	5	128	214	10,826

※「公社」は地方道路公社・土地開発公社・地方住宅供給公社であり、「三セク等」はそれ以外の法人である。

※「公営企業」のうち「土地」は宅地・工業用地等の開発・造成・区画整理等を行うために設置された公営企業である。

※「三セク等」のうち「農林」は森林や農地の整備を主要業務とする法人であり、所謂「森林公社」「農地公社」が該当する。「住宅」は宅地や住宅の整備を主要業務とする法人が該当する。

※「観光」は観光施設の整備・管理を主要業務とする法人である。「不動産」は商工業用の土地・建物の整備・維持管理を主要業務とする法人である。

## 第三セクター等改革推進債の許可状況

### (4) 償還年数別実績(平成21年度～平成28年度許可額)

(単位:件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度 (経過措置)		平成27年度 (経過措置)		平成28年度 (経過措置)		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
10年未満	1	2	1	2	0	0	1	2	1	41	0	0	0	0	0	0	4	46
10年	9	284	19	604	16	442	22	651	59	1,775	4	380	5	125	2	87	136	4,348
15年	1	32	6	557	4	176	5	221	4	88	0	0	1	8	1	18	22	1,100
20年	0	0	2	172	1	238	8	805	17	2,074	1	180	1	414	0	0	30	3,882
25年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	42	0	0	0	0	0	0	1	42
30年	1	66	3	249	2	66	2	146	10	803	1	56	0	0	2	23	21	1,409
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	92	4,822	6	616	7	547	5	128	214	10,826

※ 据置期間を設定しているものを含む。

### (参考) 第三セクター等改革推進債を活用して公営企業を廃止したものの内訳

(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (経過措置)	平成27年度 (経過措置)	平成28年度 (経過措置)	計
独立行政法人化	4	2	2	0	1	0	0	0	9
広域化	0	0	4	0	2	0	0	0	6
事業の民間譲渡等	0	1	1	1	1	0	0	0	4
完全廃止	6	4	2	2	1	0	1	0	16
計	10	7	9	3	5	0	1	0	35

※ 「事業の民間譲渡等」は病院事業や交通事業において、事業用資産を民間法人に売却等した上で、公営企業を廃止しているもの。

※ 「完全廃止」とした公営企業の多く(12件)は宅地・工業団地等の造成・売却を主たる目的としており、公営企業廃止後は一般会計や他会計において、残存資産を継続的に売却している。

## 第三セクター等改革推進債活用案件一覧①

＜平成21年度許可＞

### 都道府県・指定都市分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
長野県		病院事業会計	廃止(独法化)	6,400.0	10
	大阪市	(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	更生	16,400.0	10
都道府県・指定都市分計				22,800.0	

### 市町村分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
北海道	稚内市	(株)稚内シーポートプラザ	特別清算	1,762.6	10
青森県	むつ市	用地造成事業会計	廃止	1,367.9	10
千葉県	東金市	組合立国保成東病院病院事業	廃止(独法化)	365.4	10
	山武市	組合立国保成東病院病院事業	廃止(独法化)	678.6	10
	九十九里町	組合立国保成東病院病院事業	廃止(独法化)	163.0	10
大阪府	松原市	病院事業会計	廃止	3,216.4	15
	泉佐野市	宅地造成事業会計	廃止	6,575.0	30
香川県	観音寺市	産業団地造成事業特別会計	廃止	185.0	5
	坂出市	土地区画整理事業特別会計	廃止	425.0	10
		臨海部土地造成事業特別会計	廃止	875.0	10
市町村分計				15,613.9	
合計				38,413.9	

## 第三セクター等改革推進債活用案件一覧②

### <平成22年度許可>

#### 都道府県・指定都市分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
茨城県		茨城県住宅供給公社	破産	38,077.4	15
神奈川県		(社)かながわ森林づくり公社	清算計画	8,499.0	10
		(財)かながわ廃棄物処理事業団	破産	1,159.0	10
富山県		富山県土地開発公社	解散	2,140.0	10
岡山県		(社)岡山県農地開発公社	清算計画	1,444.0	10
	千葉市	千葉市土地開発公社	解散	12,500.0	20
	名古屋市	名古屋臨海高速鉄道(株)	事業再生ADR	12,461.0	10
		城西病院会計	廃止(譲渡)	2,191.0	10
	大阪市	大阪市土地開発公社	解散	15,239.0	10
都道府県・指定都市分計				93,710.4	

#### 市町村分①

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間	
都道府県	市町村					
北海道	釧路市	釧路市土地開発公社	解散	1,933.0	15	
	江別市	江別市土地開発公社	解散	2,700.0	15	
	余市町	余市町土地開発公社	解散	77.4	10	
	白老町		白老町土地開発公社	解散	263.4	10
			工業団地造成事業会計	廃止	787.2	10
			臨海部土地造成事業会計	廃止	989.4	10
岩手県	北上市	北上市土地開発公社	解散	9,681.0	30	
宮城県	美里町	大崎東部土地開発公社	解散	615.1	10	
茨城県	古河市	(財)古河市住宅公社	破産	4,907.0	15	
	高萩市	(財)高萩市住宅公社	破産	4,678.2	20	
神奈川県	三浦市	三浦市土地開発公社	解散	10,850.0	30	
富山県	富山市	富山市土地開発公社	一部廃止	4,435.7	10	

## 第三セクター等改革推進債活用案件一覧③

### <平成22年度許可>

#### 市町村分②

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
石川県	白山市	(株)セイモア内尾	特別清算	228.6	6
大阪府	貝塚市	貝塚市土地開発公社	解散	2,100.0	15
	泉佐野市	市立泉佐野病院事業会計	廃止(独法化)	4,350.0	30
	河内長野市	河内長野市土地開発公社	解散	1,902.3	10
	阪南市	阪南市土地開発公社	解散	878.8	10
兵庫県	加古川市	病院事業会計	廃止(独法化)	2,383.2	10
奈良県	奈良市	宅地造成事業費特別会計	廃止	1,455.8	10
広島県	三原市	三原市土地開発公社	解散	3,281.2	10
高知県	高知市	高知市土地開発公社	解散	5,970.0	15
佐賀県	上峰町	工業用地取得造成分譲特別会計	廃止	150.0	10
市町村分計				64,617.3	
合計				158,327.7	

### <平成23年度許可>

#### 都道府県・指定都市分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
群馬県		(社)群馬県林業公社	再生手続	5,239.0	10
岐阜県		岐阜県道路公社	解散	799.5	10
大阪府		地域整備事業会計	廃止	23,766.0	20
山口県		山口県土地開発公社	解散	4,273.4	10
		山口県道路公社	解散	2,147.4	10
	堺市	病院事業会計	廃止(独法化)	14,000.0	10
	広島市	(株)広島市産業情報サービス	特別精算	600.0	10
都道府県・指定都市分計				50,825.3	

## 第三セクター等改革推進債活用案件一覧④

### <平成23年度許可>

#### 市町村分①

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
北海道	釧路市	(株)釧路振興公社	特別清算	10,918.0	15
青森県	五所川原市	公立金木病院組合病院事業	廃止(広域連合化)	942.0	10
	中泊町	公立金木病院組合病院事業	廃止(広域連合化)	628.0	10
	鱒ヶ沢町	町立中央病院事業会計	廃止(広域連合化)	975.0	15
	鶴田町	町立中央病院事業会計	廃止(広域連合化)	700.0	10
	大鰐町	大鰐地域総合開発(株)	破産	3,811.0	30
		(財)大鰐町開発公社	破産	2,806.0	30
宮城県	石巻市	石巻地区土地開発公社	解散	2,146.8	10
茨城県	ひたちなか市	(財)ひたちなか市住宅・都市サービス公社	事業再生ADR	2,903.3	15
富山県	黒部市	黒部市土地開発公社	解散	1,730.0	10
大阪府	和泉市	和泉市土地開発公社	解散	2,835.0	15
兵庫県	明石市	病院事業会計	廃止(独法化)	1,928.9	10

#### 市町村分②

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
広島県	呉市	交通事業会計	廃止(譲渡)	5,700.0	10
山口県	周南市	周南市土地開発公社	解散	1,518.0	10
高知県	室戸市	室戸市土地開発公社	解散	460.3	10
熊本県	荒尾市	荒尾競馬組合競馬事業	廃止	1,360.0	10
市町村分計				41,362.3	
合計				92,187.6	

## 第三セクター等改革推進債活用案件一覧⑤

### <平成24年度許可>

#### 都道府県・指定都市分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
宮城県		宮城県住宅供給公社	特定調停	7,796.0	10
大阪府		(財)大阪府産業基盤整備協会	清算計画	11,078.0	15
香川県		香川県土地開発公社	解散	2,195.0	10
	名古屋市	守山市民病院会計	廃止(譲渡)	4,375.0	10(1)
	神戸市	神戸市住宅供給公社	民事再生	19,027.0	10
	広島市	広島市土地開発公社	解散	22,890.0	20
都道府県・指定都市分計				67,361.0	

#### 市町村分①

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
北海道	苫小牧市	沼ノ端鉄北土地区画整理事業特別会計	廃止	1,680.0	10
岩手県	奥州市	奥州市土地開発公社	解散	9,200.0	20
茨城県	ひたちなか市	ひたちなか市土地開発公社	解散	1,489.0	15
千葉県	茂原市	茂原市土地開発公社	解散	13,089.4	30
	八千代市	(財)八千代市開発協会	清算計画	956.2	10
新潟県	上越市	上越市土地開発公社	解散	17,415.1	20
石川県	白山市	白山レイクハイランド株式会社	破産	163.0	5
岐阜県	関ヶ原町	関ヶ原町土地開発公社	解散	500.0	10
三重県	名張市	名張市土地開発公社	解散	1,237.0	15(3)
	尾鷲市	(財)尾鷲市開発公社	清算計画	377.8	10
京都府	福知山市	福知山市土地開発公社	解散	2,996.2	10
	綾部市	綾部市土地開発公社	解散	1,388.6	10

※ 償還期間に括弧が付記されているものは括弧内の年数の据置期間を設定している。

## 第三セクター等改革推進債活用案件一覧⑥

### <平成24年度許可>

#### 市町村分②

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
大阪府	岸和田市	岸和田市土地開発公社	解散	4,595.0	15
	豊中市	豊中市土地開発公社	解散	4,500.0	10
	守口市	守口市土地開発公社	解散	3,729.7	20
	寝屋川市	寝屋川市土地開発公社	解散	2,300.0	10
	門真市	門真市土地開発公社	解散	3,695.0	20
	大阪狭山市	大阪狭山市土地開発公社	解散	790.0	10
	忠岡町	(財)忠岡町開発協会	私的整理ガイドラインに基づく清算	1,517.0	30
兵庫県	伊丹市	伊丹市土地開発公社	解散	3,851.1	10
奈良県	奈良市	奈良市土地開発公社	一部廃止	17,500.0	20
		(財)奈良市駐車場公社	清算計画	826.0	10
	天理市	天理市土地開発公社	解散	2,225.0	10
	香芝市	香芝市土地開発公社	解散	3,723.9	15

#### 市町村分③

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
奈良県	平群町	平群町土地開発公社	解散	1,915.7	20
和歌山県	橋本市	橋本市土地開発公社	解散	1,340.0	10
	新宮市	新宮市土地開発公社	解散	4,109.0	20
山口県	美祢市	美祢市土地開発公社	解散	1,875.0	10
徳島県	鳴門市	運輸事業会計	廃止	711.3	10
愛媛県	四国中央市	四国中央市土地開発公社	解散	1,374.0	10
	内子町	内子町土地開発公社	解散	195.0	10
大分県	大分市	大分市土地開発公社	解散	3,800.0	10
市町村分計				115,065.0	
合計				182,426.0	

## 第三セクター等改革推進債活用案件一覧⑦

### <平成25年度許可>

#### 都道府県・指定都市分①

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
青森県		社団法人青い森農林振興公社	民事再生	13,002.0	10
宮城県		一般社団法人宮城県林業公社	特定調停	4,448.4	10
栃木県		財団法人栃木県森林整備公社	清算計画	911.0	10
石川県		石川県土地開発公社	解散	13,700.0	20
愛知県		一般社団法人愛知県農林公社	民事再生	14,393.0	10
広島県		一般財団法人広島県農林振興センター	民事再生	12,837.1	10
高知県		財団法人高知県競馬施設公社	清算計画	1,804.0	10
高知県		高知県道路公社	解散	3,516.0	10
鹿児島県		鹿児島県土地開発公社	解散	3,064.0	10(3)
	横浜市	横浜市土地開発公社	解散	138,345.0	20
	浜松市	浜松市土地開発公社	解散	2,814.0	10
	大阪市	大阪市道路公社	解散	33,400.0	10

#### 都道府県・指定都市分②

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
	岡山市	地方独立行政法人移行準備病院会計	廃止(独法化)	3,292.0	10
都道府県・指定都市分計				245,526.5	

※ 償還期間に括弧が付記されているものは括弧内の年数の据置期間を設定している。

## 第三セクター等改革推進債活用案件一覧⑧

### <平成25年度許可>

#### 市町村分①

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
北海道	小樽市	小樽市土地開発公社	解散	550.0	10
	旭川市	旭川市土地開発公社	解散	4,024.4	10
	室蘭市	室蘭市土地開発公社	解散	4,135.8	10
	千歳市	千歳市土地開発公社	解散	5,300.0	20
	滝川市	滝川市土地開発公社	解散	878.0	10
	深川市	深川市土地開発公社	解散	397.4	10
	登別市	登別市土地開発公社	解散	2,504.0	10
	南幌町	南幌町土地開発公社	解散	1,360.0	15
	栗山町	栗山町土地開発公社	解散	80.0	10
	洞爺湖町	洞爺湖町土地開発公社	解散	211.4	10
青森県	黒石市	黒石市土地開発公社	解散	1,072.6	10
	五所川原市	五所川原市土地開発公社	解散	819.0	10

#### 市町村分②

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
青森県	鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町土地開発公社	解散	24.0	10
	東通村	東通村土地開発公社	解散	468.3	10
山形県	酒田市	酒田市土地開発公社	解散	1,397.1	10
群馬県	前橋市	前橋市土地開発公社	解散	4,410.0	10
	館林市	館林市土地開発公社	解散	3,470.0	20(1)
埼玉県	川口市	川口市土地開発公社	一部廃止	23,200.0	30(1)
	羽生市	羽生市土地開発公社	解散	2,500.0	15
千葉県	市原市	市原市土地開発公社	解散	4,050.0	7
神奈川県	南足柄市	南足柄市土地開発公社	解散	6,150.0	30
	箱根町	箱根町土地開発公社	解散	651.4	10
石川県	宝達志水町	宝達志水町土地開発公社	解散	1,186.0	20
福井県	越前市	越前市土地開発公社	解散	1,535.0	10

※ 償還期間に括弧が付記されているものは括弧内の年数の据置期間を設定している。

## 第三セクター等改革推進債活用案件一覧⑨

### ＜平成25年度許可＞

#### 市町村分③

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
山梨県	大月市	大月市土地開発公社	解散	2,200.0	20
長野県	岡谷市	岡谷市土地開発公社	一部廃止	2,220.0	30
	伊那市	伊那市土地開発公社	解散	2,050.0	10
	茅野市	茅野市土地開発公社	解散	5,309.5	30
	東御市	東御市土地開発公社	解散	3,153.6	20
	富士見町	富士見町土地開発公社	解散	1,298.0	20
	宮田村	宮田観光開発株式会社	特定調停	160.0	10
	静岡県	掛川市	掛川市病院事業会計	廃止(一部組合化)	501.0
滋賀県	大津市	大津市土地開発公社	解散	4,406.0	10
	彦根市	彦根市土地開発公社	解散	1,837.8	10
	栗東市	栗東市土地開発公社	解散	16,000.0	30
京都府	宮津市	株式会社まちづくり推進機構	特別清算	635.9	10

#### 市町村分④

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
大阪府	池田市	池田市土地開発公社	解散	3,530.0	15
	八尾市	八尾市土地開発公社	解散	3,480.0	10
	大東市	大東市土地開発公社	解散	2,986.4	10
	羽曳野市	羽曳野市土地開発公社	解散	4,001.6	20
	高石市	高石市土地開発公社	一部廃止	4,996.0	30
	藤井寺市	藤井寺市土地開発公社	解散	626.2	10
	東大阪市	東大阪市土地開発公社	解散	6,235.6	10
	泉南市	泉南市土地開発公社	解散	6,607.9	30
	交野市	交野市土地開発公社	一部廃止	1,603.0	10
	兵庫県	姫路市	姫路市土地開発公社	解散	3,300.0
明石市		明石市土地開発公社	解散	9,700.0	10
相生市		相生市土地開発公社	解散	537.1	10

## 第三セクター等改革推進債活用案件一覧⑩

### ＜平成25年度許可＞

#### 市町村分⑤

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
兵庫県	赤穂市	赤穂市土地開発公社	解散	3,344.0	20
	三木市	三木市病院事業会計	廃止(一部組合化)	4,000.0	20
	高砂市	高砂市土地開発公社	一部廃止	6,900.0	20
	加西市	加西市土地開発公社	解散	1,589.0	10
奈良県	大和郡山市	大和郡山市土地開発公社	解散	4,901.0	10
	天理市	天理市立病院事業会計	廃止(一般会計化)	1,737.9	10
	桜井市	桜井市土地開発公社	解散	1,624.8	10
	御所市	御所市土地開発公社	解散	2,183.7	20
	上牧町	上牧町土地開発公社	解散	4,200.0	25
	河合町	河合町土地開発公社	解散	2,865.9	30
和歌山県	和歌山市	和歌山市土地開発公社	解散	5,396.4	20
	海南市	海南市土地開発公社	解散	1,700.0	10

#### 市町村分⑥

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
和歌山県	御坊市	御坊市土地開発公社	解散	970.0	10
	かつらぎ町	かつらぎ町土地開発公社	解散	1,192.0	10
	九度山町	九度山町土地開発公社	解散	550.0	10
	湯浅町	財団法人湯浅町開発公社	破産	1,468.2	30
鳥取県	米子市	米子市流通業務団地整備事業特別会計	廃止	3,100.0	20(3)
	米子市	米子市土地開発公社	解散	1,032.0	20(3)
島根県	益田市	益田市土地開発公社	解散	1,393.1	15
岡山県	津山市	津山市土地開発公社	解散	11,500.0	30
山口県	宇部市	宇部市土地開発公社	解散	8,750.0	20
	山口市	山口市土地開発公社	解散	1,501.5	10
	光市	光市土地開発公社	一部廃止	1,040.0	10
香川県	坂出市	坂出市土地開発公社	解散	1,040.0	10

※ 償還期間に括弧が付記されているものは括弧内の年数の据置期間を設定している。

## 第三セクター等改革推進債活用案件一覧⑪

<平成25年度許可>

市町村分⑦

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
愛媛県	八幡浜市	八幡浜市土地開発公社	解散	102.4	10
高知県	高知市	財団法人高知県競馬施設公社	清算計画	656.0	10
	本山町	本山町土地開発公社	解散	178.0	10
福岡県	宇美町	宇美町土地開発公社	解散	243.0	10
	久山町	久山町土地開発公社	解散	1,290.0	10
熊本県	菊陽町	菊陽町土地開発公社	解散	810.0	10
大分県	日田市	日田市土地開発公社	解散	1,699.6	10
市町村分計				236,708.5	
合計				482,235.0	

## 第三セクター等改革推進債活用案件一覧⑫

### <平成26年度許可>

#### 都道府県・指定都市分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
埼玉県		埼玉高速鉄道株式会社	事業再生ADR	31,622.0	10
京都府		一般社団法人 京都府森と緑の公社	民事再生	18,000.0	20
	さいたま市	埼玉高速鉄道株式会社	事業再生ADR	1,395.3	10
都道府県・指定都市分計				51,017.3	

#### 市町村分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
埼玉県	川口市	埼玉高速鉄道株式会社	事業再生ADR	5,581.2	30
石川県	金沢市	金沢市土地開発公社	解散	4,600.0	10
福岡県	中間市	中間市土地開発公社	解散	357.0	10
市町村分計				10,538.2	
合計				61,555.5	

## 第三セクター等改革推進債活用案件一覧⑬

＜平成27年度許可＞

### 都道府県・指定都市分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
奈良県		公益財団法人 奈良県林業基金	民事再生	6,085.9	10
北九州市		北九州市港湾整備特別会計	廃止	41,416.0	20
都道府県・指定都市分計				47,501.9	

### 市町村分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
北海道	苫小牧市	苫小牧市土地開発公社	解散	3,313.8	10
	美唄市	美唄市土地開発公社	解散	1,160.8	10
	美唄市	職業訓練法人 美唄情報開発学園	解散	104.0	10
東京都	あきる野市	あきる野市土地開発公社	解散	1,790.0	10
福井県	小浜市	小浜市土地開発公社	解散	800.0	15
市町村分計				7,168.6	
合計				54,670.5	

## 第三セクター等改革推進債活用案件一覧⑭

<平成28年度許可>

都道府県・指定都市分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
山梨県		山梨県林業公社	解散	6,164.0	10
都道府県・指定都市分計				6,164.0	

市町村分

(単位:百万円、年)

団体名		対象法人、公営企業会計等名	処理	許可額	償還期間
都道府県	市町村				
北海道	石狩市	石狩市土地開発公社	解散	1,780.0	15
長野県	駒ヶ根市	駒ヶ根市土地開発公社	一部廃止	1,730.0	30(2)
		駒ヶ根観光開発株式会社	解散	530.0	30(2)
三重県	桑名市	桑名市土地開発公社	解散	2,551.3	10
市町村分計				6,591.3	
合計				12,755.3	

**資料 3**

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

## 第3回分収造林事業のあり方検討委員会次第

日時：令和5年1月12日（木）14:00～16:00

場所：兵庫県土地改良会館6階会議室

### 1 開会

### 2 議事

(1) 他府県の分収造林事業の状況

(2) 今後の施業の方向性

(3) 長期収支予測の算定条件

### 3 その他

### 4 閉会

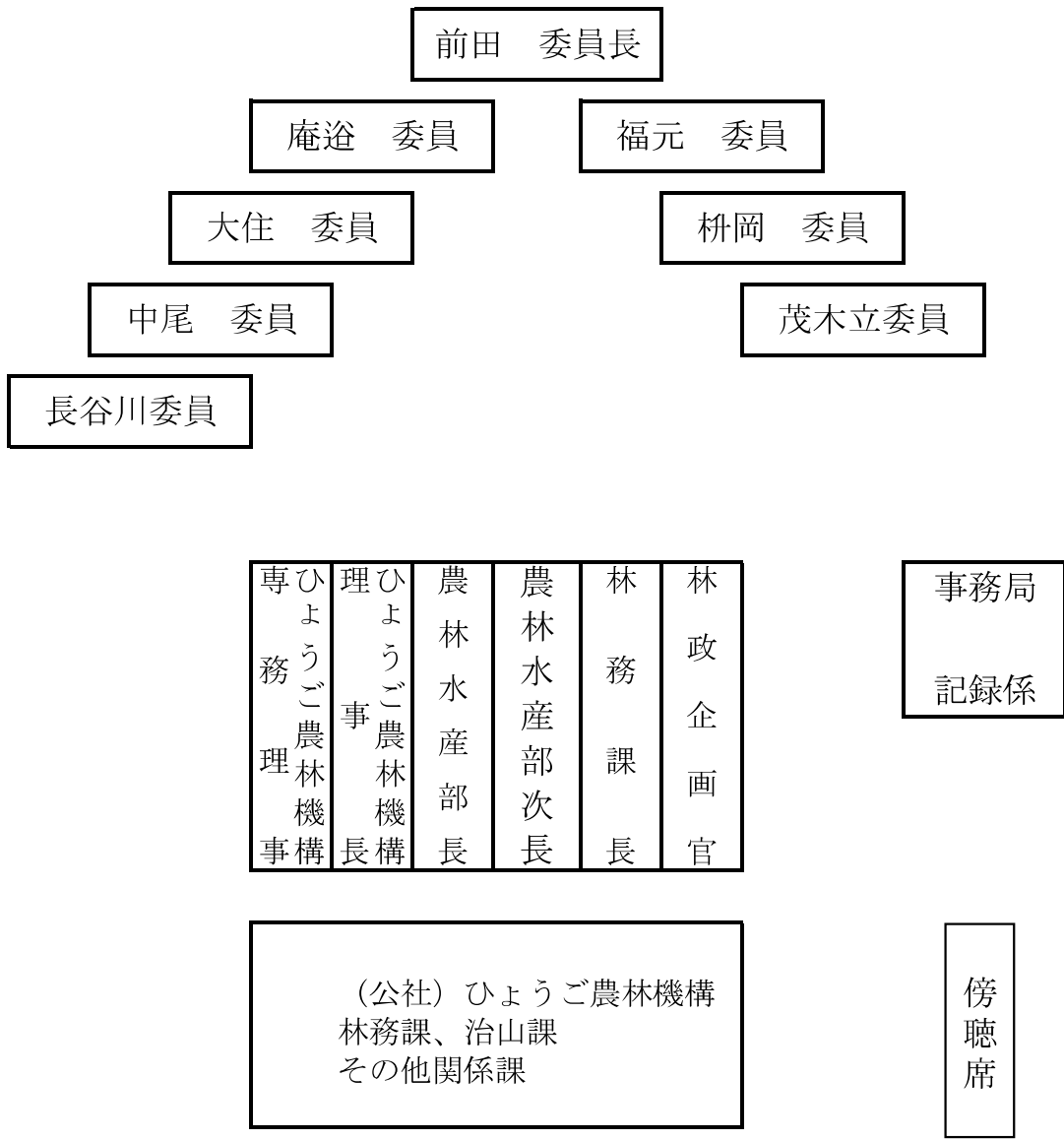
**(配付資料)**

出席者名簿・配席図・検討スケジュール	資料 1
他府県の分収造林事業の状況	資料 2
今後の施業の方向性	資料 3
長期収支予測の算定条件	資料 4
分収造林事業の施業方法	参考 1
分収造林契約内容	参考 2
本県の公的支援による取組	参考 3
分収造林事業のあり方検討委員会設置要綱	参考 4
同委員会傍聴要領	参考 5

資料1

### 第3回 分収造林事業のあり方検討委員会 座席表(50音順)

県土地改良会館



(出入口)

## 第3回分収造林事業のあり方検討委員会 出席者名簿

## 1 委員

氏名	主な役職	出欠
長谷川 尚 史	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授	出席
大 住 克 博	鳥取大学農学部名誉教授	出席
前 田 高 志	関西学院大学経済学部教授	出席
茂木立 仁	弁護士	出席
中 尾 志 都	公認会計士	出席
枡 岡 望	日本土地山林(株)取締役山林部長	出席
福 元 晶 三	宍粟市長	出席
庵 途 典 章	佐用郡佐用町長	出席

## 2 事務局

氏名	役職
萬 谷 信 弘	兵庫県農林水産部長
岡 明 彦	兵庫県農林水産部次長
峯 陽 治 郎	兵庫県農林水産部林務課長
岸 本 健 吾	兵庫県農林水産部林務課林政企画官
寺 尾 俊 弘	(公社) ひょうご農林機構理事長
塩 谷 嘉 宏	(公社) ひょうご農林機構専務理事兼森林緑化部長

## 検討スケジュール

回 次	開催日	検 討 事 項
第 1 回	R4. 8. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分収造林事業の現状と課題</li> </ul>
第 2 回	R4. 10. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査 (和田山木材市場, 分収造林契約地 (養父市畑, 三谷), 日本土地山林(株)所有林)</li> </ul>
第 3 回	R5. 1. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他府県の分収造林事業の状況</li> <li>・ 今後の施業の方向性</li> <li>・ 長期収支予測の算定条件</li> </ul>
第 4 回	R5. 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施方針 (長期収支・県財政負担)</li> </ul>
第 5 回	R5. 5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織体制のあり方</li> </ul>
第 6 回	R5. 8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会報告書 (原案) 検討</li> </ul>
第 7 回	R5. 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会報告書の決定</li> </ul>

## 他府県の分収造林事業の状況

## 1 全国的な動向

林業公社の経営対策及びこれを踏まえた今後の森林整備のあり方を検討するため、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」が平成 21 年 6 月に報告書を取りまとめた。

その中で、林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討を行う必要があり、公社を存続する場合は債務超過の解消に向けた不採算林の整理等を検討し、経営対策に基づく取組を行っても、将来にわたり継続的な経営の見通しが立たない林業公社は廃止すべきとしている。

不採算林の整理や公社廃止にあたっては平成 21 年度から平成 25 年度まで(一部 28 年度まで)の措置である第三セクター等改革推進債(以下「三セク債」という)等の活用が提案されており、平成 22 年度以降に債務整理や県営化した 14 公社のうち 10 公社で三セク債を活用している。

## 【参考 1】 林業公社の経営対策等に関する検討会報告書 (概要)

## 林業公社の経営対策及び将来の森林整備のあり方

## (1) 林業公社の経営状況の情報開示とあり方の検討

- ① 公益法人会計の早期適用、経営や資産債務の状況の議会説明、住民に積極的かつ分かりやすい情報開示を行うべきである。
- ② 外部有識者委員会等で、経営状況等の評価と存廃を含めた抜本的な経営の見直しの検討を行い、県が「林業公社改革プラン」を策定し、確実に実行する必要がある。
- ③ 既往造林地の取扱、将来的な公的森林整備の手法など地域ニーズを踏まえ、林業公社における将来の森林整備のあり方について検討を行うべきである。

## (2) 経営対策

- ① 経営検討委員会等における検討も踏まえ、公社及び県においては、自ら実施できる経営対策の更なる取組を積極的に実施する。
- ② 公社及び県が自ら補助、金融、地方財政措置等を最大限に活用して経営改善に主体的な取組が重要であり、国としても、利子負担軽減のための対策等を講じる必要がある。
- ③ 一層の経営合理化努力を前提に、将来にわたり継続的な林業公社経営が行えるよう、事業コストの縮減、収益性の向上に資する支援策の拡充を検討する。
- ④ 継続的な林業公社経営が行えない場合には、公社を廃止することとし、分収造林地の公益的機能が損なわれることのないよう適切に対処すべきである。

## 【参考 2】 第三セクター等改革推進債の概要 (平成 21~25 年度まで (一部 28 年度まで))

対 象：法人の法的整理等を行う場合に必要となる地方公共団体が行っている  
損失補償に要する経費など

償還年限：10 年以内を基本とするが必要に応じ 10 年を超えることができる。

財源措置：H25 年度までの起債分は支払利息の一部に特別交付税措置がある

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

## 2 林業公社の状況

都道府県	公社名	設立年度	解散等
------	-----	------	-----

## (1) 公社が分収造林事業を継続実施

## ア 経営改善を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施 (22 団体)

秋田県	(公財)秋田県林業公社	S 41 年度	—	
山形県	(公財)山形県林業公社	S 42 年度	—	
福島県	(公社)ふくしま緑の森づくり公社	S 42 年度	—	
埼玉県	(公社)埼玉県農林公社	S 58 年度	—	
東京都	(公財)東京都農林水産振興財団	S 63 年度	—	
新潟県	(公社)新潟県農林公社	S 47 年度	—	
富山県	(公社)富山県農林水産公社	S 41 年度	—	
石川県	(公財)石川県林業公社	S 41 年度	—	
長野県	(公社)長野県林業公社	S 41 年度	—	事例 1
岐阜県	(公社)岐阜県森林公社	S 41 年度	—	
	(公社)木曾三川水源造成公社	S 43 年度	—	
和歌山県	(一社)わかやま森林と緑の公社	S 42 年度	—	
兵庫県	(公社)ひょうご農林機構	S 36 年度	—	
鳥取県	(公財)鳥取県造林公社	S 41 年度	—	事例 2
島根県	(公社)島根県林業公社	S 40 年度	—	事例 3
	(公社)隠岐島前森林復興公社	H 8 年度	—	
岡山県	(公社)おかやまの森整備公社	S 40 年度	—	
山口県	(公財)やまぐち農林振興公社	S 41 年度	—	
徳島県	(公社)徳島森林づくり推進機構	S 41 年度	—	
高知県	(一社)高知県森林整備公社	S 36 年度	—	
熊本県	(公社)熊本県林業公社	S 35 年度	—	
宮崎県	(一社)宮崎県林業公社	S 42 年度	—	

## イ 合併した林業公社が分収造林事業を継続実施 (2 団体)

長崎県	(公社)長崎県林業公社	S 36 年度	
	(社)対馬林業公社	S 34 年度	合併(H22 年度)
鹿児島県	(公社)鹿児島県森林整備公社	S 42 年度	
	(社)屋久島林業開発公社	S 36 年度	合併(H11 年度)

## 1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

都道府県	公社名	設立年度	解散等
------	-----	------	-----

## ウ 債務整理し、林業公社が分収造林事業を継続実施（2団体）

宮城県	(一社)宮城県林業公社	S 41 年度	債務整理(H25 年度)	事例 4
滋賀県	(一社)滋賀県造林公社	S 40 年度	債務整理(H22 年度)	
	(財)びわ湖造林公社	S 48 年度	債務整理(H22 年度) 合併(H23 年度)	

## (2) 分収造林事業を県営林化

## ア 3セク債を活用して県(府)営林化した後、林業公社が解散（8団体）

青森県	(社)青い森農林振興公社	S 45 年度	債務整理・解散・県営化 (H25 年度)	事例 5
栃木県	(財)栃木県森林整備公社	S 61 年度	債務整理・解散・県営化 (H25 年度)	
神奈川県	(社)かながわ森林づくり公社	S 43 年度	債務整理・解散・県営化 (H22 年度)	事例 6
山梨県	(公財)山梨県林業公社	S 40 年度	債務整理・解散・県営化 (H28 年度)	
愛知県	(一社)愛知県農林公社	S 40 年度	債務整理・解散・県営化 (H27 年度)	
京都府	(一社)京都府森と緑の公社	S 42 年度	債務整理・解散・府営化 (H26 年度)	
奈良県	(公財)奈良県林業基金	S 58 年度	債務整理・解散・県営化 (H28 年度)	
広島県	(一財)広島県農林振興センター	S 40 年度	債務整理・県営化(H25 年度) 解散(H29 年度)	

## イ 3セク債を活用せずに県営林化した後、林業公社が解散（3団体）

岩手県	(社)岩手県林業公社	S 39 年度	解散・県営化(H19 年度)
愛媛県	(財)愛媛県造林公社	S 41 年度	解散・県営化(S 55 年度)
大分県	(社)大分県林業公社	S 45 年度	解散・県営化(H19 年度)

## ウ 林業公社の分収造林事業部門を県営林化（2団体）

茨城県	(公社)茨城県農林振興公社	S 44 年度	県営化(H22 年度)	事例 7
福井県	(公社)ふくい農林水産支援センター	S 41 年度	県営化(H25 年度)	

## (3) 債務整理し、事業を他団体に譲渡した後、林業公社が解散（1団体）

群馬県	(一社)群馬県林業公社	S 41 年度	債務整理・解散・事業譲渡 (H25 年度)	事例 8
-----	-------------	---------	--------------------------	------

## (4) 森林整備法人の認定を取消し、募集届出に係る事務の権限を市町村に移譲（1団体）

北海道	(一財)北海道森林整備公社	S 60 年度	—
-----	---------------	---------	---

※1 黄色の網掛けは第三セクター債を活用（10 団体）

※2 千葉県・静岡県・三重県・大阪府・香川県・福岡県・佐賀県・沖縄県は林業公社の設置なし

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

(1) 公社が分収造林事業を継続実施

ア 経営改善を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施

事例1 (公社)長野県林業公社

計画・報告名	今後の経営に関する報告書(H25年10月策定)		
森林整備の方向性	林業公社経営専門委員会では、森林整備の方向性は、検討されていないが、令和3年5月策定の「第2次長野県林業公社経営改革プラン」で整備の基本方針が示されている。		
生産目標区分別の森林整備の基本方針(※)			
木材生産の主たる目標	植栽木の現況	搬出	森林整備目標
製材(A材)生産を主たる目標	生育良好で根曲がり少なく、 獣害がほとんどない。	材価が高いため、多少搬出経費がかか	主伐は長伐期とし、保育間伐を適期に実施。過度の搬出間伐で主伐時の本数を減らさない。獣害防除を積極的に実施。
集成材・合板(B材)生産を主たる目標	生育良好でやや根曲がりがあるものの、 獣害が少ない。	ても収益がある可能性がある。	主伐は長伐期とするが、適期の搬出間伐を積極的に実施。獣害防除は場合によって実施する。
チップ(C材)生産を主たる目標	生育不良だが成立本数は普通。 根曲がり、獣害等がやや多い。	材価が安いいため、搬出良好	保育間伐、獣害防除は基本的に実施しない。材価によっては主伐の前倒しも検討する。
バイオマス利用材(D材)生産を主たる目標	生育不良で成立本数少なく、 根曲がり、獣害が多い。(経営不適地)	でなければ収益があがらない。	保育間伐、獣害防除は基本的に実施しない。搬出が容易な団地に限る。
※ それぞれの契約地ごとの樹種や材の販売先との距離等の条件を勘案し、森林整備目標は適宜検討する。			

公社存続検討方法	林業公社経営専門委員会(H25.4~10)により、収支差のほか、特別交付税措置や公庫借入金の金利上昇など不確定要素を考慮した県民負担の視点や、プロパー職員がいる公社の方が、契約者に対して最後まで責任が果たせることから「公社存続」が望ましいとされた。
管理面積等	13,013ha
契約者数	3,391人
債務残高・平均債務	310億円(公庫91億円, 県219億円) 238万円/ha
長期収支予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公社廃止(県営林化)の場合 ▲167億円</li> <li>・公社存続の場合 ▲160億円</li> <li>・わずかな差となり判断の決定的な要因とはならない</li> </ul>

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

(1) 公社が分収造林事業を継続実施

ア 経営改善を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施

事例2 (公財)鳥取県造林公社

<p>計画・報告名</p>	<p>経営改革プラン H25～R66 (R 元年 8 月改訂)</p>
<p>森林整備の方向性</p>	<p>更新伐の導入による針広混交林化・広葉樹林化を進め、主伐後の再造林放棄地の発生とそれに伴う公益的機能の低下を防止</p> <p>ア 契約上、再造林を行う義務は公社にはなく、本来は土地所有者が行うべきもの</p> <p>イ 土地所有者の自主性に任せていては再造林がなされず、森林の公益的機能が適切に発揮されない恐れ</p> <p>ウ 可能な限り経費負担を抑えつつ公益的機能の持続的発揮を担保することとし、更新伐により針広混交林化・広葉樹林化</p>
<p>The diagram illustrates the transition from a mature forest to a mixed forest. It starts with '間伐5回目(60年生)' (5th thinning at 60 years old) showing '上層木(スギ・ヒノキ)' (Upper canopy trees: Spruce/Fir). This leads to '更新伐(80年生) ※分収契約終了' (Regeneration thinning at 80 years old, end of revenue-sharing contract), where '広葉樹等が侵入' (Broadleaf trees etc. invade). The final stage is '将来' (Future) showing '針広混交林化・広葉樹林化' (Mixed forest formation/broadleaf forest formation). A note at the bottom indicates '抜き伐りを実施、土地所有者に返還' (Carry out clear-cutting and return to landowners).</p>	

<p>公社存続検討方法</p>	<p>鳥取県造林公社経営検討委員会 (H21. 7～H24. 2)により、公益的機能の維持発展の観点、国による財政支援の活用により県の財政負担が最も少ないことから「公社存続」が望ましいとされた</p>
<p>管理面積等</p>	<p>15, 612ha</p>
<p>契約件数</p>	<p>1, 955 件</p>
<p>債務残高・平均債務</p>	<p>312 億円 (公庫 58 億円, 県 254 億円) 200 万円/ha</p>
<p>長期収支予測</p>	<p>+10 億円</p>
<p>具体的な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期収支の黒字化、R10 頃に単年度収支の黒字化を目指す</li> <li>・低コスト林業等により経費を削減し木材販売収入を拡大</li> <li>・皆伐に代えて更新伐を導入し、補助金等を積極的に活用</li> <li>・分収契約期間の見直し(60 年→80 年)</li> </ul>

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

(1) 公社が分収造林事業を継続実施

ア 経営改善を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施

事例3 (公社) 島根県林業公社

計画・報告名	林業公社第5次経営計画書(R元~10)(R3年6月一部見直し)																													
森林整備の方向	①長伐期施業、②短伐期施業、●不成績林等に区分																													
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">管理面積 H29年度末 20,784ha</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">〈分収造林契約区分〉</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">〈森林整備の方向〉</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">①長伐期施業</td> <td colspan="2" rowspan="3">主伐後においても公社が管理し、人工林の一斉林として循環 69%程度 14,426ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【モザイク林誘導伐】 ・小面積分割伐採 ・契約満了までに3回実施 77%程度 16,008ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【人工林整理伐】 ・平均樹高の2倍までの幅で列状伐採 ・契約満了までに2回実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【高齢級間伐】 ・成長を促す目的で定性間伐を行い、人工林整理伐につなげる 15%程度 3,142ha</td> <td colspan="2" rowspan="2">主伐後は天然力による更新を促し、更新が図れない区域は人工植栽による針広混交林化 23%程度 4,725ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">●不成績林処理</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">伐採による収益が見込めないと判断した不成績林や不採算林は経営林から除外して管理 2%程度 418ha</td> <td colspan="2" rowspan="2">森林整備や跡地更新は森林所有者に委ね主伐は収益が見込まれる区域のみで選択実施 2%程度 418ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">②短伐期施業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">公社が伐採時期を定め、一斉皆伐 6%程度 1,216ha</td> <td colspan="2" rowspan="2">跡地更新は森林所有者に委ねる。6%程度 1,216ha</td> </tr> </table>	管理面積 H29年度末 20,784ha	〈分収造林契約区分〉		〈森林整備の方向〉		①長伐期施業		主伐後においても公社が管理し、人工林の一斉林として循環 69%程度 14,426ha		【モザイク林誘導伐】 ・小面積分割伐採 ・契約満了までに3回実施 77%程度 16,008ha		【人工林整理伐】 ・平均樹高の2倍までの幅で列状伐採 ・契約満了までに2回実施		【高齢級間伐】 ・成長を促す目的で定性間伐を行い、人工林整理伐につなげる 15%程度 3,142ha		主伐後は天然力による更新を促し、更新が図れない区域は人工植栽による針広混交林化 23%程度 4,725ha		●不成績林処理		伐採による収益が見込めないと判断した不成績林や不採算林は経営林から除外して管理 2%程度 418ha		森林整備や跡地更新は森林所有者に委ね主伐は収益が見込まれる区域のみで選択実施 2%程度 418ha		②短伐期施業		公社が伐採時期を定め、一斉皆伐 6%程度 1,216ha		跡地更新は森林所有者に委ねる。6%程度 1,216ha	
管理面積 H29年度末 20,784ha	〈分収造林契約区分〉		〈森林整備の方向〉																											
	①長伐期施業		主伐後においても公社が管理し、人工林の一斉林として循環 69%程度 14,426ha																											
	【モザイク林誘導伐】 ・小面積分割伐採 ・契約満了までに3回実施 77%程度 16,008ha																													
	【人工林整理伐】 ・平均樹高の2倍までの幅で列状伐採 ・契約満了までに2回実施																													
	【高齢級間伐】 ・成長を促す目的で定性間伐を行い、人工林整理伐につなげる 15%程度 3,142ha		主伐後は天然力による更新を促し、更新が図れない区域は人工植栽による針広混交林化 23%程度 4,725ha																											
●不成績林処理																														
伐採による収益が見込めないと判断した不成績林や不採算林は経営林から除外して管理 2%程度 418ha		森林整備や跡地更新は森林所有者に委ね主伐は収益が見込まれる区域のみで選択実施 2%程度 418ha																												
②短伐期施業																														
公社が伐採時期を定め、一斉皆伐 6%程度 1,216ha		跡地更新は森林所有者に委ねる。6%程度 1,216ha																												

公社存続検討方法	島根県林業公社長期経営計画検討委員会(H30.7月~H31.1月)において、「主伐事業の推進」「主伐跡地更新の低コスト化」「公的セクターとしての役割発揮」について県に提言。林業公社は、造林地情報に精通し、約7,000人の土地所有とのつながりがあることから、引き続き林業公社が造林地の整備・管理主体となることが最適とされた
管理面積等	20,784ha
契約件数	1,900件(約7,000人)
債務残高・平均債務	539億円(公庫187億円, 県352億円, 市町0.3億円)224万円/ha
長期収支予測	▲202億円

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

## (1) 公社が分収造林事業を継続実施

## ウ 債務整理し、林業公社が分収造林事業を継続実施

## 事例4 (一社)宮城県林業公社

計画・報告名	林業公社改革プラン(H22.8月) 再建計画(H25.6月)
公社存続検討方法	公社等外郭団体経営評価委員会(H21.9~11月)において、このままの状況が続けば、多額の債務が返済不能に陥る可能性が高く、あらゆる手段を用いて経営改革に取り組むよう提言。不採算林の整理や無利子貸付、利子補給等の支援を継続しつつ、「第三セクター等改革推進債」の活用した救済策を検討すべき。
管理面積等	9,331ha
契約件数	1,379件
債務残高・平均債務	168億円(公庫46億円, 県121億円) 180万円/ha
森林整備の方向	—
長期収支予測	▲169億円
債務整理方法	県、公庫を相手とする特定調停※により債務整理 1 県が公庫に45億円の損失補償(3セク債を活用) 2 県が、県貸付金のうち118億円及び損失補償に伴う求償権45億円の計163億円を債権放棄 3 公社は、県追加借入金を含め、30年間で県に11億円を返済

※特定調停：

私的整理の一種で、裁判所の関与のもと、債務者と債権者が返済条件等を調整する民事調停の特例制度、滋賀県造林公社の債務整理においても用いられた。

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

(2) 分収造林事業を県営林化

ア 3セク債を活用して県(府)営林化した後、林業公社が解散

事例5 (社)青い森農林振興公社

計画・報告名	分収造林のあり方検討委員会最終報告書(H19.3月策定)			
森林整備の方向	<p>「県行造林」を「県民環境林」と改称</p> <p>皆伐は実施せず長伐期化や択伐による複層林や針広混交林への誘導、立木販売収入などを検討</p> <p>① 長伐期施業の導入</p> <p>契約者の要望に応じて契約期間を80~90年まで延長可能とし、長期間公益的機能を維持しながら、自然植生の誘導による複層林化や針広混交林化を推進</p> <p>② 新たな分収方式の導入</p> <p>伐採後の土砂災害発生等の公益的機能の悪化を防ぐため、新たな分収方式を追加し、契約者がこの3種類の分収方式を選択</p>			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"> <p><b>ア 収益分収方式</b></p> <p>⇒全ての立木を一斉に売り払い、収益を分収する方式</p>  </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> <p><b>イ 立木分収方式</b></p> <p>⇒契約者の持分を立木で残し、県の持分だけ売り払う方式</p>  </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> <p><b>ウ 立木買取方式</b></p> <p>⇒契約者が県の持分を買い取りし、全ての立木を残す方式</p>  </td> </tr> </table>		<p><b>ア 収益分収方式</b></p> <p>⇒全ての立木を一斉に売り払い、収益を分収する方式</p> 	<p><b>イ 立木分収方式</b></p> <p>⇒契約者の持分を立木で残し、県の持分だけ売り払う方式</p> 	<p><b>ウ 立木買取方式</b></p> <p>⇒契約者が県の持分を買い取りし、全ての立木を残す方式</p> 
<p><b>ア 収益分収方式</b></p> <p>⇒全ての立木を一斉に売り払い、収益を分収する方式</p> 	<p><b>イ 立木分収方式</b></p> <p>⇒契約者の持分を立木で残し、県の持分だけ売り払う方式</p> 	<p><b>ウ 立木買取方式</b></p> <p>⇒契約者が県の持分を買い取りし、全ての立木を残す方式</p> 		

公社廃止検討方法	あり方検討委員会(H17.6~H18.9)により、木材価格の推移が不透明、長期間の経営となることから分収造林は収益事業にはなじまず、県行造林と統合し、債務も県が継承し、県民の財産として維持管理することが妥当との結論となった。
管理面積等 (県営林面積)	10,224ha (約6千ha)
契約件数(者)	1,263件(1,085人)
債務残高・平均債務	409億円(公庫206億円, 県203億円) 400万円/ha
長期収支予測	公社存続の場合 ▲325億円
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデルに誘導するために保育の方法やスケジュールを定めた新たな施業基準を策定し、それに基づく「森林処方箋」を作成</li> <li>森林版指定管理者制度により一定期間、外部に委託</li> </ul>

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

(2) 分収造林事業を県営林化

ア 3セク債を活用して県（府）営林化した後、林業公社が解散

事例6 (財)山梨県林業公社

計画・報告名	林業公社改革プラン(H23.12月策定)			
森林整備の方向	管理面積の20%は現在の契約期間で皆伐をし、50%は抜き伐りと契約期間を20年延長しての広葉樹林化、30%は抜き伐りと契約期間を40年に延長して針広混交林化を想定する。			
<p>The diagram illustrates the transition from an artificial forest to a mixed forest. It starts with an 'Image' box stating the goal: 'Promote the role of public corporations, focusing on artificial forests, aiming for mixed forests of broadleaf and needle-leaved trees.' The process begins with 'Artificial Forest' (人工林). After the 'Contract term expires' (契約期間満了), a 'Clear-cut' (皆伐) occurs. This leads to 'Management by owner as artificial forest' (所有者により植栽人工林として管理). The process then involves '1/3 selective logging' (1/3を伐採) three times. This leads to 'Broadleaf forest' (広葉樹林) and 'Mixed forest of broadleaf and needle-leaved trees' (針広混交林). The final goal is 'Management by owner' (所有者による管理). Key points include: 'Contract extension, repeating clear-cutting', 'Clear-cutting and natural regeneration of broadleaf trees', and 'Ultimately, after mixed forest, clear-cutting all broadleaf trees'.</p>				
森林整備の手法	将来の森林の形態	伐期	構成比	面積
現在の契約期間で皆伐	人工林 (所有者が再整備)	現在の伐期(50~55年)	20%	1,543ha
1/3程度の抜き伐りを3回	広葉樹林	契約期間を20年延長	50%	3,860ha
1/3程度の抜き伐りを3回	広葉樹林 ・針広混交林	契約期間を40年延長	30%	2,316ha

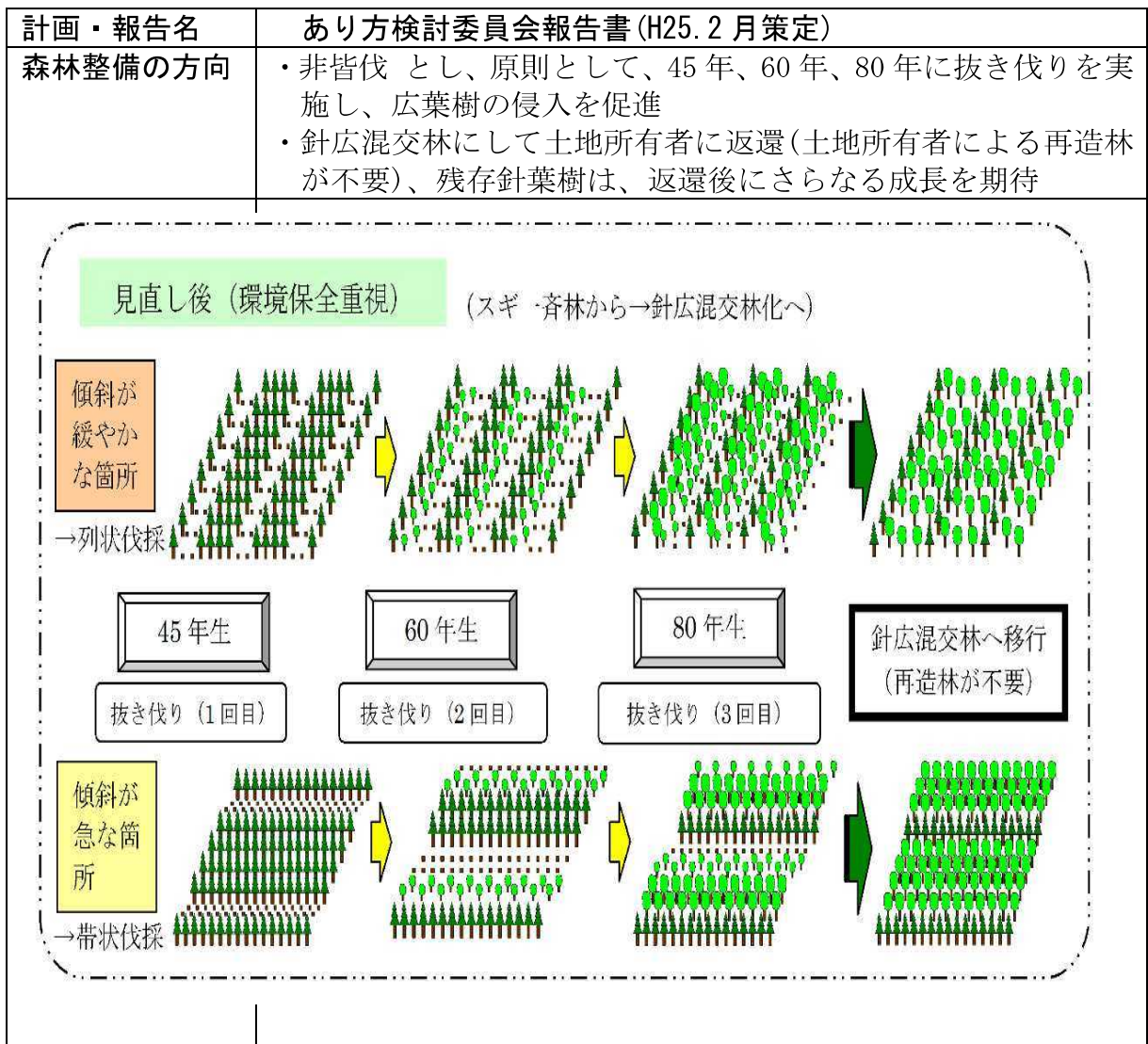
公社廃止検討方法	平成20年度に実施された包括外部監査における経営改革を求める指摘をはじめ、平成21年3月に設置された外部有識者からなる山梨県出資法人経営検討委員会での存廃を含む検討及び、平成23年度の県議会土木森林環境委員会における審議・調査を踏まえ、平成23年12月に山梨県林業公社改革プランを策定し、抜本的改革に取り組んだ。
管理面積等 (県有林面積)	7,663ha (約15万ha)
契約件数(者)	3,336件(4,875人)
債務残高・平均債務	270億円(公庫60億円, 民間20億円, 県190億円)348万円/ha
長期収支予測	現在の木材価格で試算すると▲約208億円

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

(2) 分収造林事業を県営林化

ウ 林業公社の分収造林事業部門を県営林化

事例7 (社)ふくい農林水産支援センター



公社廃止検討方法	あり方検討委員会(H22.9~H25.2)により、県職員が加わり森づくりや分収見直し交渉を行うことで土地所有者の理解や同意取得が進むこと、経営の透明性が低下することは解決可能、既存の県営林と一体的に実施することが適切とのことから県営化を基本とすることが望ましいとした。
管理面積等 (県有林面積)	14,864ha (約2千ha)
契約者数	4,223人
債務残高・平均債務	502億円(公庫117億円, 民間52億円, 県333億円)338万円/ha
長期収支予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行(公社皆伐)の場合 ▲314億円</li> <li>・ 事業廃止の場合 ▲569億円</li> <li>・ 県営化(分収見直し後)の場合 ▲279億円</li> <li>・ 公社存続し経営改善 ▲279億円</li> </ul>

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

## (3) 債務整理し、事業を他団体に譲渡した後、林業公社が解散した事例

## 事例 8 (一社)群馬県林業公社

計画・報告名	林業公社対策特別委員会報告 H22.12月
公社廃止検討方法	県議会が設置した特別委員会での審議の結果、林業公社は、事実上破綻をきたし、 <u>多額の負債は返済の見通しがない状況</u> にあり、公社改革に <u>150億円にも及ぶ県民負担が発生</u> することを極めて重く受け止め、 <u>県民への説明責任を果たすため、「解散すべきである」との見解が示された。</u>
管理面積等	5,107ha
契約件数(者)	1,492件
負債総額	約161億円
債務整理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者との分収造林契約の解約を進め、約3千haを解約</li> <li>・群馬県林業公社が解散を決議後、<u>民事再生の適用を申請</u></li> <li>・群馬県が、3セク債の活用により公庫借入金に損失補償し、県貸付金とともに債権放棄</li> <li>・<u>解約に至らなかった約2千haの分収造林事業は、(一社)群馬県森林・緑整備基金に譲渡し、林業公社は解散</u></li> </ul>

※群馬県では、分収林事業を廃止しようとしたが、解約困難な分収林について、他の団体に譲渡した全国唯一の事例

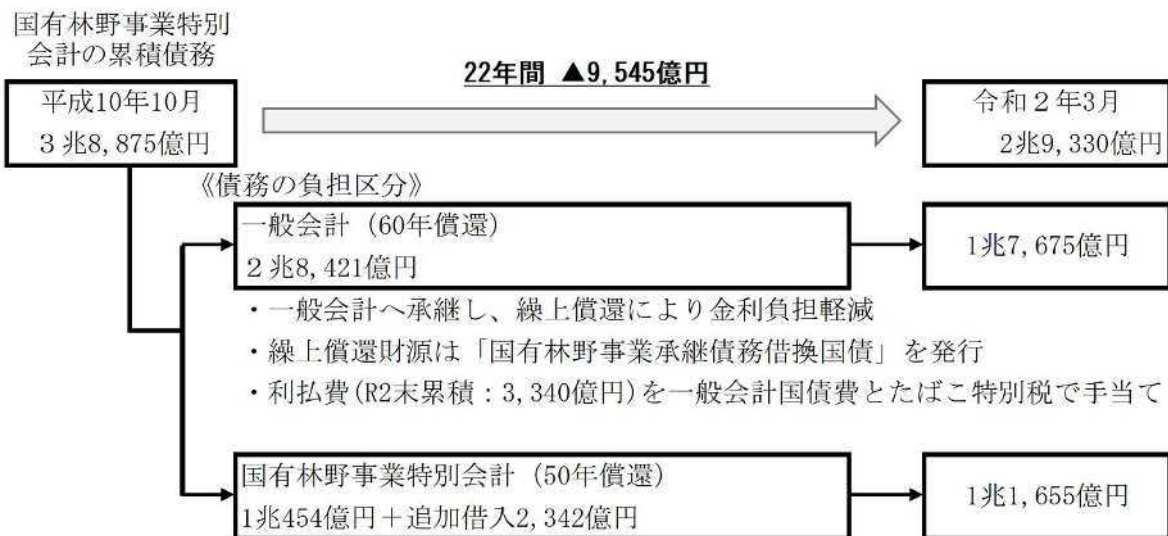
1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

3 国有林野事業の債務整理

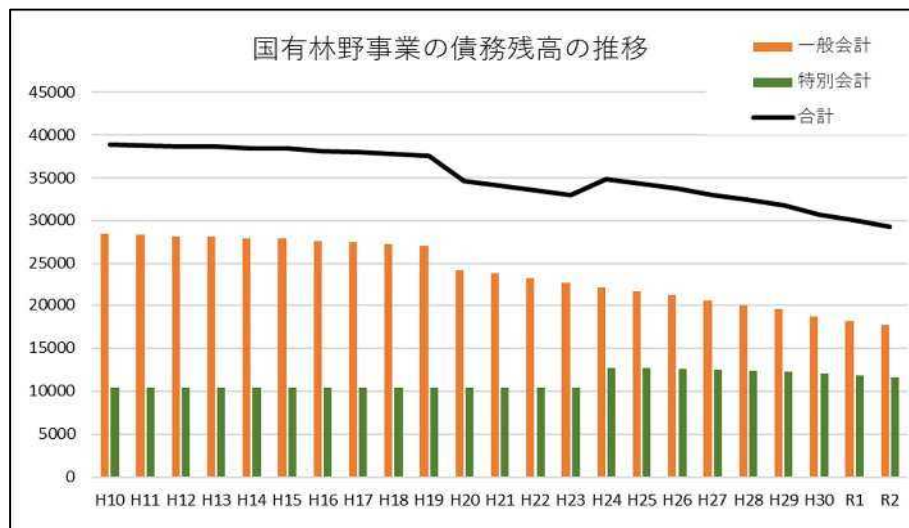
(1)経緯

- ア 国有林野事業は昭和 22(1947)年から「国有林野事業特別会計法」に基づき、独立採算制で実施
- イ 昭和 50 年代(1970 年代後半)から経営状況の悪化により債務が累増
- ウ 平成 10(1998)年に累積債務が 3.8 兆円に達し、危機的な財務状況に対処するため「国有林野事業の改革のための特別措置法」が成立
- エ 累積債務 3.8 兆円のうち、返済不能債務約 2.8 兆円を一般会計へ承継、返済可能債務約 1 兆円を国有林野事業特別会計へ区分

(2)一般会計、特別会計での債務整理状況



- ・国有林野事業特別会計で債務を負担
  - ・債務を国民の負担としないため、債務処理を經理する暫定的な特別会計「国有林野事業債務管理特別会計」を平成25年度に設置
  - ・借入金に係る利払費は一般会計(農水省予算)から利子補給
  - ・償還期限を迎えた借入金に対し、林産物収入や民間金融機関借入金で償還
- (令和2年度 償還金3,630億円 (財政融資資金438億円, 民間金融機関3,192億円) 財源3,630億円 (林産物収入等211億円, 民間金融機関借入金3,419億円))



## 1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

## 4 本県の課題（再造林の実施）

国（林野庁）が下記の事業を通じて、非皆伐、長伐期施業、針広混交林化を誘導するなかで、他府県でも、分収造林契約終了後において土地所有者が再造林をしなくてもよいように、施業のあり方について検討を行ってきた。

本県における施業の課題としては、1巡目（80年間の契約期間）の主伐後に再造林（2巡目）を実施することを条件に、分収割合の変更契約（公社6：所有者4→公社8：所有者2）を進めてきたことにある。

再造林（2巡目）の実施にともない、事業が超長期化（80年間→125年間）することで、事業収支も不透明になるなどの課題も多いことから、再造林（2巡目）の実施の可否も含めて検討していく。

## (参考)関係する林野庁事業

林業公社等が分収林契約により整備した人工林において、伐期を迎えるものが急増することになるものの、木材価格の低迷等から契約どおりの伐期で伐採すると跡地の再造林が行われない恐れが高まっていたことなどから、林野庁においては以下の事業を実施してきた。

本県では、経済林を皆伐する方針であることから非皆伐方式には合致しなかったこと、また、平成25年度以前に長伐期施業のための期間延長の契約変更を行っていたこと、さらに、分収比率の割合変更も円滑に進んだことなどからこれら事業は活用していない。

## (1) 分収林業転換促進事業（平成22年度～）

通常の伐期で契約している分収林等を対象に、短伐期・皆伐方式から非皆伐方式への転換を促進することを目的に実施した。

都道府県協議会が行う、非皆伐施業等の意義や合意形成を図るための説明会の開催、分収林契約者への直接面談、説明に使用する資料等の作成のほか、企業参画を求めるための募集・コーディネート等を実施する場合の経費に対して支援した。

## (2) 分収林契約適正化事業（平成25年度～）

分収林として管理経営する森林については、長伐期施業等により多様な林相への転換を図ることとし、分収益による再造林が見込めない森林については、分収林契約の解除を進め、分収林契約の適正化を図った。

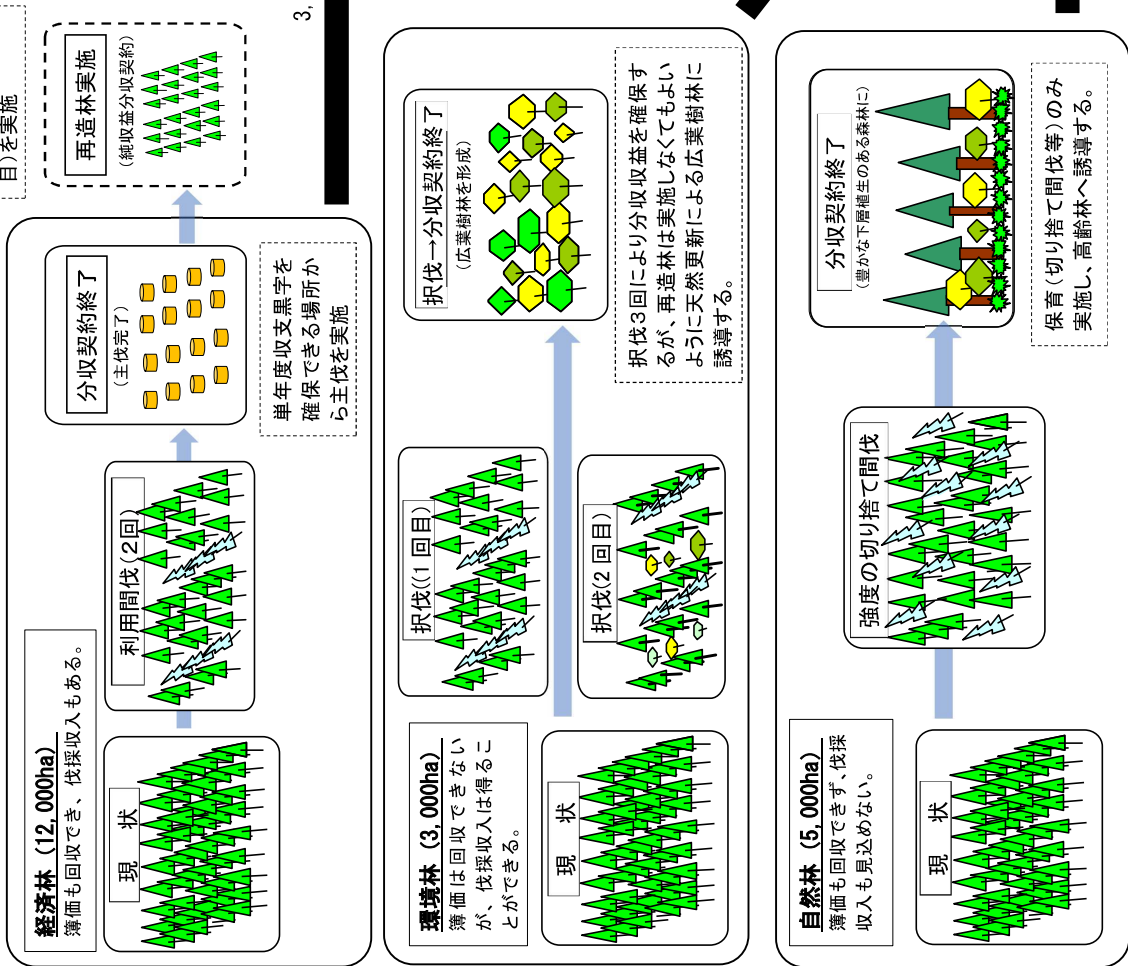
## (3) 分収林施業転換推進事業（平成30年度～）

分収比率の見直し等により収益性の向上を図るとともに、契約満了後の伐採・更新を円滑に進めていくため、更新費用の軽減に資する針広混交林化への誘導を進め、森林の公益的機能の維持・向上を図る目的で実施した。

分収比率の見直しに向けた合意形成に対する支援や、所在不明者の特定や権利関係の確認作業を実施し、契約変更を促進するなどを支援した。

今後の施業の方向性

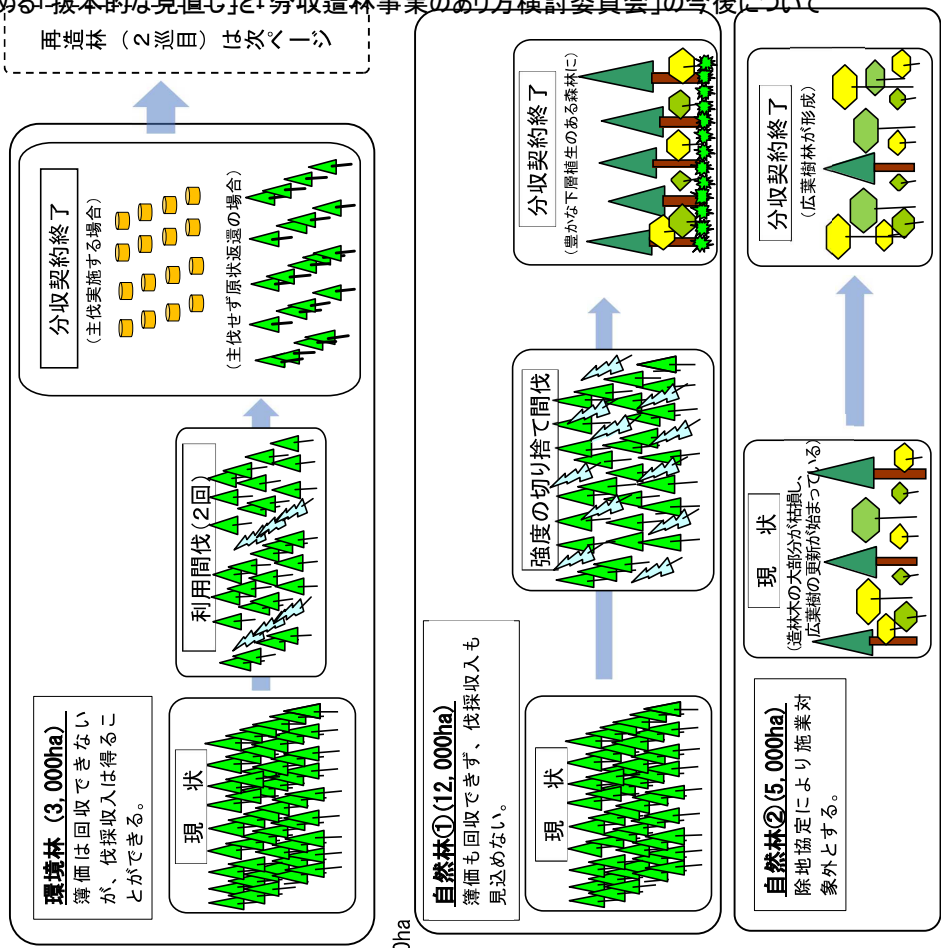
1 現在の方向性 (H20新行草プランをベース)



2 見直しの方向性 (案)

新行草プランで位置付けた簿価が回収できる「経済林」は、近年の木材価格や施業コストでは、限りなく少ないと想定される。そのため、事業収支改善に向けて、簿価は回収できないが伐採収益が得られる「環境林」について主伐や再造林を行うかどうかについて検討する。また、簿価は回収できず、伐採収益も得られない「自然林」のうち、施業が可能な森林は「自然林①」とし、間伐による高齡林化に取り組み、施業も不要な「自然林②」では除地協定による施業対象外とし、契約期間終了後に土地所有者に返還する。なお、材価や施業コストの変動により、事業収支も変動することから一定期間を目途に施業方法を見直していくこととする。

1(2) 齊藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について



1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

3 再造林(2巡目)のケース分けと課題

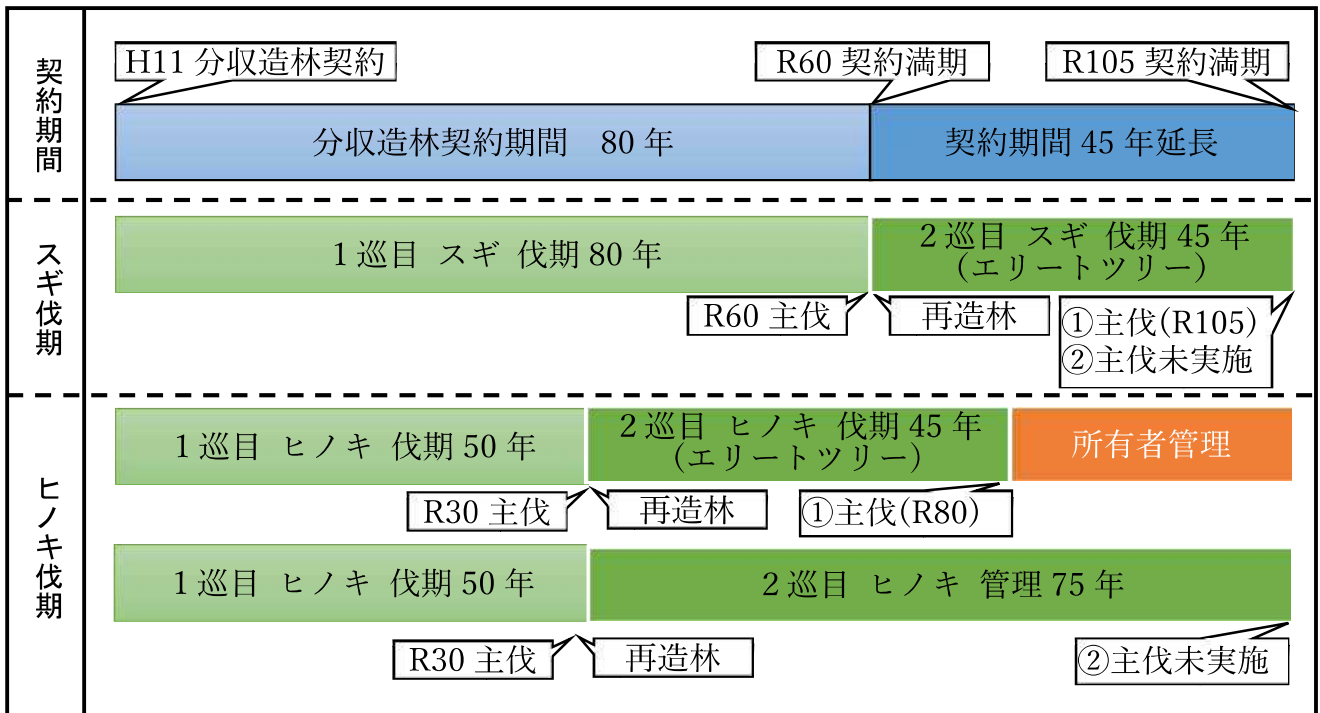
区分	施業プロセス		事業への影響	収支への影響
	1巡目(伐期80年)	2巡目(伐期45年)		
環境林(3千ha)	2巡目主伐 ケース①	初期 H11 伐期到来 主伐 終期 R60 分収契約終了	初期 R60 再造林 保育 主伐未実施 終期 R105	×必要な借入金や利息負担など長期にわたる県支援が必要となる。 ×将来の木材価格が不透明であり収支が悪化する可能性がある。 ×2巡目の主伐を実施しないため、ケース①よりも収支は悪化が予想される。
	2巡目主伐なし ケース②	主伐 終期 R60 分収契約終了	天然更新(再造林を実施しない) 所有者による再造林 造林補助金への県上乗せ支援創設 所有者による保育、管理	×天然更新が進まなかった場合に山林が荒廃する可能性がある。 ×分収造林契約の変更が必要 ×再造林を実施しない場合、分収割合を6:4に戻すことを求められる可能性がある。 ○80年間の現契約期間で事業が終了する。
	1巡目主伐のみ ケース③	伐期到来 契約変更 主伐 終期 R60 分収契約終了	広葉樹林	×利用間伐などで8:2で既に支払っている分収収益を、過去に遡って6:4に修正して支払い直す可能性がある。 ×県支援制度による県の財政負担が増加する。 ×再造林だけでなく保育への支援が必要となる可能性がある。
	2巡目県支援 ケース④	主伐なし 主伐なし 終期 R60 分収契約終了	所有者による保育、管理	×主伐を実施しないことから公庫資金の一括償還を求められる可能性があるが、県による一括償還が必要となる。
	1巡目主伐なし ケース⑤	主伐なし 主伐なし 終期 R60 分収契約終了	所有者による保育、管理	×既に締結した変更契約(再造林を前提にした分収割合を8:2に変更)への批判がある。
自然林①②(17千ha)				
事業中止(20千ha)	契約解約 現状	所有者による保育、管理	×所有者との契約解約ができない場合 ×引き続き管理が必要(群馬県では4割が解約できなかった) ×所有者の管理次第では森林の荒廃、公益的機能の低下の可能性がある。 ×機構プロパー職員の処遇を検討する必要がある。	○県の継続的な財政負担が解消 ×森林資産の回収ができない ×公庫との損失補償契約に基づく遅延損害金及び県による一括償還が必要となる。

※「収支への影響」欄にある県支援等に係る記述は今後の検討事項

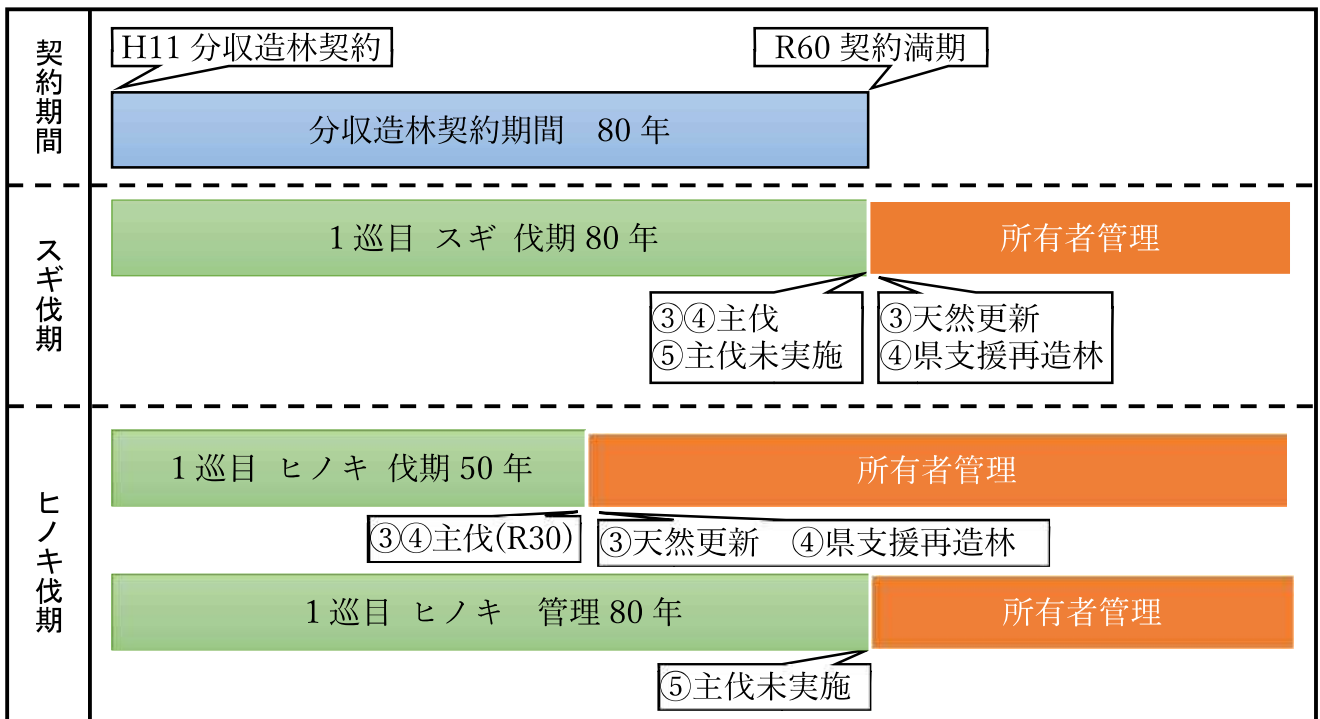
1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

4 契約期間と伐期の関係 (最後の分収造林契約である H11 を始期とした場合)

【ケース①②】



【ケース③④⑤】



【伐期の考え方】

ア スギ1巡目 80年伐期, ヒノキ1巡目 50年伐期

契約期間 45~50年で事業開始し、平成13年以降、順次、契約期間を80年に変更する際に、スギを80年の長伐期施業に、中間収益を得るためにヒノキの一部を50年伐期に設定した。

イ スギ・ヒノキ2巡目伐期 45年

県では、成長量が従来の系統と比較して1.5倍以上である特定母樹由来の苗木“エリートツリー”の出荷をH15頃に予定しており、将来的に伐期45年への短縮が可能と考えた。

## 長期収支予測の算定条件【1巡目、2巡目ともに】

## 条件 1 管理区分の見直し

## 1 「経済林」の見直し

新行革プランでは台帳上の基礎データで管理区分を作成していたが、この度の見直しにあたっては、近年の施業実績や航空測量データなどを活用し、管理区分に与える影響を検討した。その上で、近年の実績等による木材価格や施業コストを踏まえると、新行革プランで位置づけた“主伐の実施により投入経費（簿価）を回収できる”「経済林」は、限りなく少ないと想定されることから、約2万haの契約地を、“投入経費（簿価）を回収できないが主伐収益が得られる”「環境林」と“伐採経費が伐採収入を上回る”または“伐採収入が得られない”「自然林①②」に区分する。

## 2 「環境林」1巡目の主伐の検討

環境林の1巡目において、事業収支改善に向けて借入金の償還を図るため、主伐を実施するかどうか検討する。

## 3 「環境林」面積の絞り込み

既往の利用間伐の実施区域（約2,800ha）を参考に、主伐収益が得られる生育状況や立地条件が整っている「環境林」を3,000haと見込む。

## 4 「自然林①、②」の考え方

自然林のうち、切捨間伐など保育可能な森林を自然林①とし、豊かな下層植生のある森林をめざす。

造林木の大部分が枯損し、広葉樹の更新が始まっている森林を自然林②とし、保育などの施業は行わず、除地協定により管理面積から除外する。

	環境林 (3,000ha)	自然林① (12,000ha)	自然林② (5,000ha)
地位・ 地利	成長が平均以上かつ 道から50mの範囲内か つ平均斜度30度以内 の管理地	左記以外の管理地	
採算性	伐採収入>伐採経費 伐採収益<投入経費	伐採収入<伐採経費	
施業方法	【主伐・再造林】 or 【保育管理】 経済性を重視し主伐 するか、公益性を重視 し、保育管理に留める かを検討	【保育管理】 切捨間伐のみを実施 し、追加的施業が必要 無い高齢林に転換す る。	【施業除地】 除地協定を締結し、追 加的施業を行わず、契 約満了時に、土地所有 者に返還する。

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

(参考) H20新行革プラン

	経 済 林 (12,000ha)	環 境 林 (3,000ha)	自 然 林 (5,000ha)
地位・ 地利	生育度：良 搬出距離：600m以内	生育度：中 搬出距離：600m以内	生育度：低 搬出距離：600m超
採算性	伐採収入＞伐採経費 伐採収益＞投入経費	伐採収入＞伐採経費 伐採収益＜投入経費	伐採収入＜伐採経費
施業方法	<b>【主伐・再造林】</b> 皆伐を実施し、再造林により経済性と公益性を併せ持つ針広混交林に転換。	<b>【択伐】</b> 択伐を繰り返し、広葉樹の自然発生を促す（手のかからない広葉樹林に転換）。	<b>【保育管理】</b> 必要最小限の保育のみ実施し、手のかからない高齢林に転換。

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

**条件2** 木材価格、施業コストを見直し

木材価格、施業コストについて、近年の実績等を参考に、実勢単価に置き換えて長期収支を算定する。木材価格の変動の影響を評価するため、+2,000円/m<sup>3</sup>、▲2,000円/m<sup>3</sup>の場合を合わせて算定する。

**【木材価格】**

		最終行革プラン※	(円/m <sup>3</sup> )	
			実勢(H19~R3平均)	増減
スギ	主伐	29,600	11,600	▲18,000
ヒノキ	主伐	18,200	18,400	+200

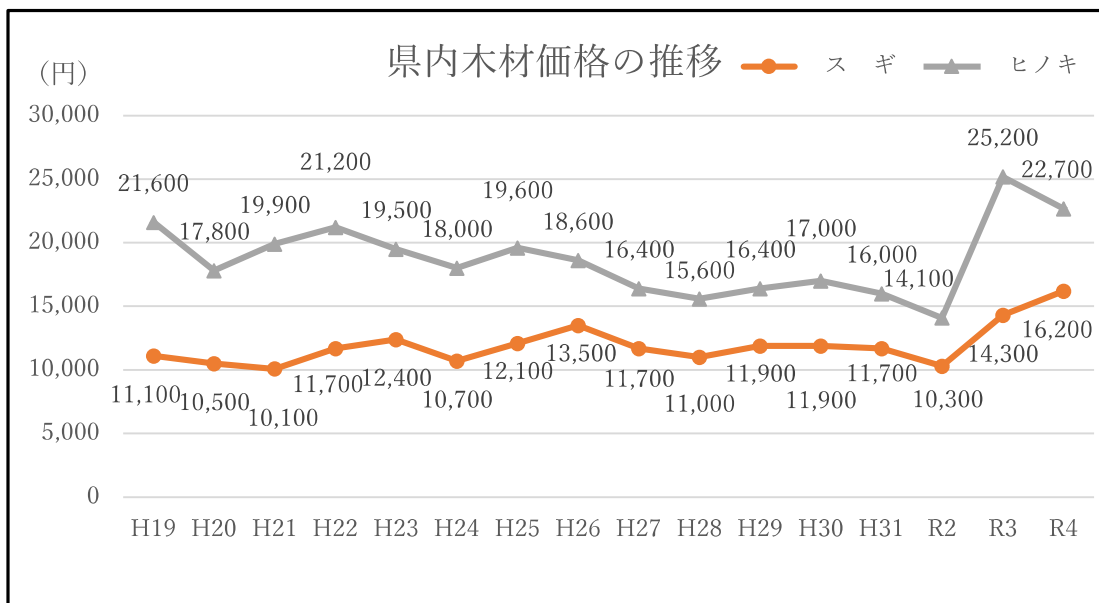
※スギ主伐単価は、取扱が少ない大径材を取引する吉野地域等の単価を採用

**【施業コスト】**

		最終行革プラン※	(円/m <sup>3</sup> )	
			実勢(H29~R3平均)	増減
	主伐	4,000	8,900	+4,900
	間伐	5,500	10,700	+5,200

※H22森林・林業白書における将来の目標コストを採用

※間伐は、H19からの平均



(参考：ひょうご農林機構における主間伐経費)

	(円/m <sup>3</sup> )				
	H29	H30	R1	R2	R3
主伐経費※	6,905	8,561	8,215	(実績無し)	10,450

※(伐採・集積費+運搬費+市場手数料+人件費)÷出材量(枝葉除く)により算出

	(円/m <sup>3</sup> )				
	H29	H30	R1	R2	R3
間伐経費※	10,676	11,510	10,723	9,748	9,830

※(伐採・集積費+運搬費+市場手数料+人件費)÷出材量(枝葉除く)により算出

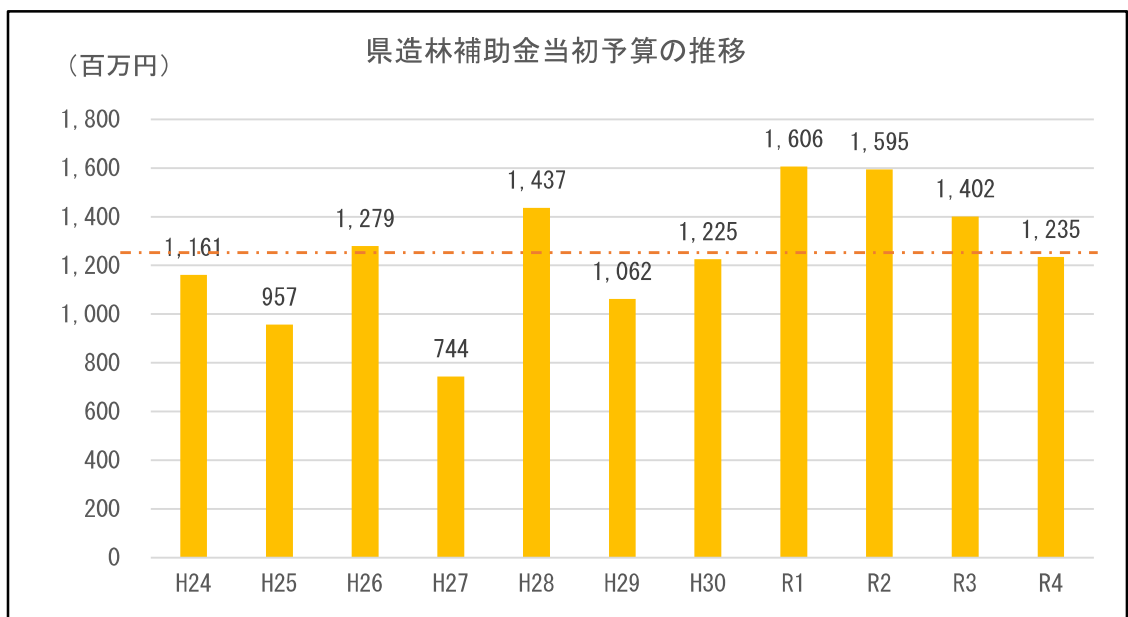
1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

**条件3** 造林補助金の安定的な確保

森林を育成し、健全な状態に保つ植栽、間伐等の作業に対して、国と県による補助制度が設けられており、当該造林補助金の必要額が安定的に確保できることを前提として長期収支を算定する。

(造林補助金の概要)

区 分	内 容
主 な 対 象 事 業	1 地ごしらえ・植栽 (植付け準備のための林地の整理、苗木の植付けなど) 2 下刈 (植栽木を守るための雑草木の刈り払い) 3 除伐 (曲がったり、成長が悪い木を除去) 4 間伐 (植栽木の中から不良木を抜き伐り) 5 更新伐 (複層林の造成や広葉樹林化の促進を目的とした抜き伐りや群状伐採等) 6 獣害防止施設等整備 (防護柵の設置等) 7 花粉発生源植替え (伐倒、植栽等)
事 業 主 体	森林組合、市町、公社、森林経営計画策定者等
補 助 率	4/10 [国 3/10・県 1/10] 等 (分収造林事業は実質 85%を補助)
計 画 要 件 等	森林経営計画等
申 請 方 式	事後
事 業 規 模	①1 施行地 0.1ha 以上 ②10m <sup>3</sup> /ha 以上の搬出間伐



## 1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

**条件4** 借入資金の安定確保

公庫資金や市中銀行からの借入資金が償還期限を迎えた際には、借り換えを前提とし、毎年度の収支で不足する額についても借入できることを前提として計算する。

今後新たに借り入れる資金（借換含む）については、日銀が令和4年9月に公表した長期プライムレート1.25%を適用して長期収支を算定する。

## (日銀公表 長・短期プライムレートの推移)

実施日	短期プライムレート			長期プライムレート
	最頻値	最高値	最低値	
令和元年 7月10日	1.475	1.725	1.475	0.95
令和2年 8月12日	1.475	1.725	1.475	1.00
令和4年 2月10日	1.475	1.725	1.475	1.10
令和4年 6月10日	1.475	1.725	1.475	1.20
令和4年 9月9日	1.475	1.725	1.475	<b>1.25</b>

## (日本政策金融公庫の借入状況)

資金名	内 容	借入状況 (百万円)
造林事業資金 (S29～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>主伐等で収入するまでの間、造林事業費の補助残経費に対して行う長期の事業貸付資金</li> <li>借入利率 年0.10～1.90%</li> <li>償還期間50年、うち据置期間15年</li> </ul>	1,722
施業転換資金 (H9～19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>長伐期施業等への施業転換を要件とする借換資金（主伐収入が先送りされるため、造林事業資金の元金償還を延長）</li> <li>借入利率 年1.00～1.95%</li> <li>償還期間35年、うち据置期間20年</li> </ul>	2,515
利用間伐推進資金 (H20～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用間伐事業を実施するための資金及び経営を安定化させるための借換え資金（市中、公庫）</li> <li>借入利率 年0.08～1.60%</li> <li>償還期間20年、うち据置期間20年</li> </ul>	23,282
森林整備活性化資金 (H7～) (H13～) (H20～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記有利子資金との併せ貸しで利用する無利子資金</li> <li>県が財政支援を行うこと、森林整備合理化計画や林業経営改善計画の認定を受けた森林であることを条件とする。</li> <li>借入枠 所要額の2/7 or 1/2 or 3/5</li> </ul>	1,517
合 計		29,036

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

**条件5 県利子補給の継続**

日本政策金融公庫及び市中銀行等からの借入が続く限り、県が全額利子補給の継続実施を前提として長期収支を算定する。

(これまでの県利子補給の経緯)

借入先	利子補給期間	利子補給の考え方
日本政策金融公庫	H15～	・ 施業転換資金に対し利子補給 ( H13公庫の要件緩和により、低利な資金への借換が可能となった。 借入額の5/7：有利子の施業転換資金 (0.8%) 借入額の2/7：無利子の森林整備活性化資金 )
	H24～	・ 利用間伐推進資金に対し利子補給 ( 利用間伐経費と合わせ、市中・公庫への償還元金の借り換えが可能となった。 借入額の2/5：有利子の利用間伐転換資金 (1.6%) 借入額の3/5：無利子の森林整備活性化資金 )
	R2～	造林事業資金等、公庫の全借入資金に対し、利子補給
農林中央金庫等	S49～H26	・ 変動金利が2.0% (H7までは3.0%) を超えた分に対して利子補給
三井住友銀行	H27～	・ 県短期無利子貸付金及びオーバーナイト資金解消のため、H27から三井住友銀行から借り入れ ・ 県無利子貸付けを継承し、全額利子補給
R3末までの県利子補給総額		5,161百万円

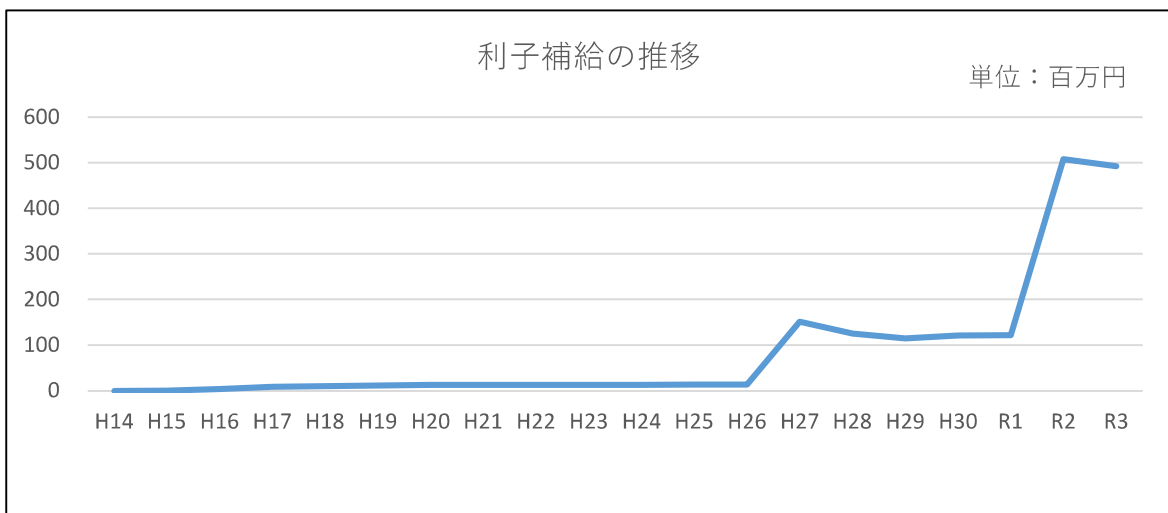
(最近の県利子補給の推移)

(単位：百万円)

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
-	0	4	9	10	11	13	13	13	13

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
13	13	13	151	125	115	121	122	508	492



1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

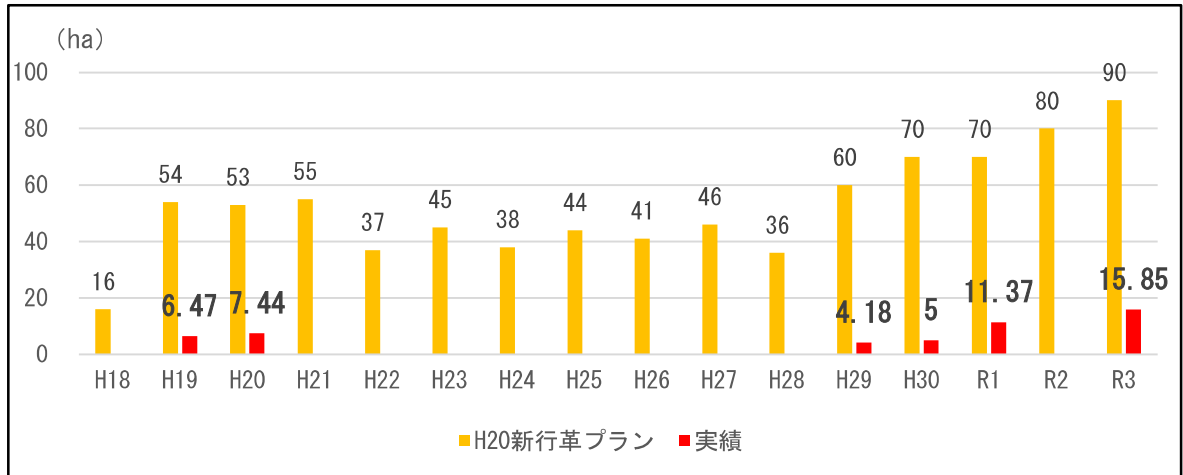
**条件6** 再造林面積

主伐時に、伐採木を搬出するための作業道を新たに開設することなどで、再造林（植栽）ができない区域が発生する。

その再造林に適さない区域の割合を、過去の再造林実績をもとに算定し、環境林3,000haを伐採した場合に、再造林面積率を84%として、再造林面積を2,500haとする。

【再造林面積：約2,500ha（主伐面積3,000ha×約84%（作業道敷等を除く））】

(主伐面積の計画と実績)



(主伐と再造林面積)

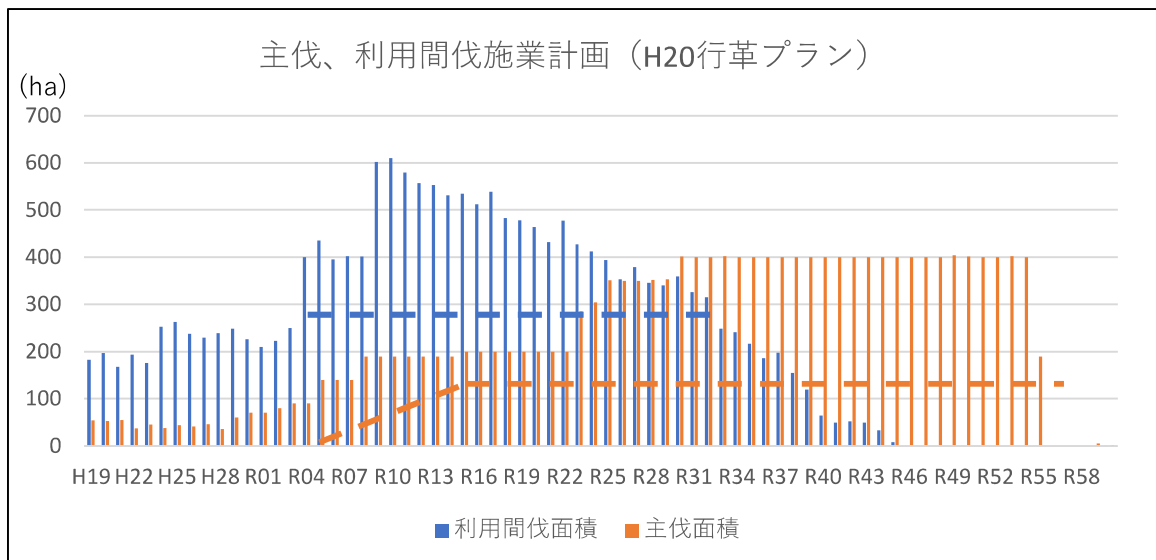
(単位：ha)

	H19	H20	H29	H30	R1	R2	R3
主伐面積	6.47	7.44	4.18	5.00	11.37	-	15.85
再造林面積	6.23	6.83	3.34	4.69	7.82	-	13.33

**条件7** 年間施業量の平準化

新行革プランでは、令和30～50年頃に、年間400haを主伐する計画となっているが、現状の林業経営体等の労務を勘案した場合、達成困難な計画値と考えられる。

条件1の管理区分の面積見直しと合わせて、主伐や間伐等の年間施業量を平準化し、施業実施可能な数値に見直す。



## 分収造林の施業方法

年数	森林整備の内容	施業イメージ
1年目	<b>植付け（人工造林）</b> 伐採跡地などに新たな森林を作るために苗木の植付けの作業を行う。 植付けを行う前には必要に応じて伐採した後の枝葉やササ等の整備を行う。	
1年～6年目	<b>下刈り</b> 苗木を植付けた後の数年間は、周りの雑草木の成長が盛んで、植付けた木（植栽木）への日当たりが悪くなり成長が阻害される場合がある。 これらの障害から植栽木を守るために、雑草木を刈り払う作業を行う。	
8年～10年目前後	<b>除伐・つる切り</b> 育成対象となる樹木（林木）の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業。植栽木の枝葉が生長してお互いに接し合う状態になるまでの間、数回行われる。	
13年目～15年目	<b>枝打ち</b> 節の無い良質な材を生産するために枝を切り落とすこと。	
1回目：19～21年目前後 2回目：32年～34年目前後	<b>間伐（切捨て間伐：定性間伐）</b> 植栽木の形質や形状に重点を置き、隣接木との密度を調整するため、伐採木を1本ごとに選定し、除伐後、主伐までの間に行われる伐採。	

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

<p>1回目：45年目前後 2回目：60年目前後</p>	<p><b>間伐（利用間伐：定量間伐）</b> 切捨て間伐と同じ目的で行われる密度を調整する伐採であるが、伐採木を森林から搬出し利用する間伐で、近年では、列状間伐（利用間伐：定量間伐）が主流となっており、斜面の上下に沿って列状（筋状）に間伐する。</p>	
<p>80年目</p>	<p><b>主伐（皆伐）</b> 建築材等に利用できる時期に達した植栽木を全て伐採・収穫する。</p>	
<p>—</p>	<p><b>択伐（帯状、抜き切り）</b> 択伐とは、植栽木を数回に分けて伐採（林分の概ね30%で部分的に伐採）する方法。 帯状とは、植栽木全てを伐採するのではなく、部分的に帯状（植栽木の高さの2倍程度、40m～60m）に伐採を行い、伐採後は、広葉樹などを植栽し、針広混交林へ転換する際に行われる伐採方法。 抜き切りとは、植栽年度が複数ある森林において、下層の植栽木の成長環境を確保するため、上層の植栽木を抜き切りする方法</p>	
<p>—</p>	<p><b>作業道</b> 伐採木の搬出や、造林用資材や労務の搬入など作業のために作られた簡易な道路</p>	

## 分収造林契約内容

### 1 分収造林契約 ※次頁、①分収造林契約書（抜粋）を参照

#### (1) 主伐の実施

第6条において、造林木の伐採の時期および処分の方法については農林機構が決定するとなっており、契約上、主伐するか、しないかはひょうご農林機構が決定すればよいが、主伐しない分収造林制度の是非については議論の余地がある。

#### (2) 再造林の実施

第13条の割合を変更(当初、機構60%:所有者40%→変更後、機構80%:所有者20%)した際に、再造林を実施する第16条2項を追加していることから、所有者の依頼があれば、主伐後は再造林を実施する必要があると考えられる。

### 2 純収益分収契約（2巡目） ※次頁、②純収益分収造林契約書（抜粋）を参照

#### (1) 地上権の期間

2巡目の再造林する際には、②純収益分収造林契約書により改めて契約を締結している。地上権については、現時点で①分収造林契約（以下、「旧契約」という。）の契約期間80年を経過していないため、第2条において、その終期は旧契約と同じ期間としており、第6条において旧契約の地上権を継続としている。

なお、旧契約期間（80年間）終了後の②純収益分収造林契約においては、改めて地上権設定の登記が必要となる。

#### (2) 純収益分収の割合

第15条において、純収益の分収割合は主伐前に所有者とひょうご農林機構が協議をして決定するとなっており現時点で明確にはなっていない。

よって、2巡目の主伐のほか利用間伐等で分収益が発生するたびに割合を協議することになる。

#### (3) 再造林の実施

第12条において、再造林を必要とする場合は、所有者とひょうご農林機構が協議のうえ決定するものとしており、契約上、ひょうご農林機構が再造林を必ず実施するという規定ではないが、所有者が再造林を実施できるかが懸念される。

#### (4) 契約終了後の土地返還

第22条において契約終了や解約となった場合、ひょうご農林機構は土地を原状のまま所有者に返還するとなっている

## 1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

	①分収造林契約書(抜粋) ※変更契約含む(ゴシック体で表記)	②純収益分収造林契約書(抜粋) ※2巡目の契約
地上権の設定	<p>第1条 乙は、その所有する次の土地(以下「造林地」という。)について甲のために無償で造林を目的とする地上権を設定する。</p> <p>(1) ○○○※所在地 登記面積 ○○m<sup>2</sup> 地 目 ○○ 実測面積 ○○ha (内前生樹存置地○○m<sup>2</sup>)</p>	<p>第1条 乙は、その所有にかかる次の土地(以下「造林地」という。)を、甲が樹木(以下「造林木」という。)の植栽及び、伐採収穫による収益の用に供する目的のために、甲の地上権を設定する。</p> <p>[土地の表示] ○○○※同左 登記面積 ○○m<sup>2</sup>※同左 地 目 ○○※同左 実測面積 ○○ha</p>
地上権の存続期間	<p>第2条 前条の地上権の存続期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの○箇年とする。</p> <p>ただし、この期間中において造林地の全部又は一部について解除された場合には、これにともなってその解除にかかる造林地の地上権も消滅するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらずこの契約の目的達成上特に必要があると認める場合には、甲は造林地の全部又は一部について、その地上権の期間を延長することができる。</p>	<p>第2条 この契約による地上権の存続期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。</p> <p>※同左</p> <p>ただし、造林木の育成が伐採収穫をなすに至らなかった場合等、第1条の目的の達成上、特に必要があると認める場合は、甲乙の協議により造林地の全部または一部について存続期間を延長することができる。</p>
登記(地上権の使用)	<p>第3条 地上権設定の登記は、甲において、地上権の抹消登記は、乙または乙の申し出により甲において行うものとする。</p> <p>2 乙は、甲の行う地上権設定の登記に協力するものとする。</p>	<p>第6条 甲は、造林地について甲乙間の昭和○年○月○日付、分収造林契約(以下、「旧契約」という。)により設定された地上権(同契約は、平成○年○月○日付一部変更契約書に基づき一部解約されたが、地上権については除外しており、一部解約後も地上権は、存続している。)に基づいて造林地を使用する。</p> <p>2～4 (略)</p>

## 1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

伐採および処分の方法	第 6 条 <u>造林地の管理および施業方法ならびに、造林木の伐採の時期および処分の方法については甲が決定する。</u>	第 16 条 <u>造林木の主伐時期及び処分方法は、甲が決定する。</u> 2～3 (略)
収益の分収	第 13 条 この契約の造林に係る収益は、 <u>甲 80%、乙 20%</u> とし収入の <u>つど分収する</u> 。ただし、甲において必要と認めるときは材積をもって分収することができるものとする。また、 <u>社会条件等の著しい変化により、甲乙協議することができるものとする。</u> 2～5 (略)	第 15 条 甲はこの契約について、造林木から純収益（販売収入等から植栽、保育、管理等に要する経費、及び伐採搬出等販売に要する経費を控除したもの）を得た場合は、 <u>純収益を上限として乙に純収益の全部又は一部を分収するものとする。</u> ただし、造林木による <u>純収益の分収割合は、造林木の主伐期の木材価格や労務単価等の動きが不明なことから、造林木の主伐期前において、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u> なお、乙は、甲が植栽、保育、管理等に要する経費を使用することに対して異議を申し立てないものとする。
再造林の協議	第 16 条 火災その他甲乙の責に帰し得ない事由により再造林（前条第 2 項の再造林を除く※）を必要とする場合には、 <u>甲乙協議のうえ決定する。</u> ※森林保険等により保険金が支払われた場合は、甲は再造林の費用に充てる 2 <u>本契約により造林木を伐採した場合、乙の依頼があれば甲乙協議に基づき跡地の再造林を実施する。</u>	第 12 条 <u>再造林を必要とする場合には、甲乙協議のうえ決定する。</u>

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

<p><b>解約</b></p>	<p>第 22 条 甲は次の各号の 1 に該当する場合には、契約の全部または一部を解約し、または変更することができる。</p> <p>(1) 造林地を公用または公益の用に供する必要を生じたとき。</p> <p>(2) 災害その他不可抗力により契約の目的を達成することができなくなったとき。</p> <p>(3) <u>第 16 条の協議がととのわなかったとき。</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第 20 条 甲、乙は、次に掲げる事項に該当する場合は、造林地の全部または一部についてこの契約を解約することができる。</p> <p>(1) 造林地を公用または公益の用に供するとき。</p> <p>(2) <u>災害その他不可抗力により契約の目的を達成することができなくなったとき。</u></p> <p>2～3 (略)</p>
<p><b>土地の返還</b></p>	<p>第 24 条 甲は、地上権が消滅した場合または<u>第 22 条の規定による解約のときは、土地を原状に復することなく乙に返還するものとする。</u>この場合において乙は異議を申し立てないものとする。</p>	<p>第 22 条 本契約が終了した場合または第 20 条の規定により解約したときは、甲は、<u>造林地を原状に復することなく乙に返還するものとする。</u>この場合において乙は異議を申し立てないものとする。</p>

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

箇所番号	
契約年度	

## 分 収 造 林 契 約 書

## 分収造林契約書

社団法人兵庫県森と緑の公社（以下「甲」という。）と土地所有者  
（以下「乙」という。）は、  
分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）に基づき収益の分収を目的として次のと  
おり分収造林契約を締結する。

（地上権の設定）

**第 1 条** 乙は、その所有する次の土地（以下「造林地」という。）について甲のために無償で  
造林を目的とする地上権を設定する。

(1) 市 町 字 番  
登記面積 地目  
実測面積 (内前生樹存置地 )

（地上権の存続期間）

**第 2 条** 前条の地上権の存続期間は、平成 年 月 日から平成 年  
月 日までの 箇年とする。ただし、この期間中において造林地の全部又は一  
部について解除された場合には、これにともなってその解除にかかる造林地の地上権も消滅す  
るものとする。

2 前項の規定にかかわらずこの契約の目的達成上特に必要があると認める場合には、甲は造林  
地の全部又は一部について、その地上権の期間を延長することができる。

（登 記）

**第 3 条** 地上権設定の登記は、甲において、地上権の抹消登記は、乙または乙の申し出により  
甲において行なうものとする。

2 乙は、甲の行なう地上権設定の登記に協力するものとする。

（植栽する樹種等）

**第 4 条** 甲がこの契約にもとづいて造林地内において行なう植栽の樹種（以下「造林木」とい  
う。）は となる。ただし、甲は、施業の必要により造林木の種類を  
変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、天然下種更新を適当と認めるときは、天然下種更新による  
ことができる。

3 前項の天然下種更新によって生育させる樹木は、これを造林木とみなす。

（植栽の時期）

**第 5 条** 造林木の植栽の時期は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までと  
する。ただし、甲の都合により期間を延長することができるものとする。

（伐採および処分の方法）

**第 6 条** 造林地の管理および施業方法ならびに、造林木の伐採の時期および処分の方法につい  
ては甲が決定する。

（前生樹等の処置）

**第 7 条** 乙は、この契約の締結当時造林地に現存する樹木を、甲の指示する期間内に除去する  
ものとする。ただし、乙が特にその所有として存置することを甲に申し出て、甲の承認を得た  
ものについてはこの限りでない。

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

2 前項の期間内に乙が除去しなかった樹木は、前項ただし書のを除き甲においてこれを除去しても、または造林木とともに生育させても乙は異議を申し立てないものとする。

3 前項の規定により甲が造林木とともに生育させる樹木および契約締結後自然に生じた樹木で造林木とともに生育させるものは造林木とみなす。

(費用の負担)

**第 8 条** 甲は、この契約において別に定めるもののほか、次の経費を負担するものとする。

- (1) 植栽および保育を行なうに要する費用。
- (2) 新植後 5 年以内に再造林を行なうときはこれに要する費用。
- (3) 有害鳥獣および病虫害の防除に要する費用。
- (4) 境界標および防火線の設定に要する費用。
- (5) 造林地の管理のため簡易な道路開設および修理に要する費用。
- (6) 造林地の巡視に要する費用。
- (7) 植栽後 5 年間の森林国営保険及び森林災害共済の保険料。

2 造林地に対して林道その他の公共施設の設置による受益者負担金が課せられ、甲乙双方においてこれを適当と認めた場合には、当該負担金のうち土地の面積に対して課せられた金額は、乙がこれを負担し、造林木の蓄積に対して課せられた金額は、甲と乙とが収益の分収の割合によってこれを負担するものとする。

3 乙は、この契約において別に定めるもののほか土地の公租公課を負担するものとする。

(乙の義務)

**第 9 条** 乙は、次の管理等の業務について甲に協力するものとする。

- (1) 火災の予防および消火に関すること。
- (2) 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防および排除に関すること。
- (3) 有害鳥獣および病虫害の駆除ならびにまん延の防止に関すること。
- (4) 境界標その他標識の保全に関すること。
- (5) 防火線、巡視道および林道の破損防止ならびに小破修理に関すること。
- (6) 造林、保育のため事業に必要な労務の調達に関すること。

2 乙は、造林地または造林木について、前項第 1 号から第 5 号までの被害が発生したとき、またはそのおそれのあるときは、ただちに、甲に報告しなければならない。

3 乙が第 1 項または前項の義務を怠ったため造林地の管理に要する費用が著しく増加したときは、甲は当該増加額を乙に請求することができるものとする。ただし、乙においてその額に異議のあるときは、兵庫県知事に申し出てそのあっせんを受けるものとする。

(補助金等の申請および取得)

**第 10 条** 造林事業に対する補助金奨励金等は、甲が自己の名義により申請して交付を受けるものとする。

(落葉落枝の採取)

**第 11 条** 乙は、造林木の生育に支障のない限り、甲の承認を受けて、下草、落葉落枝の類を無償で採取することができるものとする。

(形質の変更、土石の採取)

**第 12 条** 事業実施の必要上甲において造林地の形質を変更することがあっても、乙は異議を申し立てないものとする。

2 乙は、造林地内において、土石の採取等造林地の形質を変更する行為を行なうときは、甲の承認を受けなければならない。

(収益の分収)

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

**第 13 条** この契約の造林に係る収益は、甲60%、乙40%とし収入のつど分収する。ただし、甲において必要と認めるときは、材積をもって分収することができるものとする。

2 前項の収益とは、造林木の売払代金、ならびに造林地の地上権および造林木に関し第3者から受けた賠償金その他の取得金（森林国営保険金及び森林災害共済金を除く。）から次の各号の経費を差引いた金額とする。

(1) 造林木の売払代金については、材積調査および売払に要した経費（伐採、加工、運搬等を行なったときは、これに要した経費を含む。）

(2) 賠償金その他の取得金については、その請求に要した経費。

3 第1項ただし書により材積をもって分収するときは、分収する材積から材積調査および分収に要した経費ならびに伐採、加工、運搬等を行なったときは、これらに要した経費を時価によって材積に換算した材積を差引いた材積を収益とみなし分収するものとする。

4 乙が第9条の義務を履行しないとき甲は、同条第3項の増加額（利子を含む。）を乙の分収分から控除するものとする。

5 収益の確定および配分は、甲が行なうものとする。

(造林木の共有)

**第 14 条** 造林木は、甲乙の共有とし、その持分の割合は、前条の収益分収の割合に等しいものとする。ただし、第7条ただし書の樹木は、乙の所有とする。

(森林国営保険及び森林災害共済)

**第 15 条** 造林木の森林国営保険及び森林災害共済(以下「保険」という。)の加入については、次の各号によるものとする。

(1) 植栽後5年間は、造林木に対し甲が甲を保険金受取人とする保険に加入するものとする。

(2) 植栽後6年以後の5年間は、甲は甲の持分について甲を保険金受取人とする保険に加入し、乙は必要に応じ保険に加入することができる。

(3) 植栽後11年以後は、甲は事業上必要がある場合保険を付することができるものとし、乙は必要に応じ保険に加入することができる。

2 前項第1号により加入した造林木がり災し保険金が支払われた場合は、甲の収益とし、甲は被災地の再造林の費用に充てるものとする。

(再造林の協議)

**第 16 条** 火災その他甲乙の責に帰し得ない事由により再造林（前条第2項の再造林を除く。）を必要とする場合には、甲乙協議のうえ決定する。

(危険負担)

**第 17 条** 造林地及び造林木について天災、地変、その他やむを得ない事由による損害については甲は責任を有しないものとする。

(地上権造林木の担保)

**第 18 条** 甲は、造林に必要な融資を受けるため、必要があるときは、地上権および造林木を担保に供し、または保険契約に基づく権利を質入れすることができるものとし、この場合において乙は、異議を申し立てないものとする。

2 乙は、造林木の持分を処分し、または担保に供してはならない。ただし、相手方が地方公共団体であり、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(造林地の処分)

**第 19 条** 乙は、造林地を処分しようとするときは、あらかじめ次の事項を記載した書面を提出して、甲の承認を求めなければならない。

(1) 処分しようとする土地。

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

- (2) 処分の目的。
  - (3) 処分の相手方。
  - (4) 処分の相手方が乙の権利義務を継承する旨の誓約書。
- 2 乙は、前項の処分を終ったときは、その旨を甲に届け出るものとする。  
(相続があった場合の処置)

**第 20 条** 乙の側に相続が行なわれ、数人が、一被相続人の相続人となった場合には、共同相続人は、この契約に関する権利義務の行使に関し、共同相続人を代表するもの1名を選定して、その氏名を甲に通知するものとする。

(造林地の使用)

**第 21 条** 甲は、公用または公益の事業のため必要があるとき、または造林地の経営に支障のないときは、造林地の一部を他の者に使用させることができるものとする。

- 2 前項の場合において有償で使用させたときは、その使用料につき第13条の収益分収の割合で甲、乙が分収するものとする。

(解 約)

**第 22 条** 甲は、次の各号の1に該当する場合には、契約の全部または一部を解約し、または変更することができる。

- (1) 造林地を公用または公益の用に供する必要を生じたとき。
- (2) 災害その他不可抗力により契約の目的を達成することができなくなったとき。
- (3) 第16条の協議がととのわなかったとき。

- 2 前項の規定により解約する場合においては、造林木は適正に評価し、第13条の規定による分収を行なうものとする。

- 3 前項の造林木の評価はこの契約書に添付する評価基準により甲が行なうものとする。

(根株の譲渡)

**第 23 条** 甲は、地上権消滅後根株の持分を、乙に無償で譲渡するものとする。

(土地の返還)

**第 24 条** 甲は、地上権が消滅した場合または第22条の規定による解約のときは、土地を原状に復することなく乙に返還するものとする。この場合において乙は異議を申し立てないものとする。

(契約前の原因による異議申立)

**第 25 条** 造林地に関し、この契約前の原因により、異議を申し立てまたは権利を主張する者がある場合においては、乙においてすべてその責に任ずるものとする。

(乙の住所または身分の変動等)

**第 26 条** 乙またはその承継人もしくは代理人は、次に掲げる事由が生じた場合は、遅滞なく甲にその旨を通知しなければならない。

- (1) 住所、氏名(法人、団体の場合はその名称または所在地)を変更したとき。
- (2) 死亡または行為能力、その他身分上の変動(法人、団体の場合は解散、合併、廃置、分合または定款の変更)があったとき。

- 2 前項の手続を怠ったことにより生じた損害については、乙の負担とする。

(紛争の処理)

**第 27 条** この契約の履行について甲乙間に紛争が生じたときは、兵庫県知事に申し出て、そのあっせんを受けるものとする。

(管轄裁判所)

**第 28 条** この契約について、当事者が民事訴訟を提起する場合の第一審裁判所は、神戸地方裁

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

判所とする。

(補 則)

**第 29 条** この契約の条項に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この契約を証するため本契約書 2 通を作成し、記名押印のうえ各自 1 通保有する。

平成 年 月 日

甲 地上権者 住所 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号  
氏名 社団法人兵庫県森と緑の公社  
理 事 長

乙 土地所有者 住所  
氏名

## 1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

## 評 価 基 準

## 第 1 標準伐期令以上の立木および未満の立木で市場価格のあるもの

$$\left\{ f_1 \left( \frac{A_1}{1+1r} - B_1 \right) + f_2 \left( \frac{A_2}{1+1r} - B_2 \right) + f_3 \left( \frac{A_3}{1+1r} - B_3 \right) \right\} V$$

$f_1$ は、素材となる部分の立木材積に対する割合。

$f_2$ は、薪材となる部分の立木材積に対する割合に薪材 1 石から生産される薪の層積石数または束数を乗じたもの。

$f_3$ は、炭材となる部分の立木材積に対する割合に炭材 1 石から生産される木炭の俵数を乗じたもの。

$A_1$ 、 $A_2$ 、 $A_3$  はそれぞれ 1 石の素材、1 層積石もしくは 1 束の薪または、1 俵の木炭の最寄市場における取引価格。

$1$  は、その立木の伐出事業の投下資本の推定回収期間。

$r$  は、伐出事業の推定総資本月収益率。

$B_1$ 、 $B_2$ 、 $B_3$  はそれぞれ素材 1 石当り、薪 1 層積石もしくは 1 束当りまたは木炭 1 俵当りの伐採、加工、運搬その他もよりの市場において販売するまでに要する経費の合計額。

$V$  は、その立木の材積。

註 1 樹種別および用材薪材別に計算する。

2 標準伐期令とは森林法第 5 条第 2 項第 3 号の標準伐期令とする。

## 第 2 前号に掲げる立木以外の立木で人工植栽したもの

## (1) 11年生以上の立木

$$(Au - C) \times \frac{(i - 10)^2}{(u - 10)^2} + C$$

$Au$ は、その立木が標準伐期令に達したときの推定価格。

$i$  は、現在林令。

$u$  は、その立木が標準伐期令に達したときの林令。

$C$  は、 $m$ を10とし $D_1$ 、 $D_2$ …… $D_m$ をそれぞれ植栽以後10年間の毎年の造林費を評価時現在の時価に換算した価格とし、 $P$ を年5分5厘の利率とした場合に、(2)に掲げる算式により算出される額

## (2) 11年生未満の立木

$$D_1(1+P)^m + D_2(1+P)^{m-1} + \dots + D_m(1+P)$$

$m$ は、現在林令。

$D_1$ 、 $D_2$ …… $D_m$ は、それぞれ植栽してから現在までの毎年の造林費を評価時現在の時価に換算した価格。

$P$ は、年5分5厘の利率。

註 樹種別、林令別に計算する。

## 第 3 前2号に掲げる立木以外の立木

$$Au \times \frac{i^2}{u^2}$$

$Au$  は、その立木が標準伐期令に達したときの推定価格。

$i$  は、現在林令。

$u$  は、その立木が標準伐期令に達したときの林令。

註 樹種別、林令別に計算する。

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

箇所番号	
契約年度	

## 分収造林一部変更契約書

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

3 契約の状況

当初契約 昭和〇年〇月〇日  
 第1回変更契約 昭和〇年〇月〇日  
 第2回変更契約 平成〇年〇月〇日

以上、分収造林一部変更契約の証として本書2通を作成し、当事者  
 記名捺印のうえ各自1通を保有する。

分収造林一部変更契約書

昭和〇年〇月〇日付をもって 社団法人 兵庫県造林公社

と 〇〇〇〇生産森林組合

との間に締結した分収造林契約について、下記のとおりその契約の一部を変更する。

ただし、この変更契約事項以外の内容及び条件は、後記3の分収造林契約書及び分収造林一部変更契約書記載の条項と全部同一とする。

記

1 変更理由

市町合併に伴う土地表示の変更  
 分収割合の変更  
 主伐跡地の再造林

2 変更事項

現契約	変更契約
第2条 〇〇〇 第13条 造林による収益分収の割合は、 甲 60%、乙 40%とし収入のつと分収する。 ただし、甲において必要と認めるときは、 材積をもって分収することができるものと する。 第2項～第5項 略	第2条 〇〇〇 第13条 この契約の造林に係る収益は、 甲 80%、乙 20%とし収入のつと分収する。 ただし、甲において必要と認めるときは、 材積をもって分収することができるものと する。 また、社会条件等の著しい変化により、 甲、乙協議することができるものとする。 第2項～第5項 略
第16条 火災その他甲乙の責に帰し得 ない事由により、再造林(前条第2項の 再造林を除く。)を必要とする場合には、 甲乙協議のうえ決定する。	第16条 火災その他甲乙の責に帰し得 ない事由により、再造林(前条第2項の 再造林を除く。)を必要とする場合には、 甲乙協議のうえ決定する。 2 本契約により造林木を伐採した場合、 乙の依頼があれば、甲乙協議に基づき 跡地の再造林を実施する。

平成 年 月 日  
 甲 地上権者 住所 神戸市中央区中山手通七丁目 28 番 33 号  
 氏名 社団法人 兵庫みどり公社  
 理事長

乙 土地所有者 住所 〇〇〇  
 氏名 〇〇〇〇生産森林組合  
 組合長理事 〇〇 〇〇



10月11日「農林水産部」(竹内 英明)

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

社団法人兵庫みどり公社分収造林地の伐採跡地の再造林に係る  
純収益分収造林契約書

社団法人兵庫みどり公社(以下「甲」という。)と土地所有者 ○○○○(以下「乙」という。)は、伐採跡地である第1条の土地について、再造林を目的として、以下のとおり純収益分収造林契約を締結する。

(地上権設定の目的)

**第 1 条** 乙は、その所有にかかる次の土地(以下「造林地」という。)を、甲が樹木(以下「造林木」という。)の植栽及び、伐採収穫による収益の用に供する目的のために、甲の地上権を設定する。

[土地の表示]

兵庫	○○市	○○町	○○	字	○○	○番○
	郡					
登記面積		m <sup>2</sup>		地目		
実測面積		ha				

(地上権の存続期間)

**第 2 条** この契約による地上権の存続期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

ただし、造林木の生育が伐採収穫をなすに至らなかった場合等、第1条の目的の達成上、特に必要があると認める場合は、甲、乙の協議により造林地の全部または一部について、存続期間を延長することができる。

(地上権消滅の場合の措置)

**第 3 条** 甲は、地上権が消滅した場合には、造林地を現状有姿のままに乙に返還するものとする。

(地上権の設定に伴う対価)

**第 4 条** 甲の地上権設定に伴う乙への対価は、無償とする。

(地代)

**第 5 条** 造林地の地代は、無償とする。

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

(地上権の使用)

- 第 6 条** 甲は、造林地についての甲乙間の平成 年 月 日付分収造林契約(以下「旧契約」という。)により設定された地上権(同契約は、平成 年 月 日付一部変更契約書に基づき一部解約されたが、地上権については除外しており、一部解約後も地上権は、存続している。)に基づいて、造林地を使用する。
- 2 前項の地上権は、旧契約による地上権設定登記により、今後も公示されるものとする。
  - 3 前項の地上権の設定登記に要する費用は甲の負担とする。
  - 4 乙は、甲が行う地上権設定の登記に協力するものとする。

(造林木の植栽)

- 第 7 条** 甲は、この契約に基づいて造林地内に造林木を植栽し、生育させるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず甲は天然下種更新を適当と認めるときは、造林地の全部または一部について天然下種更新ができる。
  - 3 前項の天然下種更新によって生育させる樹木は、これを造林木とみなす。

(費用の負担)

- 第 8 条** 甲、乙は、造林地及び造林地上の造林木に対して、地方公共団体等により、林道等の開設のための費用につき、受益者負担金が課せられ、甲乙双方においてこれを適当と認めた場合には、上記受益者負担金のうち造林地に対して課せられた金額は、乙がこれを負担し、造林木に対して課せられた金額は、甲が第15条本文括弧内の純収益の算出において、同括弧内の経費とする。
- 2 乙は、造林地に係る公租公課を負担するものとする。

(甲の管理業務への協力)

- 第 9 条** 乙は、次の造林地の管理について甲に協力するものとする。
- (1)火災の予防及び消火に関すること。
  - (2)盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び排除に関すること。
  - (3)有害鳥獣及び病虫害の駆除並びにまん延の防止に関すること。
  - (4)境界標その他標識の保全に関すること。
  - (5)防火線、巡視道及び林道等の破損防止に関すること。
- 2 乙は、造林地または造林木について、前項第1号から第5号までの被害が発生したとき、またはそのおそれがあるときは、すみやかに、甲に報告するものとする。

(補助金等の申請及び取得)

- 第 10 条** 造林事業に対する補助金奨励金等は、甲が自己の名義により申請して交付を受けるものとする。
- 2 前項により甲が交付を受けた補助金奨励金等は、第15条本文括弧内の純収益の算出において、同括弧内の経費から控除する。

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

(形質の変更、土石の採取)

**第 11 条** 事業実施の必要上甲において造林地の形質を変更することがあっても、乙は異議を申し立てないものとする。

2 乙は、造林地内において、土石の採取等造林地の形質を変更する行為を行なうときは、甲の承認を受けなければならない。

(再造林の協議)

**第 12 条** 再造林を必要とする場合には、甲乙協議のうえ決定する。

(危険負担)

**第 13 条** 造林地及び造林木について天災、地変、その他やむを得ない事由による損害については甲は責任を有しないものとする。

(造林地の処分)

**第 14 条** 乙は、造林地を処分しようとするときは、あらかじめ次の事項を記載した書面を提出して、甲の承認を求めなければならない。

(1) 処分しようとする造林地。

(2) 処分の目的。

(3) 処分の相手方。

(4) 処分の相手方が乙の権利義務を継承する旨の誓約書。

2 乙は、前項の処分を終ったときは、その旨を甲に届け出るものとする。

(造林木の分収)

**第 15 条** 甲は、この契約について、造林木から純収益(販売収入等から植栽、保育、管理等に要する経費、及び伐採搬出等販売に要する経費を控除したもの)を得た場合は、純収益を上限として乙に純収益の全部又は一部を分収するものとする。

ただし、造林木による純収益の分収割合は、造林木の主伐期の木材価格や労務単価等の動きが不明なことから、造林木の主伐期前において、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

なお、乙は、甲が植栽、保育、管理等に要する経費、及び伐採搬出等販売に要するなど通常の経費を使用することに対して異議を申し立てないものとする。

(造林木の主伐)

**第 16 条** 造林木の主伐時期及び処分方法は、甲が決定する。

2 甲は、造林地の一部の造林木について、主伐することが適当な場合には、当該一部の造林木を、造林地の残部の造林木に先立ち主伐することができる。

3 前項の場合、主伐された造林木については、前条の規定に従い分収するものとする。

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

(住所または身分上の変動等のあった場合の措置)

**第 17 条** 甲及び乙は、住所、氏名、(法人、団体にあつては、その所在地または名称)を変更したときは、相手方に通知するものとする。

2 甲及び乙(乙の後見人・代理人を含む)は、当事者に行爲能力その他身分上の変更(法人、団体にあつては解散、合併)を生じたときには、相手方に通知するものとする。

(相続があつた場合の処置)

**第 18 条** 乙につき相続がなされたときは、その相続人が、その住所、氏名を甲に通知するものとする。

2 前項の相続の場合において、数人が相続人となつた場合には、共同相続人は、この契約に関する権利義務の行使について、共同相続人を代表する者を一人選定し、他の相続人の委任状を添えて、前項の規定による通知をするものとする。

(造林木の伐採許可)

**第 19 条** 甲は、公用または公益の事業のため必要があるとき、または造林地の経営に支障のないときは、第1条の地上権目的の範囲内で、造林地の一部使用及び造林木の伐採を認めることができる。

2 前項の場合において有償で使用させるときの使用料は、甲が決定するものとする。

3 前項の使用料は、第15条本文括弧内の純収益の算出において、同括弧内の経費から控除するものとする。

(解約)

**第 20 条** 甲、乙は、次に掲げる事項に該当する場合は、造林地の全部または一部について、この契約を解約することができる。

(1) 造林地を公用または公益の用に供するとき。

(2) 災害その他不可抗力により契約の目的を達成することができなくなったとき。

2 前項の規定により解約する場合は、その当時存した造林木について、公用金等が支払われる時は、甲がその金額等の交渉を行い、合意することができる。

3 第1項により造林地の全部または一部が解約された場合、解除された造林地の収入は、本契約における造林地についての第15条本文括弧内の純収益の算出において、同括弧内の経費から控除するものとし、なお残余があれば、同条の規定により分収するものとする。

(根株の譲渡)

**第 21 条** 本契約が終了した場合、乙は造林地に残存する根株等の造林木の所有権を取得するものとし、甲は乙に対し、上記根株等の造林木についての償金等の請求はできない。

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

(造林地の返還)

**第 22 条** 本契約が終了した場合または第20条の規定により解約したときは、甲は、造林地を原状に復することなく乙に返還するものとする。この場合において乙は異議を申し立てないものとする。

(紛争の処理)

**第 23 条** この契約について、甲、乙間に紛争が生じたときは、兵庫県知事に申し出て、そのあっせんを受けることができる。

(管轄裁判所)

**第 24 条** この契約について、甲、乙間に紛争が生じたときは、神戸地方裁判所と神戸簡易裁判所を管轄裁判所とする。

(その他の事項)

**第 25 条** この契約に定めのない事項については、甲、乙、はその協議により、信義に従って誠実に解決にあたるものとする。

この契約を証するため本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 地上権者 住所 神戸市中央区下山手通五丁目7番18号  
氏名 社団法人兵庫みどり公社

乙 土地所有者 住所  
氏名

## (参考) 本県の公的支援による取組

戦後の木材需要に対応するためにとられた拡大造林政策は、スギ、ヒノキの一斉造林地を出現させ、1962(昭和37)年には兵庫県においても年間植林面積10,875haとなった。

1970年代に入り、高度経済成長とそのひずみは、公害や環境問題を発生させ、環境保全や自然保護の関心を高めることとなり、1990年代になると地球温暖化防止に果たす森林の役割が注目されるなど森林の公益的機能の高度化が求められた。

しかし、これまで森林を守り育ててきた林業は材価の低迷等に起因する経営意欲の低下により、間伐が行われない人工林や放置された伐採跡地が広がりつつあった。

一方、日本の森林文化を育ててきた里山林も昭和30年代以降の燃料革命や人口流出等により放置され、里山林のもつ諸機能が失われてきたことから、本県では公的支援による森林整備を以下のとおり取り組んでいる。

## 1 ひょうご豊かな森づくりプラン(H6~H16)

平成6年の第45回全国植樹祭の開催を契機に、森林は県民共通の財産であるとの認識のもと、森林の公益的機能を高度に発揮させ、県民が森林との関わりを実践、実感できる森林整備を県民と行政が一体となって推進する。

## (1) 森林整備事業の内容

- ・ 里山林における不用木の伐採などの森林整備、林内歩道の開設などの整備
- ・ 要保育森林を、公社と森林所有者との分収育林により除間伐等の保育作業や作業道の開設等を行う
- ・ 市町と森林所有者との協定を締結した要保育林における長伐期の森林整備

## (2) 県民への普及啓発

ひょうご豊かな森づくり憲章の普及や、ひょうご森の祭典の開催、森林ボランティア活動等の推進に取り組む。

## 2 新ひょうごの森づくり(H14~)

森林は県民共通の財産と位置付け、森林の機能回復を社会全体で進めるため、第1期対策(H14~H23)、第2期対策(H24~R3)、第3期対策(R4~)に取り組んでいる。

## (1) 森林管理100%作戦(1期)

45年生以下の人工林において、市町と連携した公的負担により間伐等を推進

## (2) 里山林の再生(1期)

集落周辺の広葉樹林等において、自然とのふれあいや環境学習の場等の利活用を重点にした森林整備や遊歩道等の整備を進めてきた

## (3) 森林ボランティア育成1万人作戦(1期)

森林ボランティア講座の開催や活動フィールドの情報提供等

## (4) 住民参画型里山林再生事業(2期)

地域住民等が行う森林整備活動に資機材費等を支援

## (5) 広葉樹林化促進パイロット事業(2期)

人工林を群状に伐採し、跡地に広葉樹を植栽して、将来的に広葉樹林に誘導



広葉樹化促進パイロット整備地

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

3 災害に強い森づくり (H18～)

平成16年の風水害で、森林をはじめとする緑を整備することの必要性や重要性が強く認識されたことから、県民税均等割の超過課税である「県民緑税」※1を平成18年度から導入して、緊急防災林整備や里山防災林整備など防災機能を高める「災害に強い森づくり」に取り組んでいる。事業は5年を1期として令和3年度からは第4期計画を推進している。

※1 県民緑税 超過税率 (年額) : 個人800円、法人2,000円～80,000円  
 税込規模 : 年間約24億円

(1) 緊急防災林整備

間伐木を利用した土留工の設置、溪流内の危険木等の除去等

(2) 里山防災林整備

簡易防災施設の整備、管理歩道の開設等

(3) 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備

手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、広葉樹を植栽

(4) 野生動物育成林整備

バッファゾーン (見通しのよい地帯) の整備や広葉樹林の整備等

(5) 住民参画型森林整備

地域住民やボランティア等に対する管理歩道整備にかかる資機材費等

(6) 都市山防災林整備

広葉樹林の本数調整伐、土留工の設置等 (六甲山系が対象)



針葉樹林と広葉樹林の混交林整備



野生動物育成林整備  
(バッファゾーン整備)



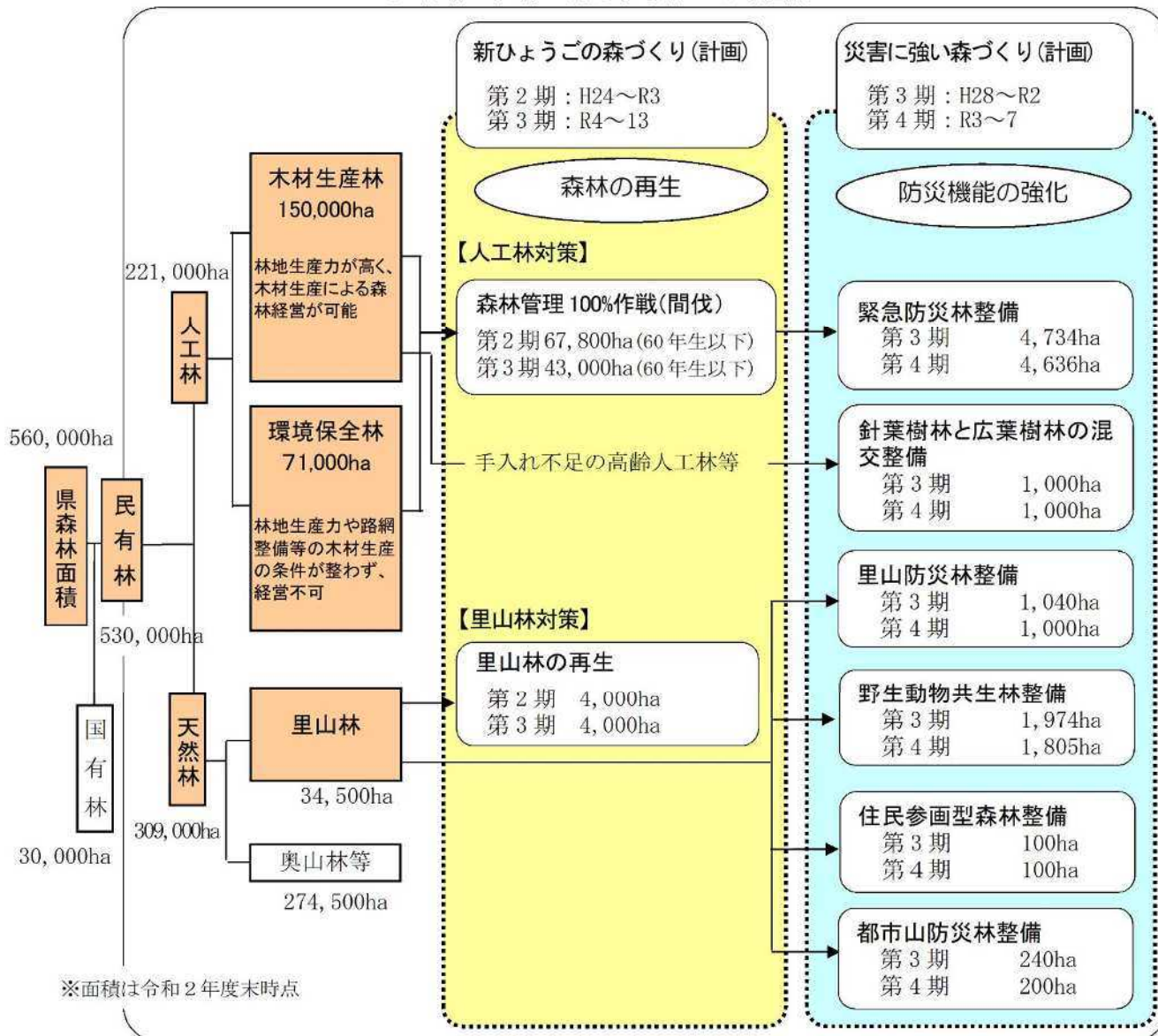
里山防災林整備



都市山防災林整備

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

森林の区分と対応する森づくり施策



分収造林事業のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条及び第10条第2号の規定に基づき、県事業の実施機関として公益社団法人ひょうご農林機構が実施する分収造林事業（以下「事業」という。）の長期収支や県財政負担への影響分析を行い、それらを踏まえた今後の実施方針等を議論するに当たり、専門的見地からの提言を得るため、分収造林事業のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の長期収支や県財政負担への影響分析
- (2) 事業の実施方針
- (3) その他事業の実施方針に応じた組織体制のあり方等、ひょうご農林機構関係部門の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる8人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、委員会開催前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会議の座長は、委員長がこれに当たる。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(謝金)

第7条 委員（大学教育職以外の県の職員である委員を除く。）が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。
- 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

- 第8条 委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。
- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。
  - 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、農林水産部林務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月17日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、農林水産部長が招集する。

別表（第3条関係）

氏 名	主 な 役 職
長谷川 尚 史	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授
大 住 克 博	鳥取大学農学部名誉教授
前 田 高 志	関西学院大学経済学部教授
茂木立 仁	弁護士
中 尾 志 都	公認会計士
枡 岡 望	日本土地山林(株)取締役山林部長
福 元 晶 三	宍粟市長
庵 途 典 章	佐用郡佐用町長

分収造林事業のあり方検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、分収造林事業のあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第10条の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開又は非公開の決定)

第2条 会議の公開又は非公開の決定は、委員長が、委員会に諮って行うものとする。

(会議の開催の公表)

第3条 会議の開催は、非公開とする場合を除き、会議の6日前までに公表するものとする。

2 公表内容は、会議の名称、日時、場所、議題、その他必要な事項とする。

(傍聴人)

第4条 傍聴人とは、委員会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、委員長が定めるものとする。

(傍聴の手続)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において、傍聴人受付簿（様式第1号）に必要事項を記入の上、申し出なければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) 張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、会議室において写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、撮影又は録音等の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願（様式第2号）を委員長に提出しなければならない。

(事務局員の指示)

第10条 傍聴人は、事務局員の指示に従わなければならない。

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

(退場しなければならない場合)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員長が、会議の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人が、この要領の規定に違反し、委員長が退場を命じたとき

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年8月31日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(会議の公開又は非公開等の決定の特例)

- 3 この要領の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第2条の規定にかかわらず会議を公開し、第5条の規定にかかわらず傍聴人の定員を10名とする。



1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

(様式第2号)

写真撮影等許可願	
撮影等年月日	
撮影等の目的	
撮影者等の 氏名・住所	
フラッシュ 使用等の有無	有          ・          無
備考	
<p>上記のとおりご許可願います。</p> <p>令和    年    月    日</p> <p>分収造林事業のあり方検討委員会委員長 様</p> <p style="text-align: right;">申込者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>	

## 第4回分収造林事業のあり方検討委員会次第

日時：令和5年7月7日（金）10:00～11:30

場所：兵庫県庁第2号館2階 参与員室

### 1 開会

### 2 議事

(1) 第3回委員会までの検討状況等

(2) 他府県の取組に関する報告

### 3 その他

### 4 閉会

#### (配付資料)

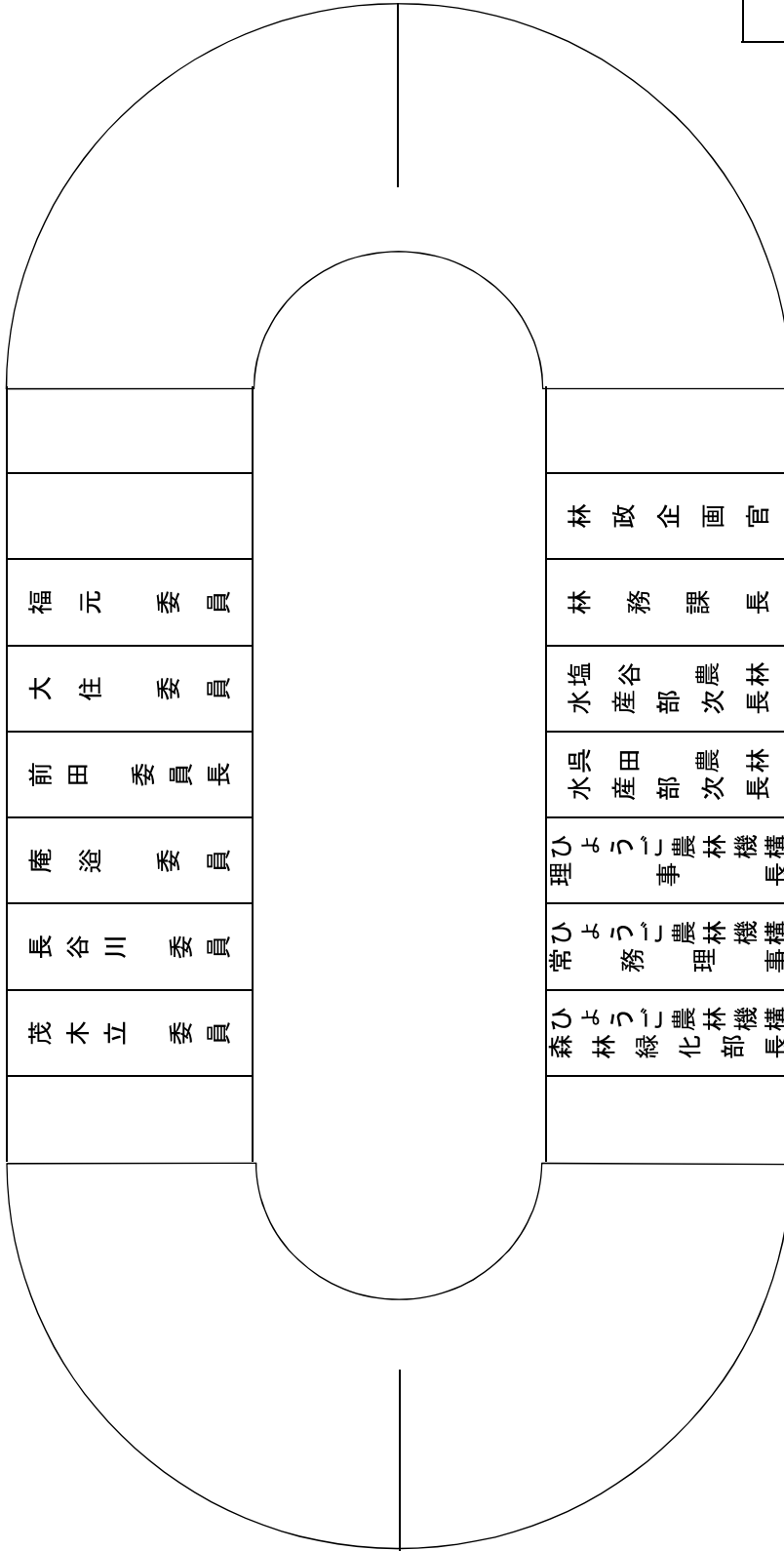
配席図・出席者名簿・検討スケジュール	資料1
第3回委員会までの検討状況	資料2
他府県の取組状況	資料3
分収造林事業のあり方検討委員会設置要綱	参考1
同委員会傍聴要領	参考2

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

第4回 分収造林事業のあり方検討委員会 座席表 (50音順)

資料1-1

令和5年7月7日(金)  
県庁第2号館2階 参与員室



傍 聴 席

事務局  
記録係

(公社)ひょうご農林機構、  
林務課、治山課、その他関係課

(出入口)

## 第4回分収造林事業のあり方検討委員会 出席者名簿

## 1 委員

氏名	主な役職	出欠
長谷川 尚史	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授	出席
大住 克博	鳥取大学農学部名誉教授	出席
前田 高志	関西学院大学経済学部教授	出席
茂木立 仁	弁護士	出席
中尾 志都	公認会計士	出席 (オンライン)
枘 岡 望	日本土地山林(株)取締役山林部長	出席 (オンライン)
福元 晶三	宍粟市長	出席
庵 途 典章	佐用郡佐用町長	出席

## 2 事務局

氏名	役職
呉 田 利之	兵庫県農林水産部次長
塩 谷 嘉宏	兵庫県農林水産部次長
峯 陽 治郎	兵庫県農林水産部林務課長
明石 康一郎	兵庫県農林水産部林務課林政企画官
寺尾 俊弘	(公社) ひょうご農林機構理事長
池田 文和	(公社) ひょうご農林機構常務理事
中川 幸二	(公社) ひょうご農林機構森林緑化部長

## 検討スケジュール

回 次	開催日	検 討 事 項
第 1 回	R4. 8. 31	・ 分収造林事業の現状と課題
第 2 回	R4. 10. 13	・ 現地調査 (和田山木材市場, 分収造林契約地 (養父市畑, 三谷), 日本土地山林(株)所有林)
第 3 回	R5. 1. 12	・ 他府県の分収造林事業の状況 ・ 今後の施業の方向性 ・ 長期収支予測の算定条件
第 4 回	R5. 7. 7	・ 第 3 回委員会までのふり返り ・ 他府県の取組に関する報告
<del>第 4 回</del> 第 5 回	<del>R5. 3 月</del> 調整中	・ 事業の実施方針 (長期収支・県財政負担)
<del>第 5 回</del> 第 6 回	<del>R5. 5 月</del> 調整中	・ 組織体制のあり方
<del>第 6 回</del> 第 7 回	<del>R5. 8 月</del> 調整中	・ 委員会報告書 (原案) 検討
<del>第 7 回</del> 第 8 回	<del>R5. 10 月</del> 調整中	・ 委員会報告書の決定

# I 分収造林事業の概要

資料2

## 1 事業の経緯

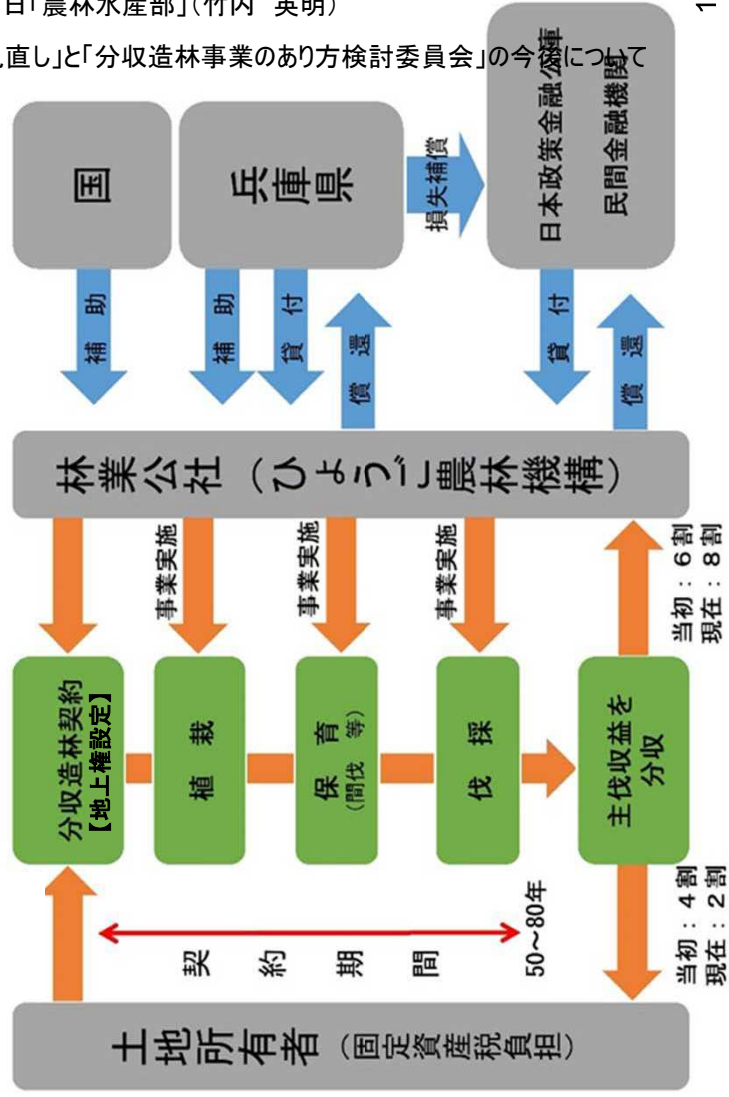
戦後の著しい経済成長に伴う木材需要の急激な増大に対処するため、昭和33年制定の分収造林特別措置法（昭和58年「分収林特別措置法」に改題）に基づき、各道府県において設立された林業公社（本県：昭和37年(社)兵庫県造林公社を設立）が、土地所有者と分収造林契約（地上権設定）を締結し、スギ・ヒノキ人工林の造林を実施

## 2 事業の仕組み

林業公社が土地所有者と分収契約（期間50～80年）を締結し、借入金により植栽や保育等の管理を行い、主伐（収穫）時の収益を公社と土地所有者で分収（契約当初は公社6：土地所有者4）し、公社は分収された当該収益で借入金を償還

10月11日「農林水産部」（竹内 英明）

1(2)齋藤知事の「基本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今（公）につて



## I 分収造林事業の概要

### 3 本県の契約状況

分収造林契約面積25,030haのうち、岩が多いなど植林できない契約除地等5,633haを除いた19,397haを、ひょうご農林機構が管理（県内の民有人工林221千haの約1割）

項目	内容
管理面積	19,397ha
相手方	477者（977契約） ・市町、財産区等 72% ・生産森林組合 22% ・県、個人、企業 5%
契約期間	基本80年間
事業期間	S37～R60（117年間）

### 4 借入金の状況（令和3年度末現在）

公庫資金の年度貸付上限額を超える分を県無利子貸付により資金調達する公社が多くなか、本県は昭和48年以降、市中金融機関（有利子）から調達しており、全国最多の銀行借入額

借入先	金額	備考
兵庫県	23億円	全国最低水準
日本政策金融公庫	290億円	
三井住友銀行	371億円	全国最多
計	684億円	全国最多 過去利息が約5割

# I 分収造林事業の概要

## 5 経営改善に向けた取組

全ての分収造林地の契約が終了する時点（令和60年度）において、約670億円の赤字が発生する見込みとなり、平成20年10月新行革プランを策定し、経営改善に取り組みとともに、その後も社会情勢の変化を踏まえ、適宜見直しを実施

### 【H28最終行革プランの内容】

(単位:億円)

内 容	効果額
長期収支見直し (対策前)	△670
①施業体系(*)の見直し	+170
②事業運営の合理化・効率化	+100
③国への支援要請	+93
④日本政策金融公庫資金の活用	△58
⑤木材価格の変動、伐出コストの低下による影響	△16
⑥木質バイオマス発電向け林地残材等の販売	+14
⑦県による支援	+377
長期収支見直し (対策後)	+10

### ※施業体系の見直し

・皆伐・再造林	17千ha
・皆伐しない	3千ha

➡

・経済林(皆伐・再造林)	12千ha
・環境林(択伐)	3千ha
・自然林(保育のみ)	5千ha

1(2)齋藤知事(※)求める「抜本的な見直し」と分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

# I 分収造林事業の概要

## 6 委員会でのこれまでの検討概要

将来を想定した木材価格や施業コストで試算した新行革プランを、実勢値に置き換え、施業方法を中心に分収造林事業のあり方を検討

- (1) 木材価格、主伐・間伐コストの見直し (H28最終行革プラン→今回見直し)
  - ・ スギ主伐材価 29,600円/m<sup>3</sup> → 8,667円/m<sup>3</sup> (△20,933円/m<sup>3</sup>)
  - ・ 主伐コスト 4,000円/m<sup>3</sup> → 6,169円/m<sup>3</sup> (+ 2,169円/m<sup>3</sup>)

### (2) 施業体系の見直しにかかる検討事項

- ア 面積の見直し
- イ 材価、伐出コストを踏まえた、区分ごとの面積の見直し
- イ 環境林の施業の見直し
- 行革プランで“択伐(抜き切り)”としていた環境林での施業内容を、“皆伐・再造林”に転換する是非

#### 【H28最終行革プラン】

区分	定義	施業内容	面積
経済林	収入総額 > 経費総額	皆伐・再造林	12千ha
環境林	収入総額 < 経費総額 伐採収入 > 伐出経費	択伐 (抜き伐り)	3千ha
自然林	収入総額 < 経費総額 伐採収入 < 伐出経費	保育	5千ha

#### 【今回見直し案】

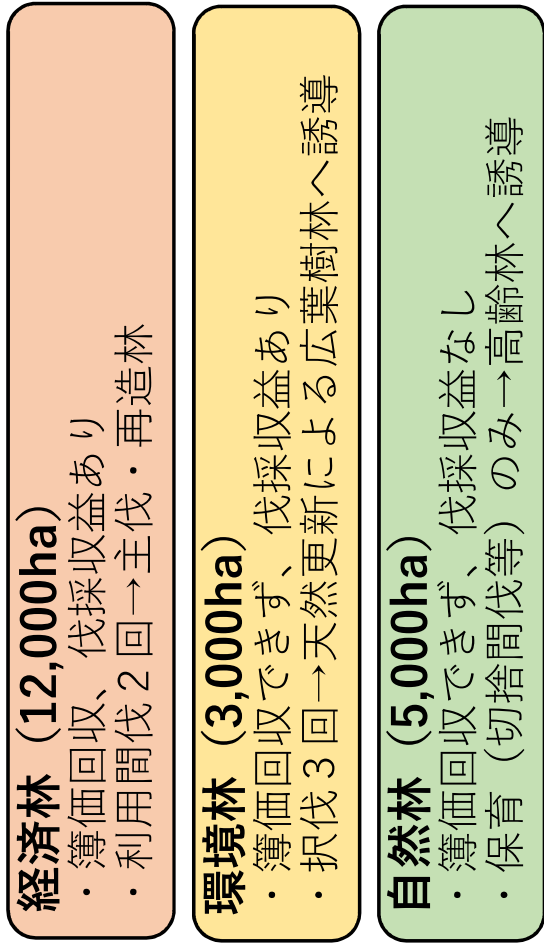
区分	定義	施業内容	面積
経済林	収入総額 > 経費総額	皆伐・再造林	0千ha
環境林	収入総額 < 経費総額 伐採収入 > 伐出経費	択伐 or 皆伐・再造林	3千ha
自然林	収入総額 < 経費総額 伐採収入 < 伐出経費	保育	17千ha

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

## Ⅱ-1 今後の施業の方向性

### 今後の施業の方向性（全体）（案）

- ・「経済林」は、近年の木材価格や施業コストでは、限りなく少ないと想定
- ・「環境林」について、主伐や再造林を行うかどうかを検討（次ページ以降で施業案を提示）
- ・「自然林」について、間伐のみ行い高齢林を目指す「自然林①」と松くい虫被害等により広葉樹林化し施業が不要な「自然林②」に区分し、契約満了後に土地所有者に返還
- ・「自然林②」を除き、木材価格や施業コストの変動により、各契約地ごとの収支が変動することから、一定期間を用途に、区分や施業方法の見直しが必要

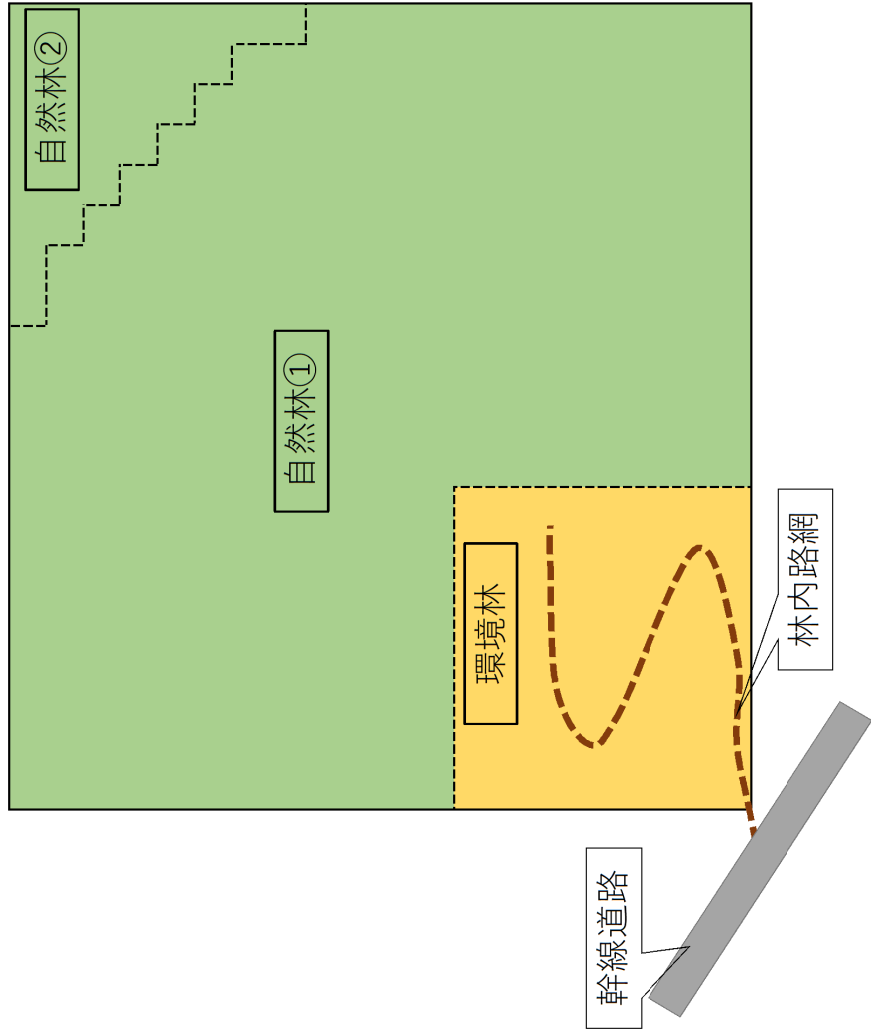


1(2)齋藤知事の求め「抜本的に見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

## 参考 森林区分の変動イメージ

木材価格や施業コストが変動すると、「経済林」の区域も変動し、木材価格が上昇した場合や施業コストが下がった場合は、「環境林」、「経済林」の区域が拡大する。

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)  
 (2) 藤原知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について



## Ⅱ-2 環境林における今後の施業内容

### 【機構による2巡目を実施するケース】

区分	契約内容等	施業内容	課題等
<b>ケース①（2巡目主伐有）</b>  <b>【1巡目】</b> 主伐実施、分収割合8:2  <b>【2巡目】</b> 主伐後、裸地で返還 R105完了	契約： <b>【1巡目】</b> 契約どおり <b>【2巡目】</b> 改めて契約 分収割合： <b>【1巡目】</b> 機構8：所有者2 <b>【2巡目】</b> 0：10 想定 事業終了：R105 事業期間：161年間	<b>【1巡目】</b> ヒノキ50～70年、スギ80年で主伐し、収益の2割を所有者に分収  <b>【2巡目】</b> 再造林から次期主伐まで管理し、スギ、ヒノキとも45年生で主伐した後、裸地で返還	10月11日「農林水産部」(竹内 英明) 1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について  ・ 環境林3千haは、2巡目終了時に裸地で返還 ・ 所有者が再造林を行わなければ、災害発生リスク大 ・ 事業期間が超長期化
<b>ケース②（2巡目主伐無）</b>  <b>【1巡目】</b> 主伐実施、分収割合8:2  <b>【2巡目】</b> 主伐せず森林で返還 R105完了	契約： <b>【1巡目】</b> 契約どおり <b>【2巡目】</b> 改めて契約 分収割合： <b>【1巡目】</b> 機構8：所有者2 <b>【2巡目】</b> 分収不要 事業終了：R105 事業期間：161年間	<b>【1巡目】</b> ヒノキ50～70年、スギ80年で主伐し、収益の2割を所有者に分収  <b>【2巡目】</b> スギ、ヒノキとも45年生の森林で返還	・ 2巡目の主伐を実施しない分収造林事業への批判を受けられる可能性 ・ 2巡目も投資経費の回収困難 ・ 事業期間が超長期化

## Ⅱ-2 環境林における今後の施業内容

【機構による2巡目を実施しないケース①】	区分	契約内容等	施業内容	課題等
<p>ケース③ (1巡目主伐のみ)</p> <p>【1巡目】 主伐実施 分収割合6:4要契約変更</p>	<p>契約： 【1巡目】 変更契約必要 【2巡目】 契約無し</p> <p>分収割合： 機構8：所有者2 →機構6：所有者4</p> <p>事業終了：R60 事業期間：116年間</p>	<p>【1巡目】 ヒノキ50～70年、スギ80年で主伐し、収益の2割を所有者に分収</p>	<p>主伐後に再造林を行う契約の変更が必要</p> <p>主伐後の再造林を条件に分収割合を変更してききに経緯から、当初の割合に戻すことが必要</p> <p>再造林されず災害発生リスクが拡大</p>	<p>10月11日「農林水産部」(竹内 昇明) 1(2)齋藤知事の求める「抜本的に見直し」と「収造林事業のあり方検討委員会」の今後について</p>
<p>ケース④ (2巡目県支援)</p> <p>【1巡目】 主伐実施 分収割合6:4要契約変更</p> <p>【2巡目】 県支援により所有者が再造林</p>	<p>契約： 【1巡目】 変更契約必要 【2巡目】 契約無し</p> <p>分収割合： 機構8：所有者2 →機構6：所有者4</p> <p>事業終了：R60 事業期間：116年間</p>	<p>【1巡目】 ヒノキ50～70年、スギ80年で主伐し、収益の2割を所有者に分収</p> <p>【2巡目】 県が上乘せ支援し、所有者が再造林 以後、所有者が保育、管理を実施</p>	<p>主伐後に再造林を行う契約の変更が必要</p> <p>主伐後の再造林を条件に分収割合を変更してききに経緯から、当初の割合に戻すことが必要</p>	

## Ⅱ-2 環境林における今後の施業内容

### 【機構による2巡目を実施しないケース②】

区分	契約内容等	施業内容	課題等
<b>ケース⑤（主伐見合せ）</b> <b>【1巡目】</b> 主伐見合せ 分収割合8:2 契約満期で森林返還 R60完了	契約： <b>【1巡目】</b> 契約どおり <b>【2巡目】</b> 限定実施 分収割合： 機構8：所有者2 事業終了：(R60) 事業期間：(116年間)	<b>【1巡目】</b> 材価等を踏まえ、主伐を当面見合わせ、契約満期を迎えた場合、所有者へ返還 （2巡目実施を回避する案）	・「主伐を全くしない」とすると、分収造林では、いとの批判を受ける可能性が有るため、“見合せ”とす ・ 公庫資金の一括償還を求められる可能性も有り

### 追加提案

<b>ケース⑥（2巡目所有者へ返還）</b> <b>【1巡目】</b> 主伐実施、分収割合8:2 <b>【2巡目】</b> 再造林、10年保育後返還 R70完了	契約： <b>【1巡目】</b> 契約どおり <b>【2巡目】</b> 10年間保育契約 分収割合： <b>【1巡目】</b> 機構8：所有者2 <b>【2巡目】</b> 分収不要 事業終了：R70 事業期間：126年間	<b>【1巡目】</b> ヒノキ50～70年、スギ80年で主伐し、収益の2割を所有者に分収 <b>【2巡目】</b> 再造林後、10年間※の保育(下刈)を実施し、所有者に返還 ※ 獣害被害を受けにくい高さまで成長	・ 2巡目について、10年間の保育管理契約を改め締結することが必要
---	---	--	-----------------------------------

10月11日「農林水産部」(竹内 邦明)  
 1(2)齋藤知事の求める具体的な見直しと「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

### III 長期収支予測の算定因子

#### 1 収入

##### (1) 伐採収入 ア 木材価格

区分	木材価格	(参考)最終行革P
スギ	主伐	29,600円/㎡
	間伐	12,400円/㎡
ヒノキ	主伐	18,200円/㎡
	間伐	18,200円/㎡

##### (2) 補助金

- ・ 保育：造林単価表を適用（定額）
- ・ 利用間伐、主伐、再造林：直近3カ年の実績平均

##### (3) 利子補給

県による全額利子補給を継続実施

##### (4) 借入金

償還期限を迎えた公庫・民間借入金を借換

##### イ 生産材積

区分	材積	(参考)最終行革P		
ケース①	1巡目	2,145千㎡		
	2巡目	1,913千㎡		
	計	4,058千㎡		
ケース②	1巡目	2,145千㎡		
	2巡目	279千㎡		
	計	2,424千㎡		
ケース③	1巡目	2,145千㎡		
	2巡目	419千㎡		
	計	2,145千㎡		
ケース④	1巡目	2,145千㎡		
	2巡目	2,145千㎡		
	計	2,145千㎡		
ケース⑤	1巡目	2,145千㎡		
	2巡目	419千㎡		
	計	2,145千㎡		
ケース⑥	1巡目	2,145千㎡		
	2巡目	2,145千㎡		
	計	2,145千㎡		
			計	9,015千㎡

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

### Ⅲ 長期収支予測の算定因子

#### 2 支出

##### (1) 事業費

直接事業費（利用間伐、主伐・再造林、下刈等）＋間接事業費（作業道の補修経費）

区分	施業コスト	(参考)最終行革P
スギ	主伐	6,169円/㎡
	間伐	8,509円/㎡
ヒノキ	主伐	6,169円/㎡
	間伐	8,509円/㎡

##### (2) 管理費

R3決算額をベースに、契約面積に応じて、1巡目・2巡目に按分計上

##### (3) 分収割合

<2巡目実施を条件に分収割合を変更した経緯あり>

###### ア 1巡目

ケース①②⑤⑥：現行通り[機構8：所有者2]  
 ケース③④：契約変更[機構6：所有者4]

###### イ 2巡目

ケース①：未定  
 ケース②⑥：分収不要  
 ケース③④⑤：2巡目なし

##### (4) 借入金利息

区分	利率	考え方
県借入金	0.00%	無利子貸付
公庫借入金	0.99%	既往借入金の平均利率
	0.00～0.90%	新規 公庫各種区分の適用利率
民間借入金	0.35%	既往 直近3カ年平均
借換借入金	1.50%	新規 長期プライムレート (R5.2)

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

# I 他県事例の現状

## 資料3

第3回分収造林あり方検討委員会での、「他県での広葉樹林化等について、進展状況を確認することで、今後の検討の参考になるのではないか」との意見を踏まえ、現状等の聞き取り調査を実施

### 事例1 (公社)長野県林業公社

#### 【森林整備の方向性】

- ・ R3.5月策定の「第2次長野県林業公社経営改革プラン」で、植栽木の現況に応じて用途を設定
- ・ 製材、合板用材は長伐期による主伐を、バイオマス利用材等は保育コストをかけずに整備を行うなど、用途に応じた森林整備目標を設定

#### 【現状】

- ・ R18以降に分収造林契約の満期を順次迎えるため、現時点では主伐事例無し

10月11日「農林水産部」(竹内 英明)

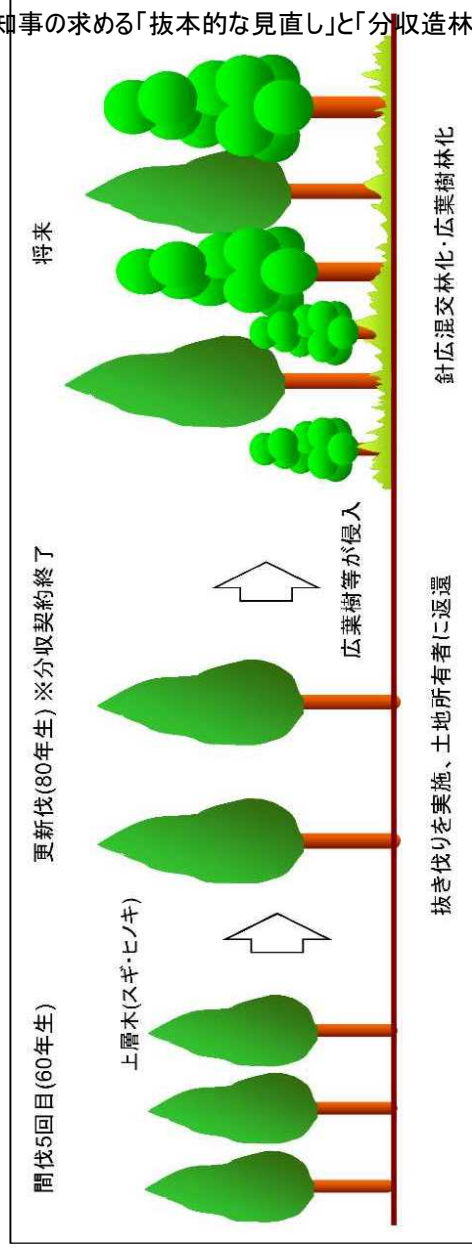
生産目標区分別の森林整備の基本方針(※)	植栽木の現況	搬出	森林整備目標
木材生産の主たる目標	生育良好で根曲がりや少く、獣害がほとんどない。	材価が高いため、多少搬出経費がかかっても収益がある可能性がある。	主伐は長伐期とし、保育間伐適期に実施。過度の搬出間伐は主伐時の本数を減らさない。害防除を積極的に実施。
集成材・合板(B材)生産の主たる目標	生育良好でやや根曲がりがあるものの、獣害が少ない。		主伐は長伐期とするが、適期搬出間伐を積極的に実施。獣害防除は場合によって実施する
チップ(C材)生産の主たる目標	生育不良だが成立本数は普通。根曲がり、獣害等やや多い。	材価が安い	保育間伐、獣害防除は基本的に実施しない。材価によっては伐の前倒しも検討する。
バイオマス利用材(D材)生産の主たる目標	生育不良で成立本数少なく、根曲がり、獣害が多い。(経営不適地)	材価があがらな	保育間伐、獣害防除は基本的に実施しない。搬出が容易な団

※ それぞれの契約地ごとの樹種や材の販売先との距離等の条件を勘案し、森林整備目標は適宜検討する。

## 事例2 (公財)鳥取県造林公社

### 【森林整備の方向性】

- ・ R元.8月改定の経営改革プランで施業方針を位置づけ
- ・ 5回程度の間伐の繰り返しと分収契約満期時の更新伐を実施
- ・ 広葉樹等が侵入し、針広混交林化・広葉樹林化を推進



### 【現状】

- ・ レーザ航測データの解析した結果、未立木地の存在や地位が想定よりも高い箇所が多いことが判明
- ・ 未立木地の影響で計3回の間伐が1回程度になり収穫量が減る一方で、主伐材積の増加が期待
- ・ 令和5年2月経営改革プランを改訂し、間伐収入の減少を補うため、主伐収入の早期確保を目的として、主伐開始時期を10年程度前倒し、令和15年頃から実施予定

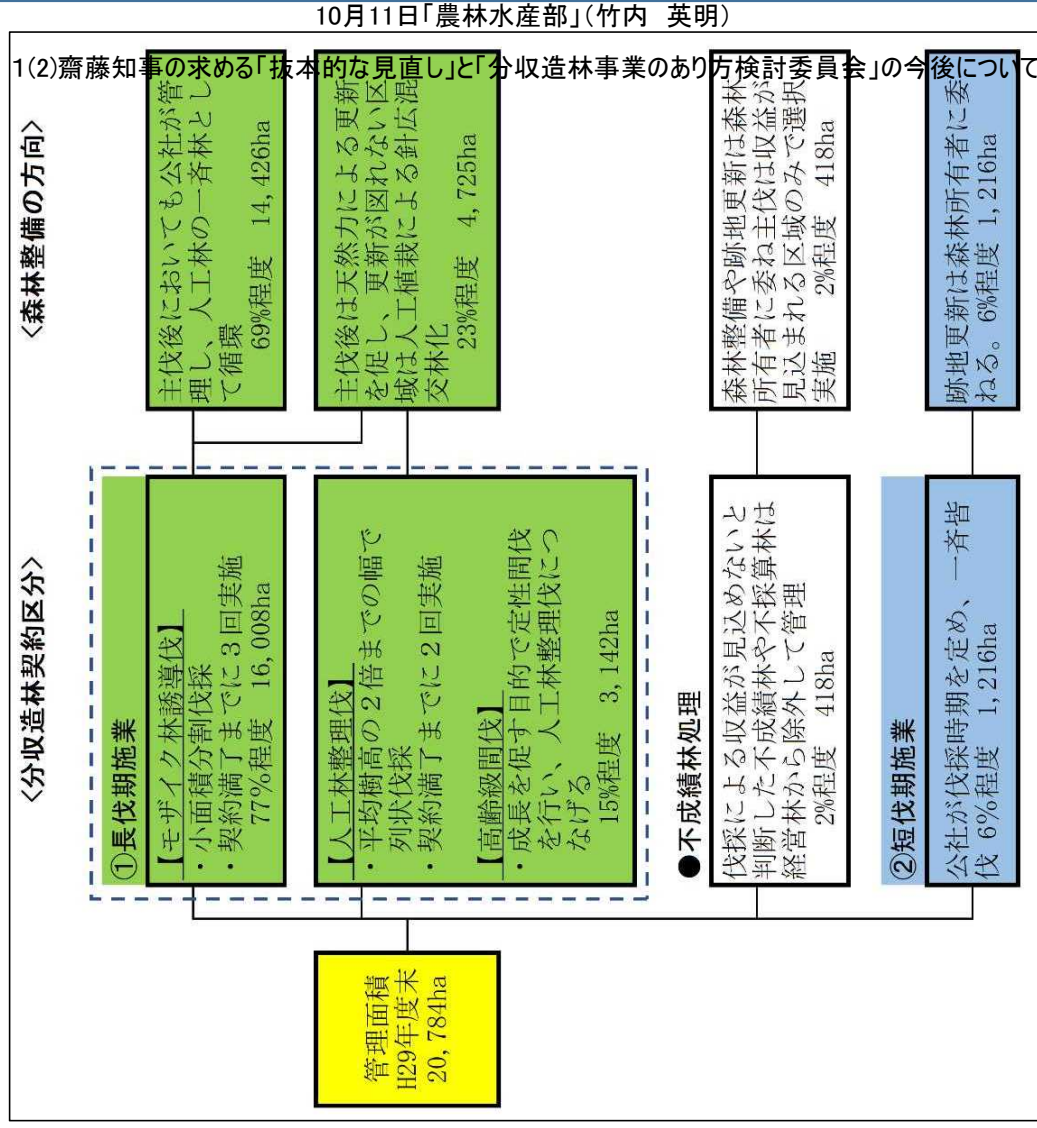
### 事例3 (公社)島根県林業公社

#### 【森林整備の方向性】

- ・ R3.6月見直しの第5次経営計画で位置づけ
- ・ 経営林を長伐期施業(92%)、短伐期施業(6%)、不成績造林地(2%)に区分
- ・ 長伐期施業の区分では、小面積や樹高の2倍までの幅での列状伐採を繰り返し実施

#### 【現状】

- ・ R1～4にかけ、長伐期施業区分で計188haの伐採を行い、103haの再造林を実施
- ・ 再造林は、林業適地並びに天然更新困難な箇所を実施
- ・ 天然更新箇所については、数年後の状況を確認し、必要に応じて植栽を行う考え



## 【分収造林事業を県営化】

### 事例5 青森県(社)青い森農林振興公社

#### 【森林整備の方向性】

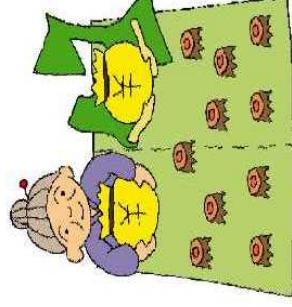
- ・ H19.3月策定の分収造林のあり方検討委員会最終報告書で位置づけ
- ・ 所有者の希望に応じて、契約期間を80～90年まで延長可能
- ・ 伐採後の公益的機能の悪化を防止するため、従来の収益分収方式に加え、新たな分収方式を導入

#### 【現状】

- ・ H30～R4に、約88haの契約地が満期を迎えた
- ・ 約7haが収益分収方式を、約81haが立木買取方式を採用
- ・ 契約満期を迎えた森林の約9割が、主伐されず、所有者が森林状態で管理

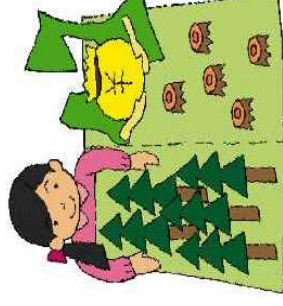
#### ア 収益分収方式

⇒全ての立木を一斉に売り払い、収益を分収する方式



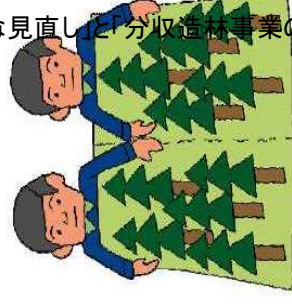
#### イ 立木分収方式

⇒契約者の持分を立木で残し、県の持分だけ売り払う方式



#### ウ 立木買取方式

⇒契約者が県の持分を買い取りし、全ての木を残す方式



## 【分収造林事業を県営化】

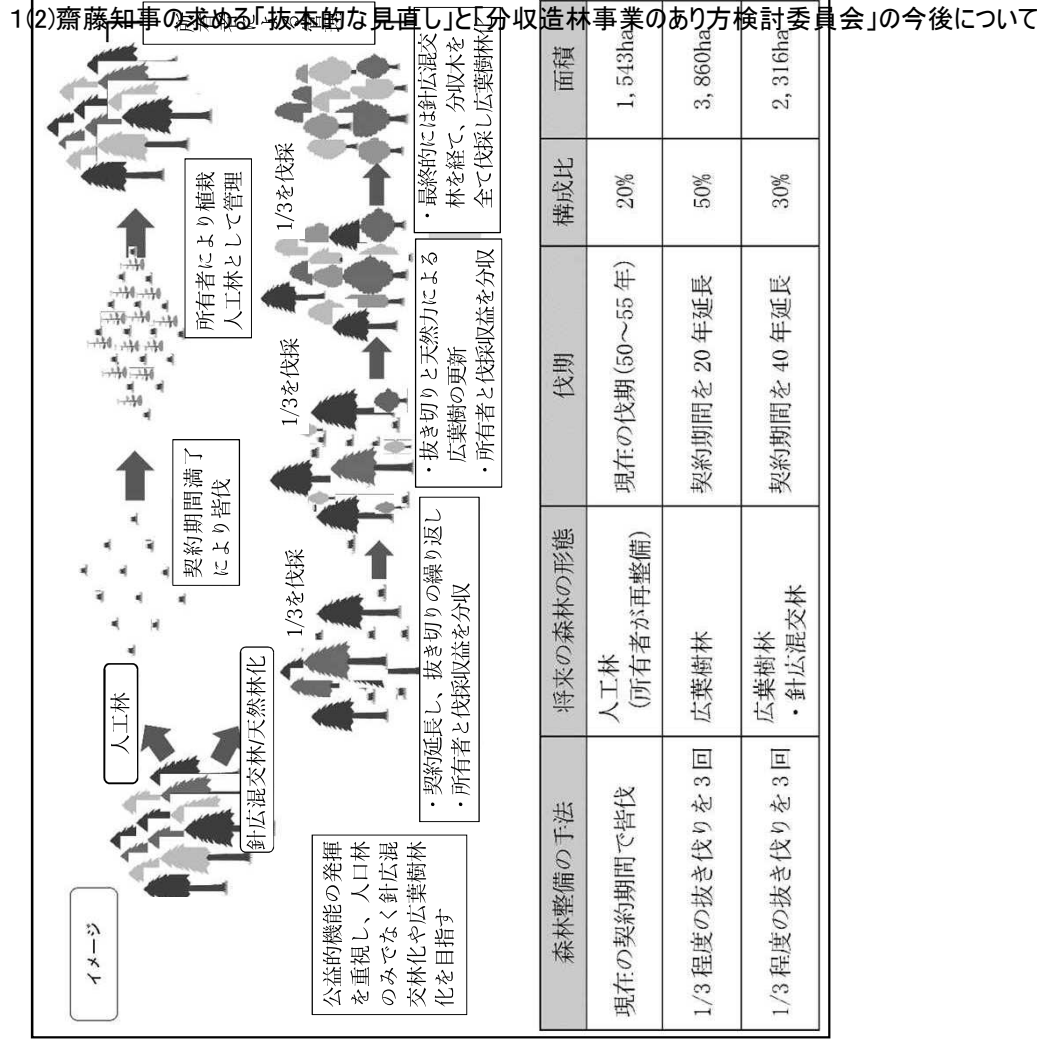
### 事例6 山梨県(財)山梨県林業公社

#### 【森林整備の方向性】

- ・ H23.12月策定の林業公社改革プランで位置づけ
- ・ 全体の2割は、契約期間で皆伐し人工林として管理
- ・ 全体の8割は、契約期間の延長と、1/3程度の抜き切り3回実施により広葉樹林化や針広混交林化を目指す

#### 【現状】

- ・ 満期を迎えた契約地が無いため皆伐実績無し
- ・ 1/3程度の抜き切りは、間伐率30%程度の1回目の利用間伐を順次実施中
- ・ 現時点では、更新の必要性は生じていない



## 【分収造林事業を県営化】

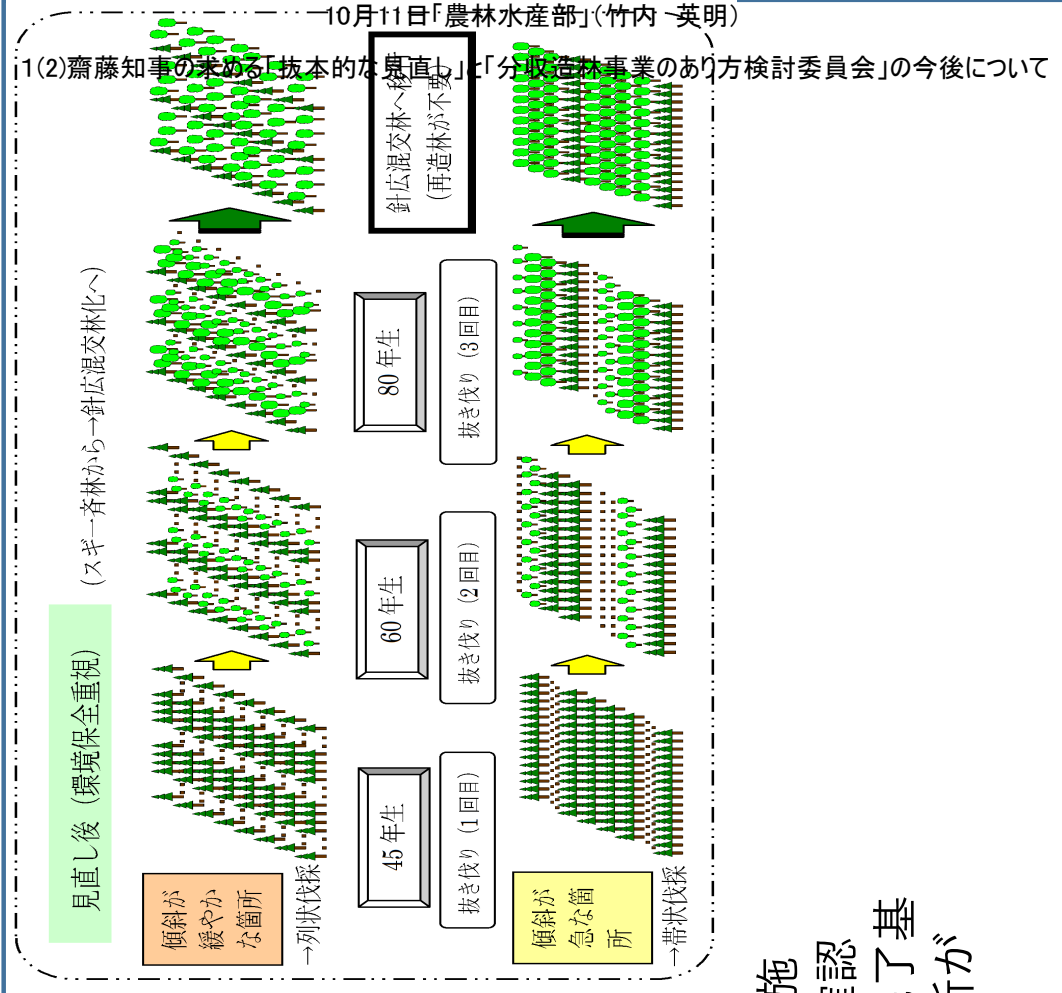
事例7 福井県(社)ふくい農林水産支援センター

### 【森林整備の方向性】

- ・ H25.2月策定のあり方検討委員会報告書で位置づけ
- ・ 非皆伐を原則とし、45年生、60年生、80年生の時点で、緩傾斜地は列状に急傾斜地は帯状に抜き切りを実施し、広葉樹の進入を促進を図る

### 【現状】

- ・ H26の県営化後、R4までに約1,680haの抜き切りを実施
- ・ 抜き切り後3年経過した2か所の事業地で更新状況を確認
- ・ 全県で獣害被害はあるものの、県が定める天然更新完了基準である3千本/ha程度の木本類を確認でき、概ね更新が進んでいる状況



※事例4 宮城県は債務整理、事例8 群馬県は事業廃止の事例であり、現状調査の対象外とした

分収造林事業のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条及び第10条第2号の規定に基づき、県事業の実施機関として公益社団法人ひょうご農林機構が実施する分収造林事業（以下「事業」という。）の長期収支や県財政負担への影響分析を行い、それらを踏まえた今後の実施方針等を議論するに当たり、専門的見地からの提言を得るため、分収造林事業のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の長期収支や県財政負担への影響分析
- (2) 事業の実施方針
- (3) その他事業の実施方針に応じた組織体制のあり方等、ひょうご農林機構関係部門の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる8人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、委員会開催前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会議の座長は、委員長がこれに当たる。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(謝金)

第7条 委員（大学教育職以外の県の職員である委員を除く。）が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。
- 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

- 第8条 委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。
- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。
  - 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、農林水産部林務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月17日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、農林水産部長が招集する。

別表（第3条関係）

氏 名	主 な 役 職
長谷川 尚 史	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授
大 住 克 博	鳥取大学農学部名誉教授
前 田 高 志	関西学院大学経済学部教授
茂木立 仁	弁護士
中 尾 志 都	公認会計士
枅 岡 望	日本土地山林(株)取締役山林部長
福 元 晶 三	宍粟市長
庵 途 典 章	佐用郡佐用町長

分収造林事業のあり方検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、分収造林事業のあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第10条の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開又は非公開の決定)

第2条 会議の公開又は非公開の決定は、委員長が、委員会に諮って行うものとする。

(会議の開催の公表)

第3条 会議の開催は、非公開とする場合を除き、会議の6日前までに公表するものとする。

2 公表内容は、会議の名称、日時、場所、議題、その他必要な事項とする。

(傍聴人)

第4条 傍聴人とは、委員会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、委員長が定めるものとする。

(傍聴の手続)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において、傍聴人受付簿（様式第1号）に必要事項を記入の上、申し出なければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) 張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、会議室において写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、撮影又は録音等の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願（様式第2号）を委員長に提出しなければならない。

(事務局員の指示)

第10条 傍聴人は、事務局員の指示に従わなければならない。

1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

(退場しなければならない場合)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員長が、会議の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人が、この要領の規定に違反し、委員長が退場を命じたとき

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年8月31日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(会議の公開又は非公開等の決定の特例)

- 3 この要領の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第2条の規定にかかわらず会議を公開し、第5条の規定にかかわらず傍聴人の定員を10名とする。



1(2)齋藤知事の求める「抜本的な見直し」と「分収造林事業のあり方検討委員会」の今後について

(様式第2号)

写真撮影等許可願	
撮影等年月日	
撮影等の目的	
撮影者等の 氏名・住所	
フラッシュ 使用等の有無	有 ・ 無
備考	
<p>上記のとおりご許可願います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>分収造林事業のあり方検討委員会委員長 様</p> <p style="text-align: right;">申込者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>	

# 分収造林事業（ひょうご農林機構）のあり方検討について

- ・ 元来、分収造林事業は、**森林所有者では造林困難な森林が対象で、機構が外部資金や経営技術を導入して、土砂流出防止、木材生産等の多面的機能を適正発揮**
- ・ 現行の木材価格では、分収収益で借入金を返済するスキームは成立しておらず、**実質的に債務超過と指摘**
- ・ 借入金の利息や元金償還時に、**県による支援が必要**

## ◎分収造林事業の状況

区分	内容	土地所有者 (土地提供)	分収造林契約	林業公社 (施業・資金)
管理面積	19,397ha	土地所有者 (土地提供)	分収造林契約	林業公社 (施業・資金)
契約相手	477者(977契約)※ 〔※市町7%、財産区等65%、 生産森林組合22%、個人等5%〕			
契約期間	基本80年 (最終契約～R60)			
分収割合	機構：所有者＝8:2※ ※H29～（変更前6:4）			
			植栽 保育 伐採	
			主伐収益 を分収	

## ◎借入金の状況

借入先	金額
兵庫県	23億円
日本政策金融公庫	288億円
民間金融機関	416億円
計	727億円

## ◎経営改善に向けたこれまでの取組み

### 〔県の取組〕

- ・ 約670億円の収支不足が見込まれたため、**行革プラン** (H20～)の中で、長期収支を適宜見直し【長期収支 ▲670億円 ⇒ 10億円】
- ・ 農林機構の借入金の**利息全額に対し利子補給を実施し、債務の増加を抑制**【R4：422百万円】

### 〔機構の取組〕

- ・ 除地協定締結(施業不要)による**公庫資金繰上償還**

R3包括外部監査で「**森林資産に多額の含み損があり将来の事業継続に疑義**」「**実質的に債務超過**」と指摘

## 分収造林事業の在り方検討の実施

## ◎あり方検討会における材価・施業コストの精査

主伐実績等を踏まえた現在の木材価格・施業コストは、**現計画と大幅に乖離**

[材 価]スギ 29,600円/m<sup>3</sup>(現計画) → 8,667円/m<sup>3</sup>(実勢)  
[施業コスト]皆伐 4,000円/m<sup>3</sup>(現計画) → 6,169円/m<sup>3</sup>(実勢)

## ◎今後の対応の方向性

- 事業の抜本的見直しは必須で、**森林の多面的機能の適正発揮、県財政への影響等を考慮し、総合的に検討**

農林水産資金特別会計(2023当初) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末支出(見込)額及び当該年度以降の支出予定額等調査

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 庫 支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和元年度 造林資金損失 補償費 (日本政策 金融公庫資 金)	公益社団法人兵庫みどり公社が公庫より受 けた融資元本〔融資限度額422,049千円、融 資期間(据置期間35年以内を含む。)55年 以内〕の償還期限到来後10箇月の期間満了 日において、公庫が弁済を受けなかった元 利合計額に相当する額。	令和2年 度～令和 4年度	0	令和5年 度～令和 57年度	限度額 に同じ	0	0	限度額 に同じ	0
令和2年度 造林資金損失 補償費 (日本政策 金融公庫資 金)	公益社団法人兵庫みどり公社が公庫より受 けた融資元本〔融資限度額219,829千円、融 資期間(据置期間35年以内を含む。)55年 以内〕の償還期限到来後10箇月の期間満了 日において、公庫が弁済を受けなかった元 利合計額に相当する額。	令和3年 度～令和 4年度	0	令和5年 度～令和 58年度	限度額 に同じ	0	0	限度額 に同じ	0
令和3年度 造林資金損失 補償費 (日本政策 金融公庫資 金)	公益社団法人兵庫みどり公社が公庫より受 けた融資元本〔融資限度額52,412千円、融 資期間(据置期間35年以内を含む。)55年 以内〕の償還期限到来後10箇月の期間満了 日において、公庫が弁済を受けなかった元 利合計額に相当する額。	令和4年 度	—	令和5年 度～令和 59年度	限度額 に同じ	0	0	限度額 に同じ	0
令和2年度 造林資金損失 補償費 (市中金融 機関資金)	公益社団法人兵庫みどり公社が市中金融機 関より受けた融資元本〔融資限度額 25,800,000千円、融資期間15年以内〕の償 還期限到来後10箇月の期間満了日におい て、市中金融機関が弁済を受けなかった利 息等に相当する額。	令和3年 度～令和 4年度	0	令和5年 度～令和 16年度	限度額 に同じ	0	0	限度額 に同じ	0
令和2年度 造林資金損失 補償費 (市中金融 機関資金)	公益社団法人兵庫みどり公社が市中金融機 関より受けた融資元本〔融資限度額 7,200,000千円、融資期間25年以内〕の償 還期限到来後10箇月の期間満了日におい て、市中金融機関が弁済を受けなかった利息等 に相当する額。	令和3年 度～令和 4年度	0	令和5年 度～令和 26年度	限度額 に同じ	0	0	限度額 に同じ	0
平成15年度 造林資金利 子補給費	559,259	平成16年 度～令和 4年度	24,394	令和5年 度～令和 14年度	5,853	0	0	5,853	0
平成16年度 造林資金利 子補給費	741,706	平成17年 度～令和 4年度	132,481	令和5年 度～令和 15年度	33,317	0	0	33,317	0
平成17年度 造林資金利 子補給費	1,028,106	平成18年 度～令和 4年度	16,751	令和5年 度～令和 16年度	6,045	0	0	6,045	0
平成18年度 造林資金利 子補給費	554,962	平成19年 度～令和 4年度	24,896	令和5年 度～令和 17年度	10,761	0	0	10,761	0
平成19年度 造林資金利 子補給費	1,531	平成20年 度～令和 4年度	1,004	令和5年 度～令和 18年度	525	0	0	525	0

## ひょうご農林機構に係る将来負担額について

### 1 将来負担額（令和4年度決算）

（単位：千円）

損失補償に係る債務残高 （損失補償付債務）	×	算入率	=	損失補償債務 等負担見込額
28,816,884		90%		25,935,196

### 2 算入率について

総務省告示に基づき、債務区分をE（地方団体実質負担債務）区分として、算入率を90%としている。